

公認会計士・監査審査会の役割と モニタリングレポート・ 監査事務所検査結果事例集

一般社団法人日本内部監査協会講演会
2025年10月16日（収録）

公認会計士・監査審査会
会長 青木 雅明
主任公認会計士監査検査官

第1部

公認会計士・監査審査会の役割

公認会計士・監査審査会
会長 青木 雅明

構成

- I. 審査会の目的
- II. 審査会の組織と業務内容
- III. 監査事務所に対するモニタリング
- IV. モニタリングに基づく情報の提供

I 審査会の目的

- 公認会計士・監査審査会（以後、審査会）は、平成16年4月、平成15年に改正された公認会計士法に基づき、従前の公認会計士審査会を改組・拡充して設置された。
 - － 当時、金融審議会・公認会計士制度部会では、会計不正事件に対する米国での対応などの動向を踏まえ、制度の在り方についての検討が行われていた。
 - － 検討の中で、行政において、監視・監督の立場から、「自主規制」の限界を補完することの必要性が指摘された。

I 審査会の目的

- 公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来7期21年にわたり、公認会計士**監査の品質の向上**を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。（「監査事務所等モニタリング基本方針」令和7年、1頁）

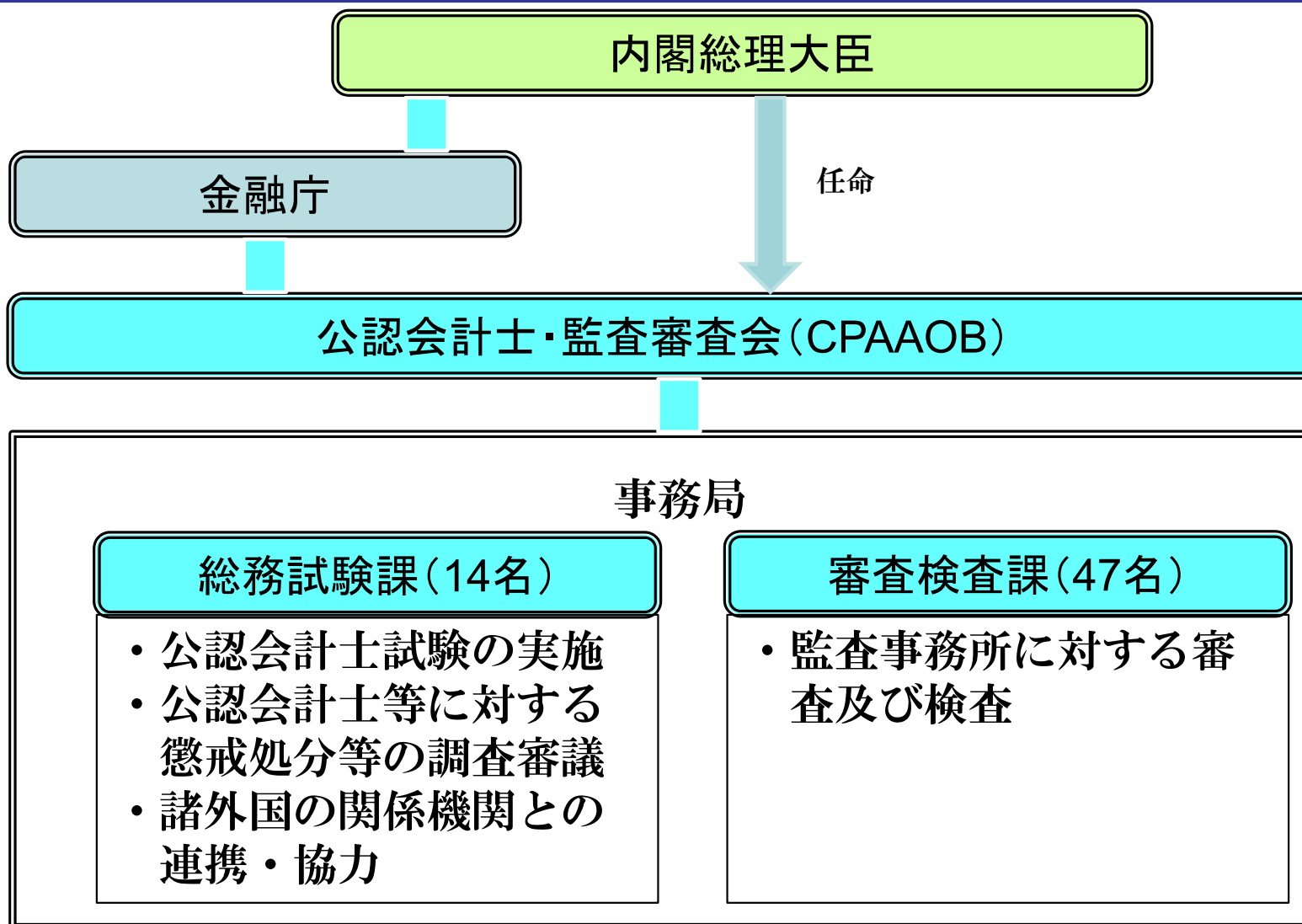
Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- ・ 審査会の組織に関する公認会計士法等における規定の概要
 - － 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。（第35条の2）
 - － 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。（第36条）
 - － 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。（第37条）
 - － 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。（第37条の2）

Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- － 会長及び委員の任期は、三年とする。会長及び委員は、再任されることができる。（第37条の3）
- － 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。（第41条）
- － 事務局長は、関係のある他の職を占める者を充てることができる。（公認会計士・監査審査会令第1条）
- － 事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官七人及び公認会計士監査検査官三十八人を置く。
（公認会計士・監査審査会事務局組織規則第1条）

Ⅱ 審査会の組織と業務内容



上記人員数は、令和6年度末定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会』(パンフレット) 令和4年度版、2頁。一部修正)

Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- IFIAR＝監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）との連携・協力
 - － 平成18年に設立された、各国の監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることが目的
 - － わが国からは、金融庁及び審査会が参加。令和7年6月時点のメンバーは56の国と地域。代表理事会は、最大16当局で構成。わが国は、理事国の一つ
 - － 審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じ、各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査品質の向上に取り組んでいる。

Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- － 平成28年12月、わが国のステークホルダーとIFIARの関係強化、事務局の活動支援、監査品質の向上への貢献等を目的として、日本IFIARネットワークを設立
- － 平成29年4月、IFIARは、東京に本部事務局を設置。金融庁及び審査会は、わが国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を実施
- － 令和5年4月、IFIAR本会合において、金融庁・長岡隆審議官（当時：審査会事務局長兼総合政策局審議官）がIFIAR議長に就任（令和7年4月まで）
- － 令和6年4月、大阪にてIFIAR本会合。監査法人のガバナンス、サステナビリティ情報の開示及び保証、監査法人によるテクノロジー活用増加など、最近の監査監督に関する論点について議論

Ⅲ 監査事務所に対するモニタリング

1. 審査会の権限
2. 審査及び検査の位置付け
3. 品質管理レビューと審査
4. 報告徴収
5. 検査の概要
6. 検査の実施状況

Ⅲ-1 審査会の権限

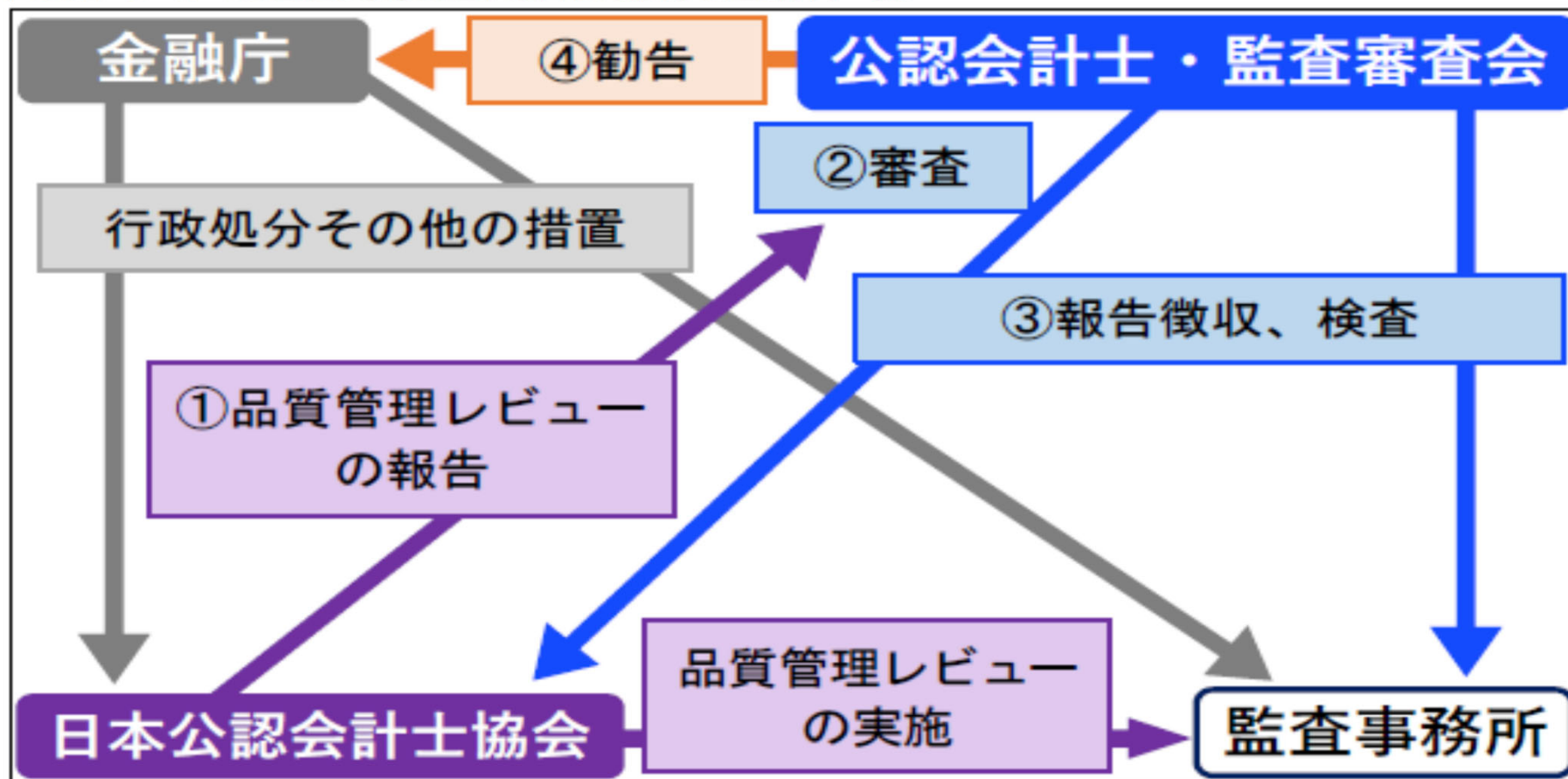
- ・ 公認会計士法による内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任。金融庁長官は、委任された権限のうち、以下の権限を審査会に委任。
(第49条の4)
 - ① 品質管理レビューの報告の受理に関する事務
 - ② 日本公認会計士協会（以後、協会）に対する報告徴収・立入検査権限
 - ③ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収権限
 - ④ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人その他関係先に対する立入検査権限

Ⅲ- 1 審査会の権限

- 審査会は、スライド11の権限を行使した場合、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士等の監査証明業務、又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。（第41条の2）

Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

図表Ⅱ-1-1 <審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム>



(審査会『令和7年版モニタリングレポート』、39頁)

Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

- ・ 審査会の監査事務所に対する審査及び検査の方針は、「監査事務所等モニタリング基本方針」及び「監査事務所等モニタリング基本計画」により示される。
 - － 「**基本方針**」は、審査会の各期（1期3年）毎に公表。第8期（令和7年4月～令和10年3月）の基本方針は、令和7年5月28日に公表
 - － 「**基本計画**」は、基本方針に基づいて策定し、各事務年度毎に公表。令和7事務年度（令和7年7月～令和8年6月）の基本計画は、令和7年7月18日に公表

Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

- ・ 審査会のモニタリングの考え方（「基本方針」令和7年、3頁）
 - － 審査会のモニタリングは、常に**国民の視点という公益的立場**に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、**監査事務所自ら**による監査の品質の確保・向上を**継続的に促し**、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする。
 - － モニタリングの実施に当たっては、**個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく**、・・・監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所の監査の**品質管理を含む業務の適正な運営の確保**を図ることとする。

Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

- モニタリングの実施に当たって重視する事項
 - ・ 監査事務所のガバナンスが監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっていること。
 - ・ 上場会社等の監査を行う監査事務所については、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の趣旨を踏まえ、監査の品質の確保及びその持続的向上に向けて、経営機能が実効的に発揮されていること、また、経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能が確保されていること。

Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

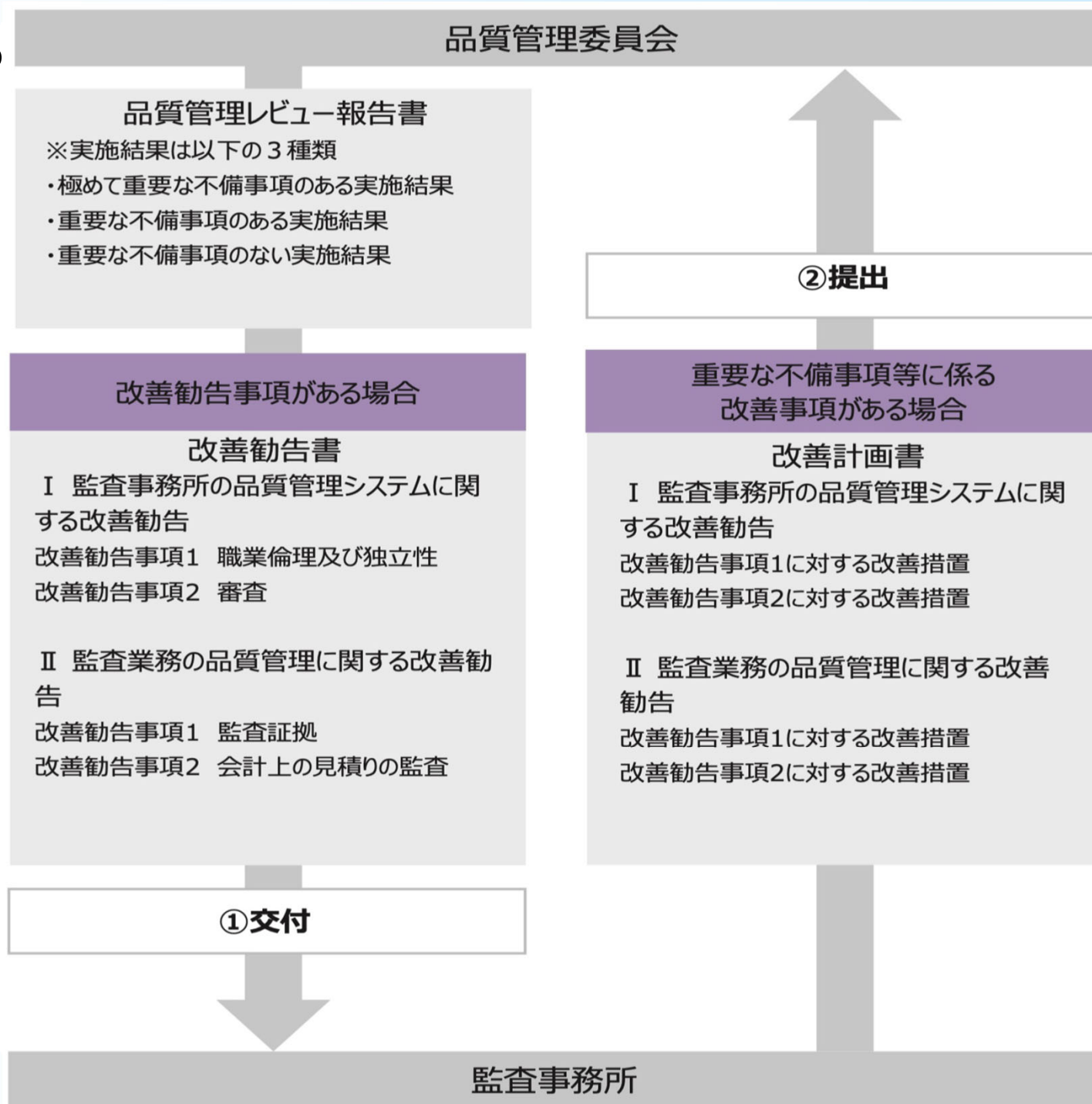
- ・ 監査の実施に当たり、**職業的懐疑心を適切に発揮**されていること、また、各監査業務が内包する監査リスクを適切に把握した上で、**当該リスクに見合う監査資源が確保・投入**されていること。
- ・ **監査の基準や、監査の基準が求める手続の水準を的確に理解**した上で、監査が実施されていること。
- ・ 協会による品質管理レビューや審査会によるモニタリングを通じて検出された問題点について、**根本原因を的確に究明した上で、これに適切に対応する改善措置が実施**されていること。

- 品質管理レビュー＝協会が、公認会計士法に基づき、監査事務所が行う
監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について確認する制度

【品質管理レビューの種類】

	通常レビュー(注)	特別レビュー	登録の審査のための レビュー
目的	監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の確認	監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況の確認	監査事務所の品質管理システムの整備の状況及び上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制整備状況の確認
実施 頻度	原則として3年に一度の頻度で実施。なお、品質管理委員会の判断に基づき、実施頻度を短縮し、又は伸長して実施する場合もあるが、少なくとも5年に一度の頻度で実施する。	品質管理委員会が必要と認める場合に、下記の事項などについて適時に確認するために実施。 ・ 監査事務所の品質管理体制 ・ 監査実施状況 ・ 特定のテーマ	以下に該当する場合には、上場会社等監査人登録審査会から品質管理委員会に対する要請に基づき実施。 ・ 登録申請時 ・ 上場会社等監査人に対して適格性の確認その他必要と認めたとき
対象	通常レビュー対象監査事務所	監査契約を締結している全ての監査事務所	① 登録申請者 ② 通常レビュー対象監査業務がない登録上場会社等監査人
手法	往査	往査、聴取又は書面	往査

【改善勧告事項がある場合の対応】



Ⅲ-3 品質管理レビューと審査

図表Ⅱ-1-2 <令和6年度品質管理レビューの状況（単位：事務所数）>

区分	実施先	実施結果の状況			改善勧告事項の有無	
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	有	無
監査法人	41	37	4	0	39	2
共同事務所	1	1	0	0	1	0
個人事務所	10	7	2	1	11	0
合計	52	45	6	1	50	2

（注1）重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（注2）極めて重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

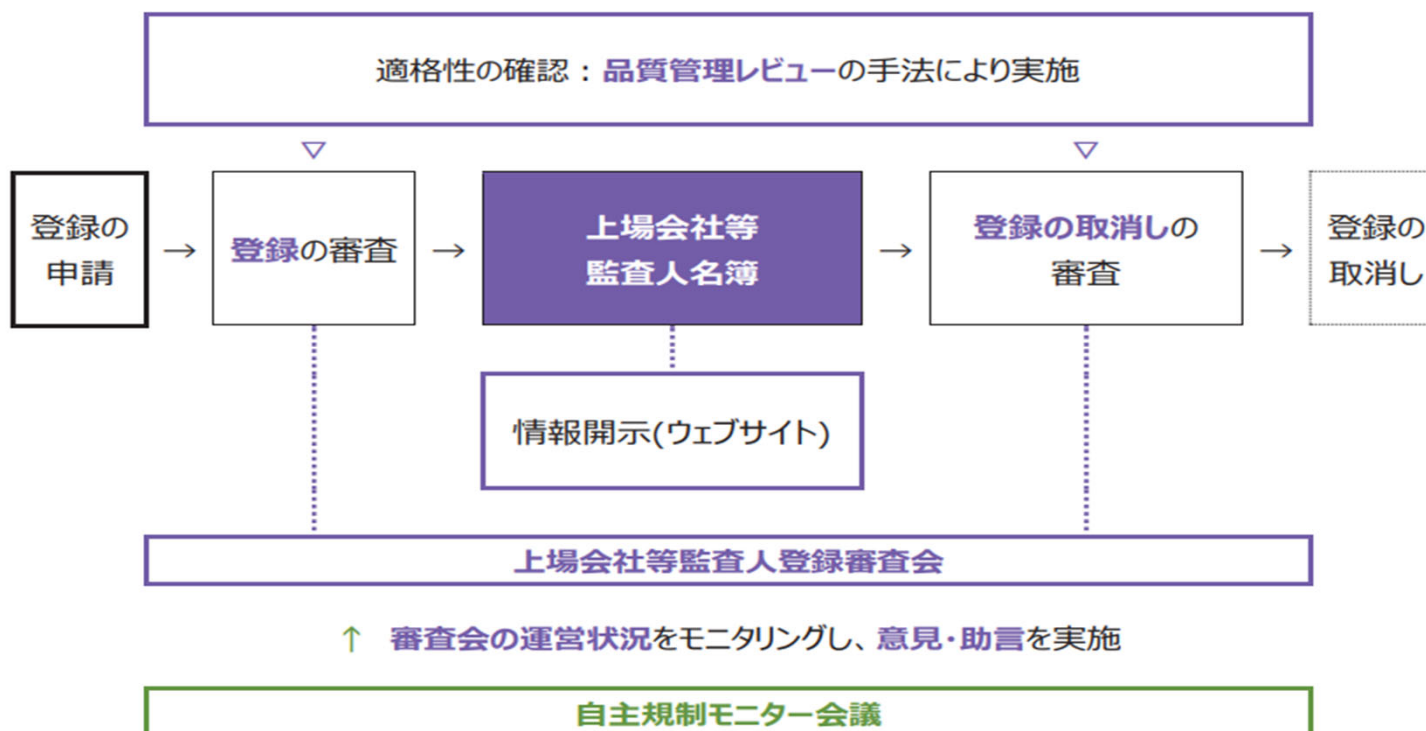
（注3）重要な不備事項のない実施結果が表明された場合であっても、改善が必要と認められる事項（改善勧告事項）が発見された監査事務所に対しては、改善勧告事項が通知される。

（出典）協会資料より審査会作成

Ⅲ-3 品質管理レビューと審査

- 上場会社等監査人登録制度＝上場会社の監査を担う監査事務所に上場会社等監査人名簿への登録を義務付ける制度。令和4年公認会計士法等の改正により導入

【上場会社等監査人登録制度の全体像】



(日本公認会計士協会『2024年度 自主規制レポート』59頁)

Ⅲ-3 品質管理レビューと審査

- 協会は、審査会に対して、月次報告書及び年次報告書を提出するほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行う。
- 審査会は、品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査
- 審査会は、審査における分析結果等を踏まえ、検査の必要性等を検討

Ⅲ-4 報告徴収

- 審査会は、必要があると認めるときは、協会又は監査事務所に対し、報告徴収を実施。監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促すため、また、検査を効率的に実施するため、下記のような報告徴収を適時に実施
 - ① 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収
 - 情報を定時かつ継続的に把握・分析し、その後実施する当該監査法人の検査に役立てるほか、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握に活用
 - 大手監査法人については、原則、検査に対するフォローアップ（当該検査での指摘事項の改善状況の検証）を、報告徴収により実施。なお、検査結果等を踏まえ、検査により実施する場合がある。令和6事務年度、1法人について、報告徴収によるフォローアップを実施
 - ② 中小規模監査事務所に対する報告徴収
 - 品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、情報を収集・分析。必要に応じてヒアリングを実施
 - 令和6事務年度、52事務所に対して実施。うち8事務所について対面又はリモートでヒアリング

Ⅲ-4 報告徴収

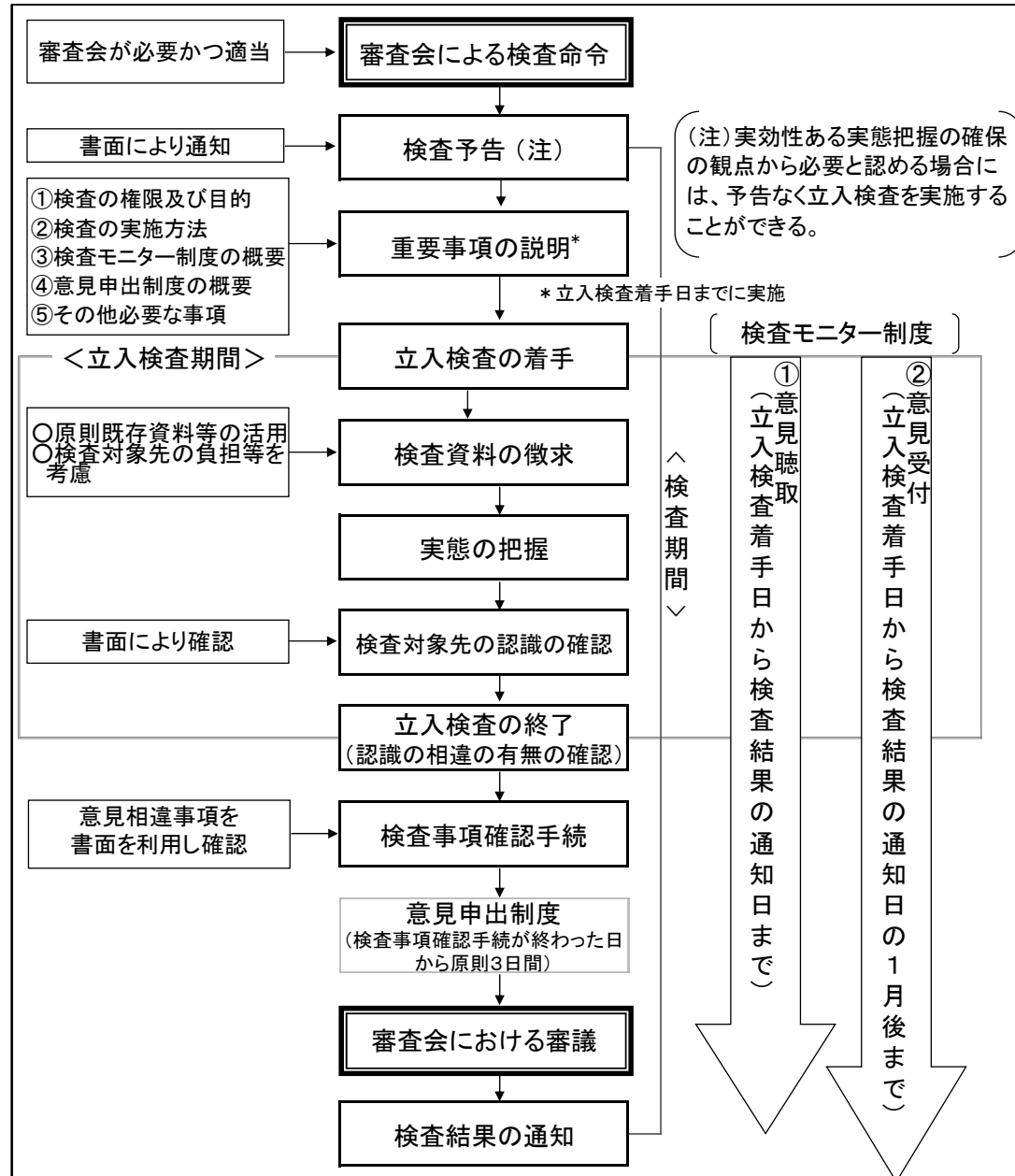
③ 検査結果通知後のフォローアップ

- 中小規模監査事務所に対して、検査結果通知の一定期間後に、改善状況をフォロー
- 令和6事務年度は、該当する事務所なし。

④ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

- 総合評価が区分4となった場合、当該監査事務所に対して検査結果の通知と同時に報告徴収を実施。速やかな改善を促す。
- 令和6事務年度は、8事務所（うち6事務所は、令和2、令和4及び令和5事務年度に④の報告徴収を実施した事務所に対して継続して実施）に対して実施
 - ✓ 大手監査法人＝概ね100社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上所属する監査法人
 - ✓ 準大手監査法人＝大手監査法人に準ずる規模の監査法人
 - ✓ 中小規模監査事務所＝大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所

図表Ⅱ-1-3 <検査の標準的なフロー>



（審査会『令和7年版モニタリングレポート』、47頁）

Ⅲ-5 検査の概要

- 検査方法
 - － 原則として、検査官が監査事務所に赴き、事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の実施状況を検査
 - 近年、監査事務所から借り受けた、PCによる監査調書等の閲覧やウェブ会議システムによるヒアリングを実施するなどリモートでの検査手法を併用
 - － 検査対象となる個別監査業務は、リスク・ベースで選定
 - － 検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリング等を通じて実施
 - － 原則として監査事務所の既存資料等を活用。既存資料以外の資料を求める場合、必要性を十分に検討
 - － 検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所の責任者に対して確認

Ⅲ-5 検査の概要

- 検査事項確認手続
 - － 主任検査官は、立入検査終了後、検査において認められた問題点等を取りまとめた上で、監査事務所に伝達。監査事務所の認識を聴取し、その時点で意見相違となっている事項を確認
- 意見申出制度
 - － 意見相違事項がある場合、監査事務所は、審査会事務局長宛てに書面にて意見の申出を行うことができる。
- 検査モニター制度
 - － 監査事務所から検査官の検査手法等に関する意見を受付。検査の実態を把握し、適切かつ効率的な検査の実施に役立てる目的
 - － 総務試験課長等が、監査事務所を訪問し、責任者から意見を聴く「意見聴取」とメール又は郵送で意見を受付ける「意見受付」がある。

Ⅲ-5 検査の概要

- 検査結果通知書

図表Ⅱ-1-7 <検査結果通知書の記載項目>

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況
4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況

（審査会『令和7年版モニタリングレポート』、52頁）

Ⅲ-5 検査の概要

- 総合評価＝監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況の評価結果に基づき、次の5段階に区分
 - － 良好であると認められる（総合評価：1）
 - － 改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）
 - － 改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）
 - － 良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）
 - 総合評価4の場合、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、改善計画を含む改善の実施状況について報告を受ける。
 - － 著しく不当なものと認められる（総合評価：5）
 - 総合評価5の場合、金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う。

Ⅲ-6 検査の実施状況

- 検査の実施頻度
 - － 大手監査法人＝原則２年に一度の頻度で検査を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度に実施した検査での指摘事項の改善状況の検証）を実施。なお、フォローアップは、原則、報告徴収による。
 - － 準大手監査法人＝原則２年に一度の頻度で検査を実施
 - － 中小規模監査事務所＝品質管理レビューの結果、監査事務所の業務管理態勢、上場被監査会社のリスク等を踏まえ、必要があると認める場合。上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。

Ⅲ-6 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-4 <直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

事務年度	R 2 (注1)	R 3 (注1)	R 4	R 5	R 6
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	2	2	2
準大手監査法人	2	1	2	2	2
中小規模監査事務所	4	4	5	5	3
外国監査法人等（注2）	0	0	1	0	0
合計	10 (2)	9 (2)	10	9	7

（注1）括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

（注2）外国監査法人等については、「2. 外国監査法人等関係」（56ページ）を参照のこと。

（出典）審査会検査結果より審査会作成

（審査会『令和7年版モニタリングレポート』、49頁）

Ⅲ-6 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-5 <検査件数・検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規監査事務所
検査件数（件）	9	7	11
平均検査官数（人）	8.7	8.0	5.1
平均検査期間（日）	243.1	182.4	137.9
平均個別監査業務選定数（社）	6.1	5.0	2.9

（注１）令和２事務年度から令和６事務年度の５年間に実施し、終了した検査が対象。外国監査法人等検査、フォローアップ検査、意見申出のあった案件及び金融庁長官に勧告した案件は、通常の検査とは異なる手続を含むため除いている。

（注２）検査期間とは、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）から検査結果通知日までの間（暦日ベース）をいう。

（出典）審査会検査結果より審査会作成

（審査会『令和７年版モニタリングレポート』50頁）

Ⅲ-6 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-9 <直近5年間の検査における総合評価の状況（単位：事務所数）>

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	－	－	－
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	－	－
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	－	2	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	－	3	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	－	－	10

（注1）令和2事務年度から令和6事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所

（注2）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

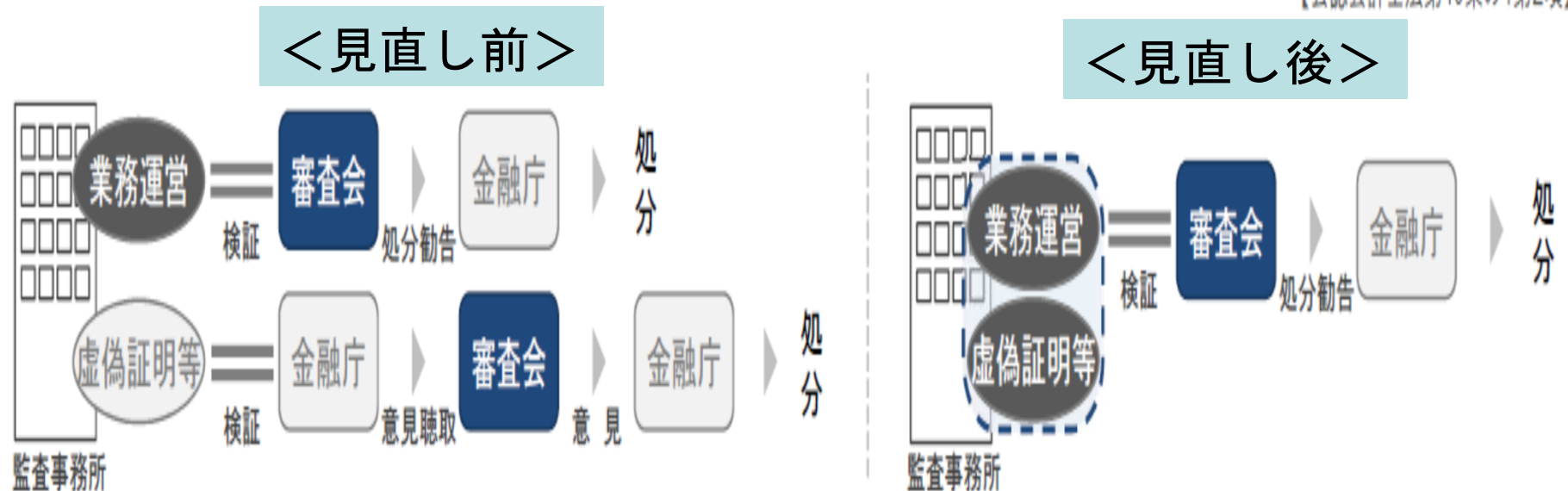
（出典）審査会検査で把握した内容に基づき、審査会作成

（審査会『令和7年版モニタリングレポート』、54頁）

(参考) 検査権限等の見直し

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

- 公認会計士・監査審査会の立入検査等において、監査法人等の業務運営に加え、虚偽証明等の検証も行えることとする。
【公認会計士法第49条の4第2項】



-2-

(金融庁「説明資料 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」2022年3月、2頁。
一部修正)

IV モニタリングに基づく情報の提供

- 被検査監査事務所は、被監査会社の監査役等に対し、以下の事項を伝達しなければならない。
 - － 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」及び監査事務所の対応状況
 - － 検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況
 - 協会の監査基準報告書は、監査事務所に、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に書面で伝達するように要求
- 令和6年6月、審査会は、検査結果の第三者への開示に関する取扱いについて、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等を改正。検査結果の第三者開示にあたり、審査会の事前の承諾を不要とする開示先について、被監査会社の監査役等に加え、被監査会社の取締役並びに親会社の監査役等及び取締役などを追加している。

また、審査会の承諾を得た上で、検査結果を以下の者の開示することができる。

 - － 被監査会社の子会社の監査役等及び取締役
 - － 潜在的な被監査会社等

IV モニタリングに基づく情報の提供

- モニタリングレポート
 - 読み手として、監査会計の専門家や市場関係者だけでなく、学生や社会人など一般の人々を視野に入れる。
 - 読み手の監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させる。
- 検査結果事例集
 - 読み手として、監査事務所の社員・職員、被監査会社の取締役・監査役等、市場関係者を想定する。
 - 優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、深度ある分析を行った上で改訂し公表する。

第2部 モニタリングレポート・ 監査事務所検査結果事例集

公認会計士・監査審査会
主任公認会計士監査検査官

I. モニタリングレポート

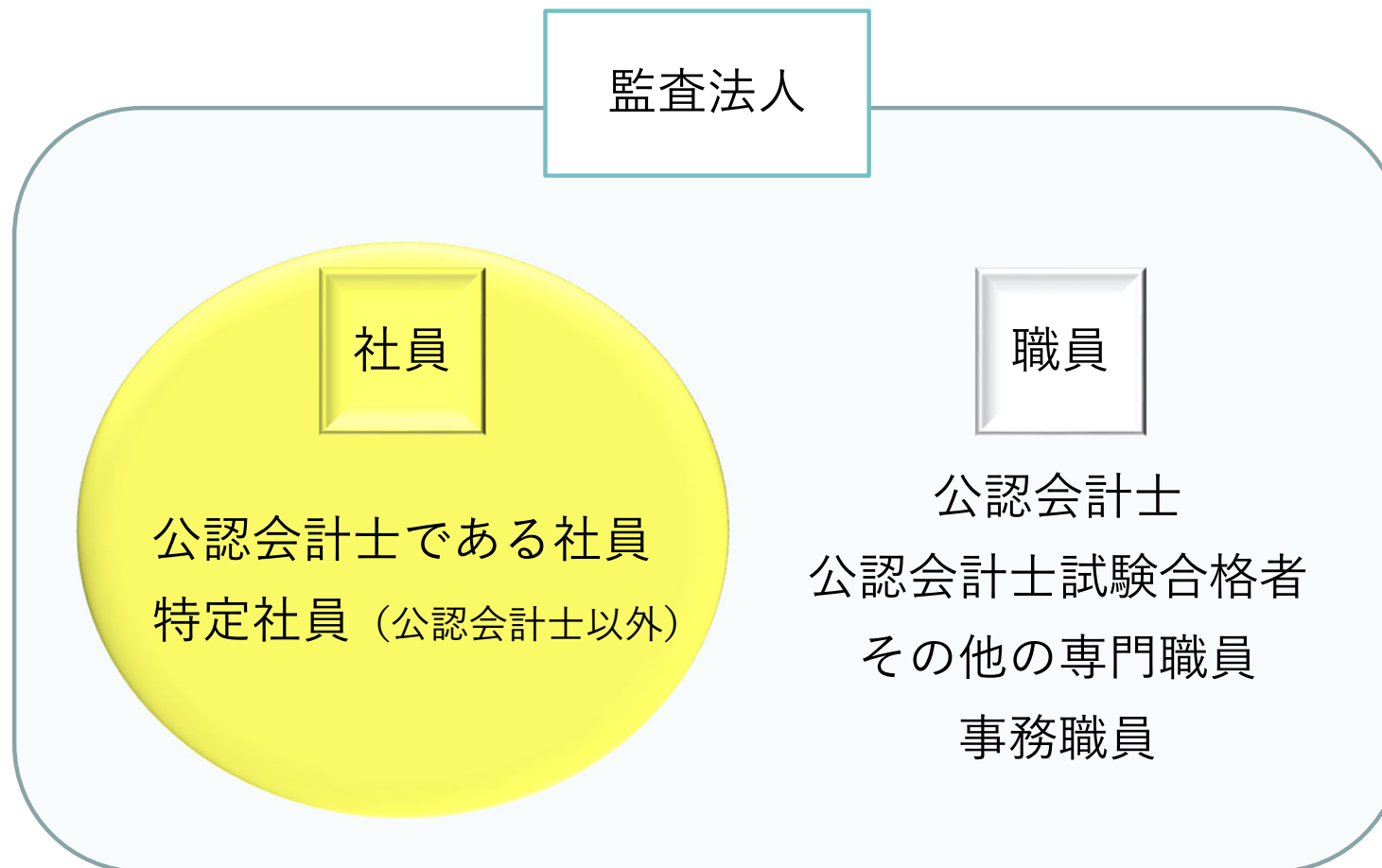
構成

I. モニタリングレポート

1. 監査法人の組織
2. 監査法人の規模別シェア
3. 会計監査人の異動
4. 監査法人のガバナンス・コード
5. ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティ
6. グローバルネットワークとの提携
7. 監査をめぐる環境変化への対応

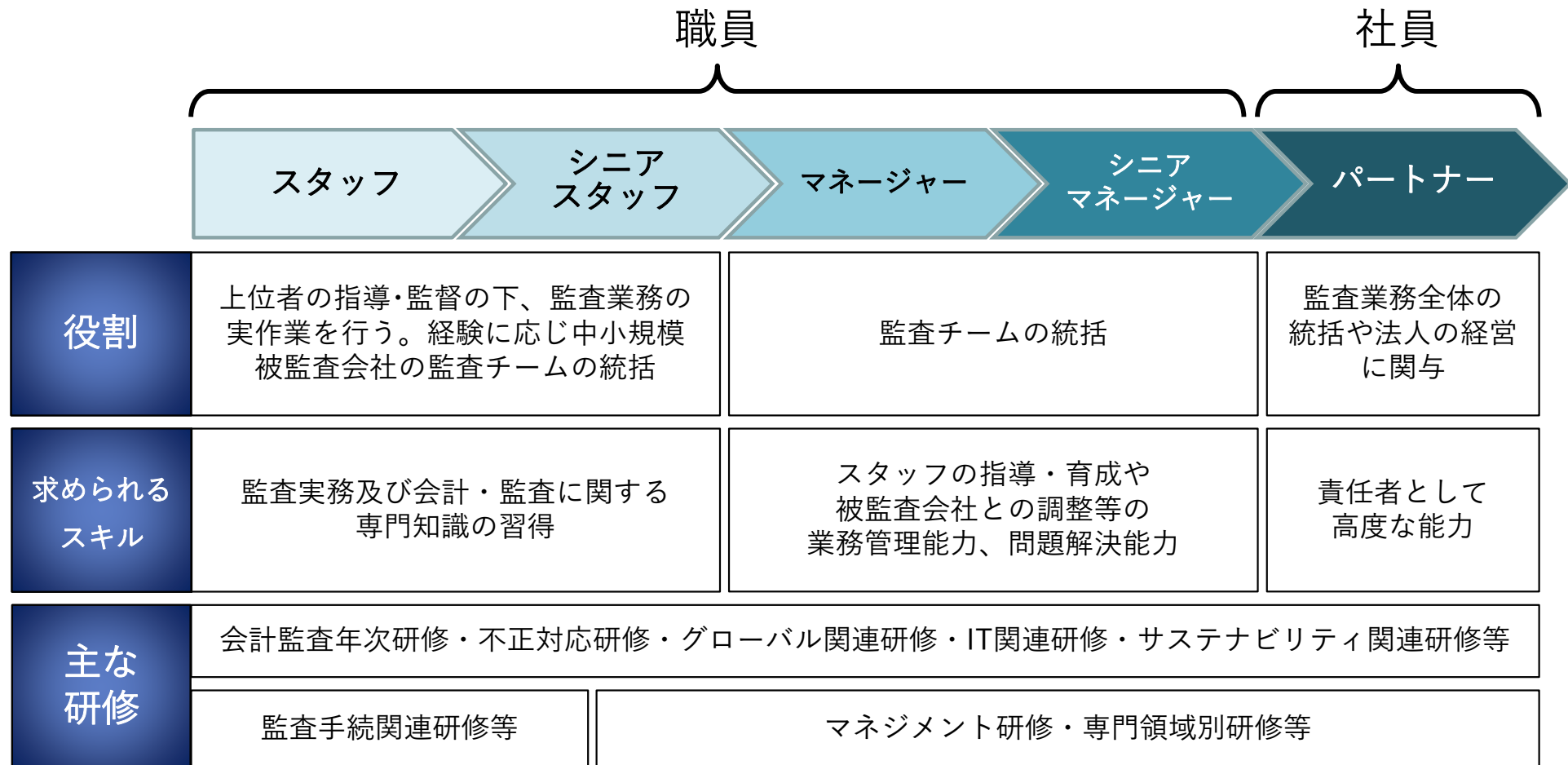
1. 監査法人の組織

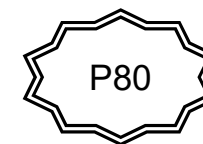
人員構成イメージ



1. 監査法人の組織

職階イメージ（大手監査法人）





1. 監査法人の組織

監査チームの編成例（大手監査法人における監査チーム編成（大規模国内上場会社）と主な役割）

		職階	主な役割
監査責任者 3 人		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士A	シニアマネージャー、マネージャー	監査チームの統括、監査業務の統括
	公認会計士B	シニアマネージャー、マネージャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士10人	マネージャー、シニアスタッフ	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者13人 (公認会計士試験合格者等)	スタッフ	重要な監査領域以外の監査手続
	その他の監査補助者 4 人 (監査アシスタント)	アシスタント	データ加工、事務的な証憑突合等の重要な判断を伴わない作業、残高確認状の発送・回収管理、監査調書の管理
内部専門家 7 人（注2）		パートナー、マネージャー、シニア等	被監査会社のIT統制の評価、法人税等の処理の検証、退職給付債務の妥当性の検証

（注1）被監査会社の連結売上高約1.6兆円、監査時間約15,000時間の監査チームの事例

（注2）内部専門家は必要に応じて監査チームに配置される。

（出典）審査会検査で把握した内容に基づき、審査会作成

1. 監査法人の組織

P68

監査法人の規模別の特徴①

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約240人～約570人	約40人～約100人	～約50人 ^(注)
常勤職員数	約3,300人～約7,700人	約210人～約950人	～約110人 ^(注)
意思決定機関	・最高意思決定機関は社員(総)会 ・その下に理事会や経営会議等の機関を設置	・最高意思決定機関は社員(総)会 ・その下に理事会等の機関を設置	・社員(総)会で多くの意思決定を行う ・規模が大きい法人では、社員(総)会の下に理事会等の機関を設置
監督・評価機関	・理事会や経営会議等の経営執行機関を監督・評価する機関を設置	・監督・評価機関を設置しているが、その権限は大手監査法人と比べると限定されている	・小規模であることを理由に、監督・評価機関を設置せず、社員間で相互牽制を行う法人が多い
	・「指名(経営執行責任者を含む役職者の選任等)」、「報酬(役職者の評価、報酬の決定等)」、「監査(会計及び業務監査等)」の小委員会に加え、「公益(公益性の観点から経営執行を監視)」の小委員会を設置	・「指名」、「報酬」、「監査」の小委員会を設置していない法人が多い	
	・独立性を有する第三者(以下「独立第三者」という。)を監督・評価機関や小委員会の構成員として活用	・独立第三者を監督・評価機関の構成員として活用しているが、独立第三者の関与は、経営執行機関に対する助言・提言にとどまっている状況もみられる	・独立第三者を選任して、業務運営上の会議等に参加させている法人や、経営評議会・経営監視委員会・監事会などの構成員として活用している法人が多い

(出典) 審査会検査、報告徴収及び業務報告書より審査会作成

(注) 社員数及び常勤職員数が大きく乖離している1法人を除く。

1. 監査法人の組織

P68

監査法人の規模別の特徴②

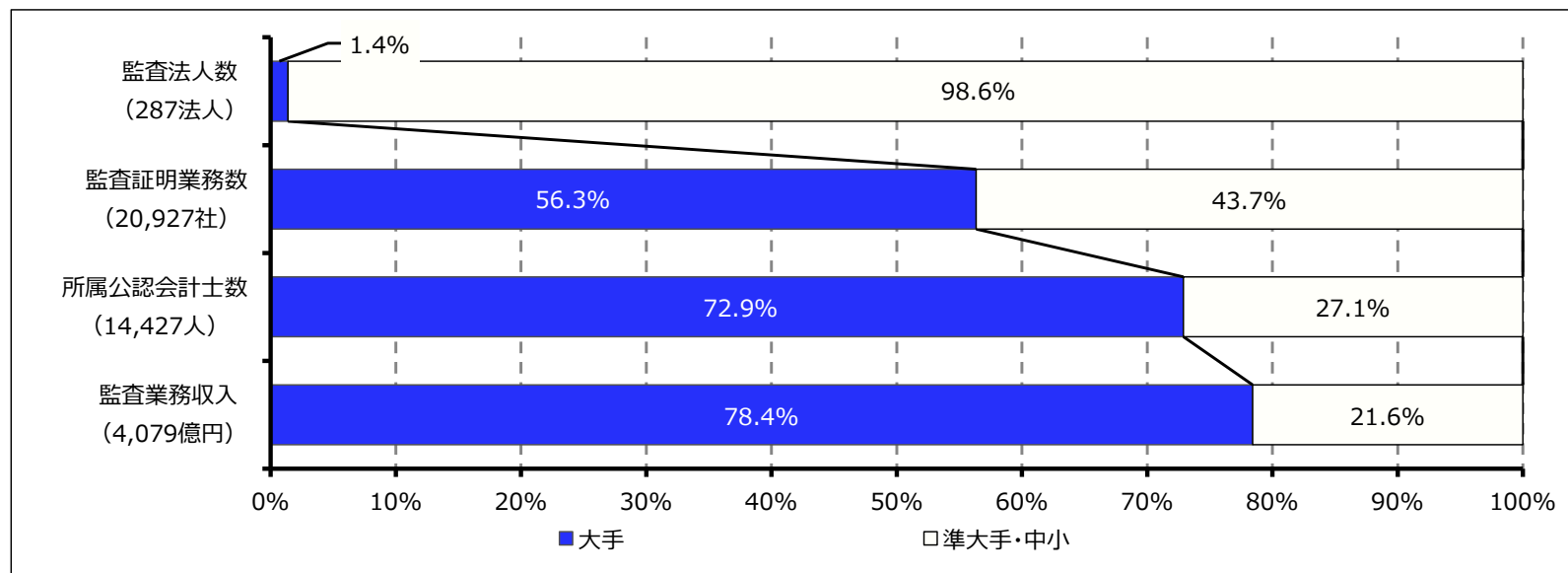
	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
業務運営機関の整備状況	・複数の監査事業部を設置するほか、地区事務所を含めた運営を行う ・金融専門の部門を設置 ・品質管理やリスク管理等の担当部門を設置	・複数の監査事業部を設置するほか、地区事務所を含めた運営を行う ・品質管理の担当部門を設置	・部門を設けず主要業務を担当する社員を任命する例が多い ・規模が大きい法人では、準大手監査法人に準じた部門を設置
事務所数	・三大都市（東京特別区、大阪市及び名古屋市）に加え、全国規模で地区事務所を設置している例が多い	・主たる事務所に加え、三大都市に事務所を設置している例が多い	・主たる事務所のための例が多い
品質管理部門の整備状況	・品質管理部門の下に、監査マニュアルの見直しや周知、会計処理の相談、IFRSや米国会計基準の相談、審査、定期的な検証等の担当部門を設置 ・監査契約や独立性、監査リスクのモニタリング等のリスク管理を行う部門を設置 ・監査業務部門に品質管理の機能を持たせる例も多い	・品質管理部門の下に、リスク管理や会計処理の相談、審査、定期的な検証等の担当部門を概ね設置している	・部門を設けず、品質管理担当として監査業務を兼任する社員を任命する例が多い ・規模が小さい法人では、代表者が品質管理担当を兼務する例もある

(出典)審査会検査、報告徴収及び業務報告書より審査会作成

(注) 社員数及び常勤職員数が大きく乖離している1法人を除く。

2. 監査法人の規模別シェア

大手（4大）監査法人への集中



（出典）令和5年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計。審査会作成

主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース）

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	97%	99%	89%

（出典）以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出

日本（日経225）：QUICK、取引所データ（令和7年3月末時点）を審査会で集計

米国（S&P500）：Bloombergデータ（令和7年3月31日時点）を審査会で集計

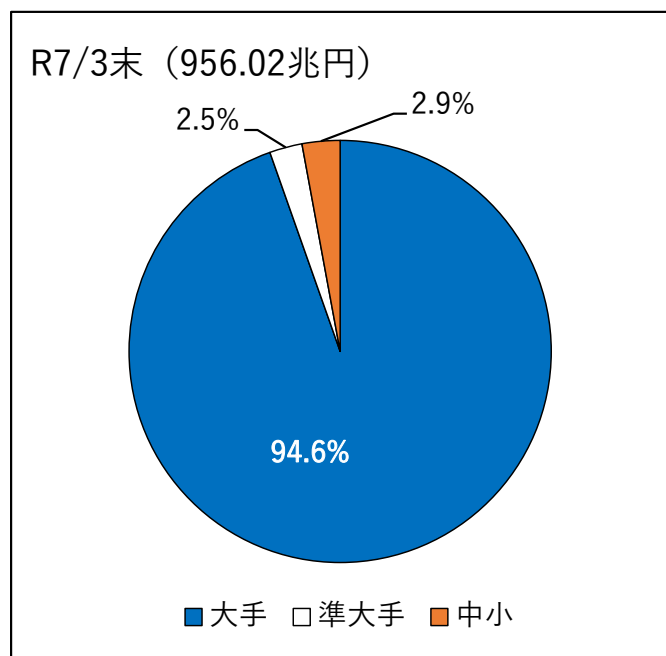
英国（FTSE350）：Financial Reporting Council発行”Key Facts and Trends in the Accountancy Profession, September 2024”

2. 監査法人の規模別シェア

大手（4大）監査法人への集中

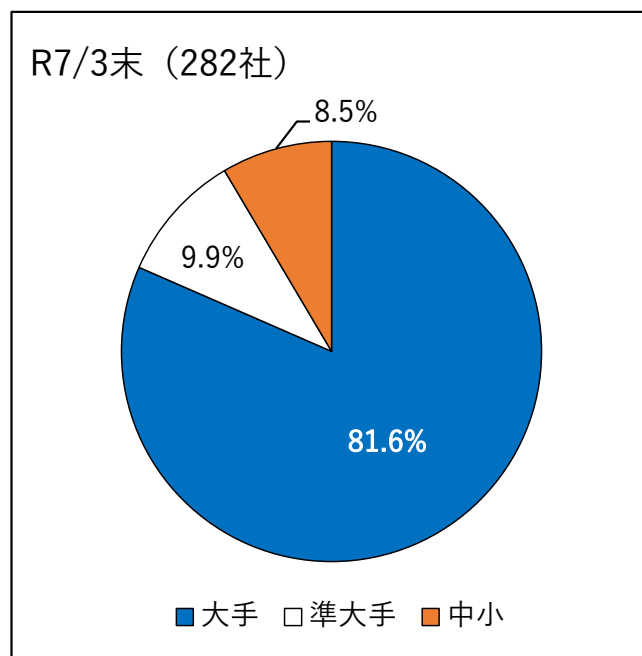
- ・上場国内会社の監査における大手監査法人の存在感は極めて高い

○上場国内会社の時価総額



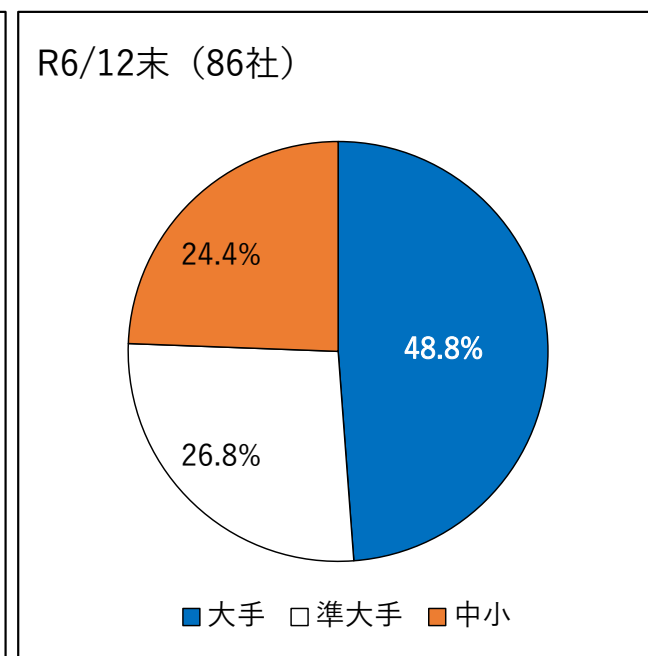
（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

○IFRS適用会社



（出典）取引所データより審査会作成

○IPO監査

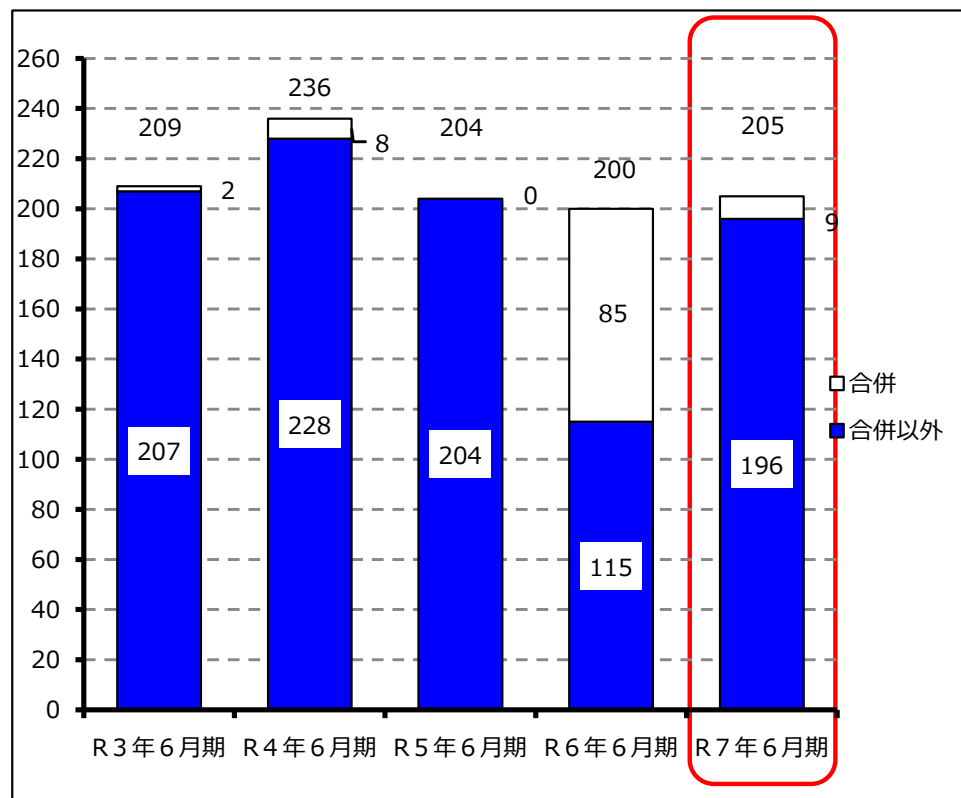


（出典）取引所データより審査会作成

3. 会計監査人の異動

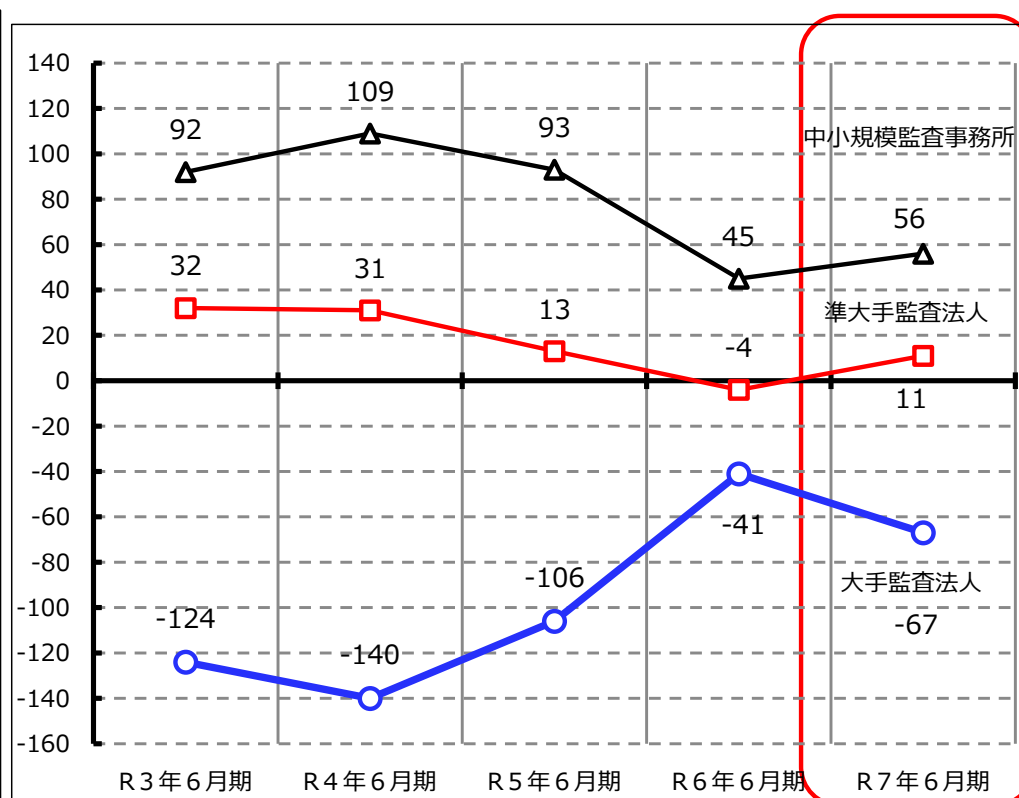
- 会計監査人の異動件数は205件、全体の件数はここ3年間ほぼ同水準。監査法人の合併による異動の影響を除いた件数は196件で、合併以外を理由とした異動が大幅に増加
- 監査事務所の規模別では、大手監査法人から準大手監査法人以下への異動傾向が令和4年6月期をピークに減少傾向にあったところ、令和7年6月期は増加に転じている

監査事務所を変更した上場国内会社数の推移（単位：件）



（注）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計
 （出典）審査会作成

監査事務所の規模別の異動状況（単位：件）

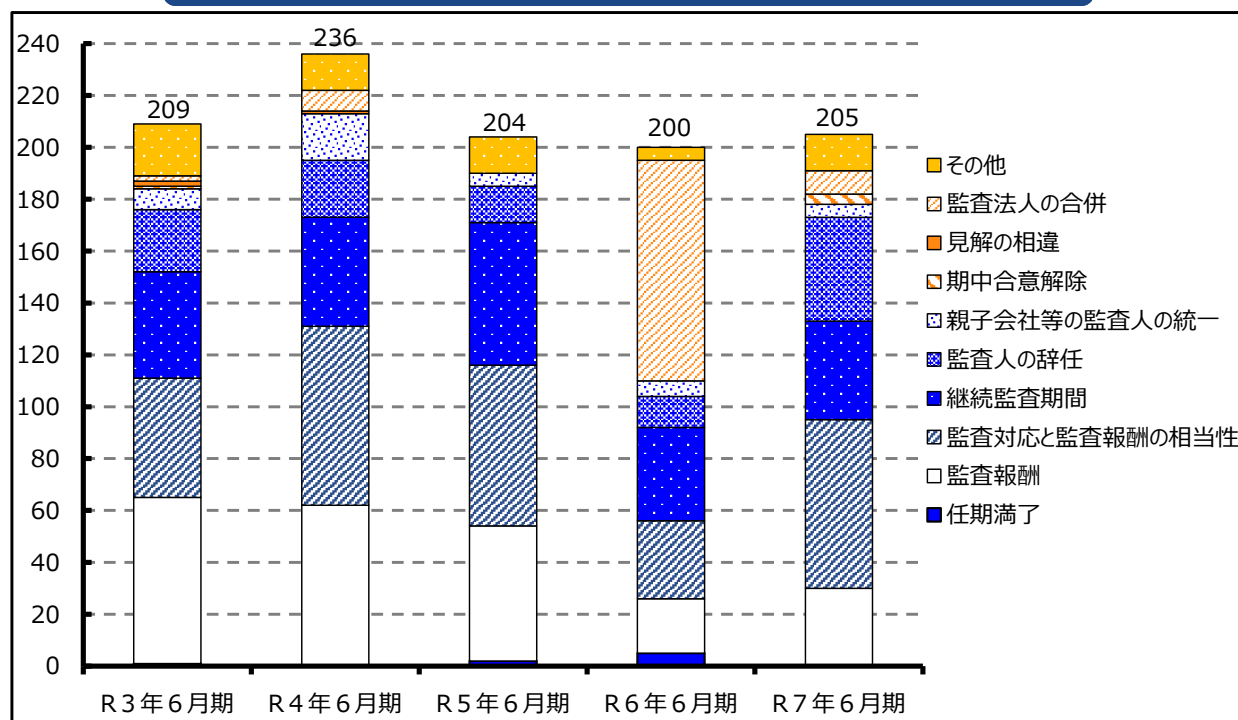


（注1）件数は純増減
 （注2）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計
 （注3）上表の数値には、監査法人の合併による異動は含まれていない。
 （出典）審査会作成

3. 会計監査人の異動

- 令和7年6月期においては、監査報酬の増額提示や会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性、継続監査期間の長期化を会計監査人の異動に至った理由として記載しているケースが多い
- 現行の会計監査人が監査契約の継続を辞退する件数も多くなっている。監査工数の増加が見込まれる中、十分な人員の確保が見込まれないことを理由とするケースや、上場会社等監査人への登録が認められなかったことを理由に挙げているケースがみられる
- 大手監査法人に対する検査等で把握した異動理由をみると、「監査報酬」が最も多い

上場国内会社の会計監査人の異動理由（単位：件）

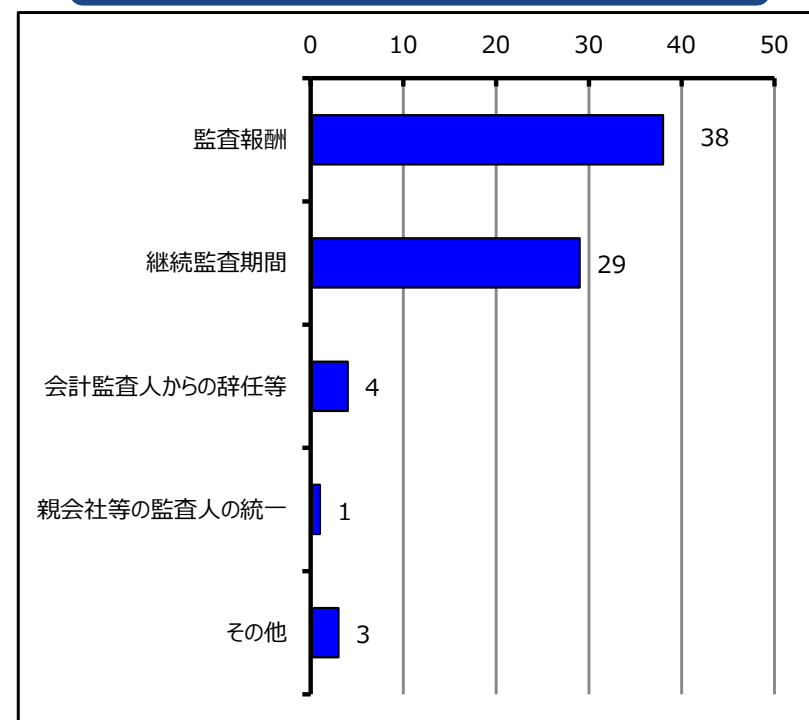


（注1）各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき集計

（注2）複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。

（出典）審査会作成

検査等で把握した異動理由（大手）



（注1）令和6事務年度審査会検査及び報告徴収において理由を把握した57件が対象

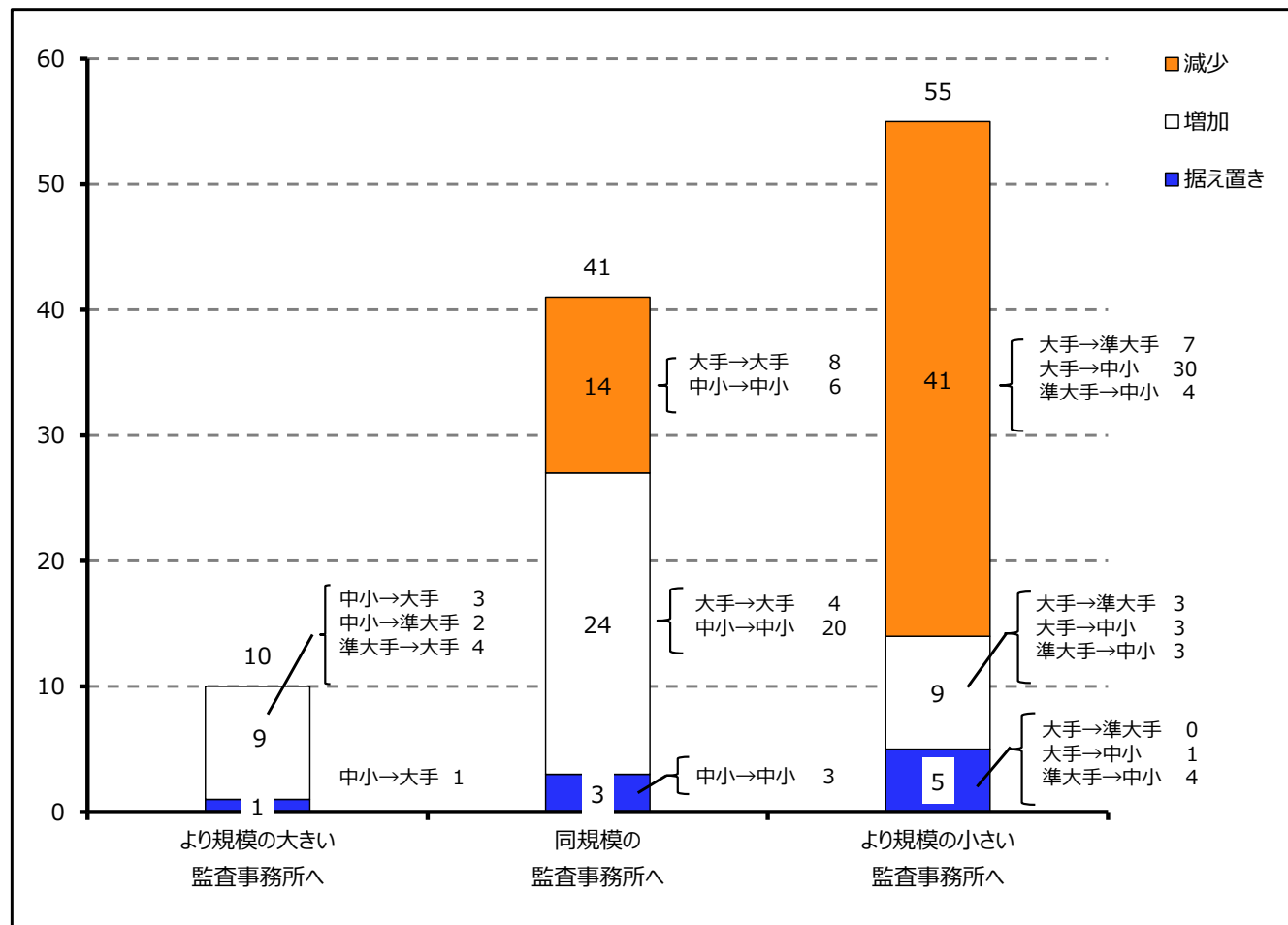
（注2）複数の理由がある場合、重複して集計（合計75件）

（出典）審査会作成

3. 会計監査人の異動

監査人異動後の監査報酬の状況（単位：件）

- 異動前後の監査報酬について、より規模の小さい監査事務所へ異動する場合、約7割のケースで監査報酬は減少
- このうち、大手監査法人から中小規模監査事務所へ異動する場合は、約9割のケースで減少



(注1) 上場国内会社の会計監査人の異動に関する適時開示（令和5年7月から令和6年6月）を対象に、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計

(注2) 件数の内訳はグラフに記載

(注3) 図表中の中小とは、中小規模監査事務所を指す。

(出典) 会計監査人の異動に関する適時開示及び令和7年6月末までに提出された有価証券報告書に基づき、審査会作成

4. 監査法人のガバナンス・コード

- 監査法人のガバナンス・コードは、公認会計士法及び関連政府令の改正により、上場会社等の監査を行う監査法人等に対して、同コードに沿った業務実施体制や情報開示体制を整備することが義務付けられたことを受け、中小監査法人における受入れにも馴染む内容とすることなどを目的として、令和5年3月に改訂。同コードの適用においては、いかに実践し、実効的な組織運営を実現するか、各監査法人の特性等を踏まえた自律的な対応が求められている

原則1 監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

原則2 組織体制（経営機能）

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

原則3 組織体制（監督・評価機能）

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

原則4 業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

原則5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

5. ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティ

P85~90

監査業務におけるIT化の進展

- 監査ツールの共通化（グローバルネットワークが提供する監査ツールを使用）
- 作業の自動化
- AIの利用を含むデータアナリティクスの高度化・広範化

サイバーセキュリティ

- 監査業務におけるITの活用が進む中、サイバー攻撃による情報漏えい等のリスクは監査法人の経営上の大きな課題であり、更なるサイバーセキュリティの強化が求められる
- サイバーセキュリティに関する大手監査法人及び一部の準大手監査法人の共通的な取組
 - グローバルネットワーク全体でサイバーセキュリティに係る取組を実施
 - コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）の整備
 - CSIRT（シーサート：コンピューターセキュリティに係る事故に対処するための組織）等のサイバーセキュリティ対応部門の設置
 - グローバルネットワークによるセキュリティ態勢に係るレビューの実施 等

6. グローバルネットワークとの提携

P93～96

- 大手監査法人、準大手監査法人及び一部の中小監査法人は、海外展開を進める被監査会社の監査を円滑に実施するため、また、監査マニュアル等のノウハウを利用するため、メンバーファーム契約等を締結し、グローバルネットワークに所属

＜グローバルネットワークとの関係＞

大手監査法人	・ 4大グローバルネットワーク（DTT、EY、KPMG、PwC）に加盟。グローバルネットワークのロゴや名称の使用権を有するだけでなく、グローバルネットワークの運営にも関与 ・ グローバルネットワークから監査マニュアル及び監査ツールの提供を受け、グローバルネットワークの基準に準拠した監査マニュアルを用いて監査業務を実施。審査や独立性をはじめとする、その他の品質管理業務に関しても、グローバルネットワークの基準や手続等を導入 ・ グローバルネットワークによるレビューを定期的に受けている
準大手監査法人	・ 全ての法人がグローバルネットワークと提携しているものの、グローバルネットワークの規模等により提携の程度は異なる ・ 大手監査法人と同等のレベルで提携している法人もあれば、提携の程度が緩やかで、グローバルネットワークのロゴや名称の使用、メンバーファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供やグローバルレビューを受けていない法人もある
中小監査法人	・ 大手監査法人と同等のレベルで提携しているところもあれば、提携の程度が緩やかで、グローバルネットワークのロゴや名称の使用、メンバーファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供やグローバルレビューを受けていないところもある

7. 監査をめぐる環境変化への対応

中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化

- 近年、上場国内会社の監査において、大手監査法人から準大手・中小規模監査事務所に会計監査人を変更する傾向が続いており、特に、中小規模監査事務所については、新規上場国内会社の会計監査人を務める件数が増加傾向にあるなど、資本市場において期待される役割が高まっている
- 上記を受け導入された「上場会社等監査人登録制度」に基づき、「上場会社等監査人登録審査会」で、登録の審査等を実施

登録上場会社等監査人
(令和7年6月までに126監査事務所が登録済)

- 品質管理システムの整備
- 情報を公表する体制の整備(監査法人のガバナンス・コードへの対応等)



協会による「適格性の確認」

- 品質管理レビューの利用
- 「上場会社等監査人登録審査会」において登録可否・取消を決定

- 日本公認会計士協会は、「適格性の確認」と共に、中小規模監査事務所による情報開示の充実のほか、六つの経営基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤及び国際対応基盤）の充実に向けて各種支援策を実施

7. 監査をめぐる環境変化への対応

四半期報告書制度の廃止

- 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年11月20日成立）により、四半期報告書制度は廃止され、有価証券報告書提出会社に対し一律に半期報告書の提出が求められることとなった（証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」）

（監査法人の対応）

大手監査法人	準大手監査法人
- 令和6年6月30日に終了する第1四半期の決算短信を公表する被監査会社（合計1,481社）のうち、324社（21.8%）に対して任意レビューを実施 - 任意レビューを実施しない場合でも、年度監査等の一環としての手続を実施することが多く、任意レビューを実施した場合に比べて、業務量や報酬等に顕著な差異はないとしている	- 令和6年6月30日に終了する第1四半期又は第3四半期の決算短信を公表する被監査会社（合計618社）のうち、176社（28.4%）に対して任意レビューを実施済み、あるいは、実施する予定 - 任意レビューを実施しない場合でも、大手監査法人と同様、年度監査等の一環としての手続を実施することが多いとしているものの、業務量や報酬等がわずかに減少したとする法人もある

7. 監査をめぐる環境変化への対応

有価証券報告書の株主総会前の提出

- ・ 令和7年3月、金融担当大臣は、全上場会社に対し、「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」との表題の要請文を発出。金融庁は、令和7年3月期決算の上場国内会社（2,262社）のうち、有価証券報告書を株主総会前に開示する予定の上場国内会社は1,241社であり、全体の54.9%となったとしている。
- 大手監査法人は、監査業務への影響等について、以下のとおりとしている
 - 有価証券報告書の監査期間の短縮化が求められる可能性があり、前倒しできる監査手続の見極めや、新規の開示、トピック等の事前協議・解決を今まで以上に進めていく必要
 - 被監査会社が、株主総会日や有価証券報告書の作成スケジュールについて全体感を持って検討し、監査人と合意の上で、監査人との協力体制を構築することが必要
 - 監査報告書の提出時期について前倒しの要請を多くから受けており、監査リソースの確保や監査スケジュールの見直し、被監査会社における作業の早期化の確認に課題
 - 株主総会の前日ないし数日前の提出であれば、法人の運営に特段の大きな影響はないと想定
 - 監査スケジュールの前倒し対応、特に、数日間の株主総会前提出にとどまらない場合には、法令等により改正された事項などを中心に、事前の打合せ、数字以外の部分を作成した開示スケルトン案（定性情報のみを記載し、定量情報を空欄とした開示ドラフト）の事前チェックなどの対応が必要。開示内容が総会以降に提出するケースと変わることへの対応、特に、「経理の状況」以外の記載内容のチェックなどの対応が必要

7. 監査をめぐる環境変化への対応

サステナビリティの開示及び保証の動向

	国際的な動向	国内の動向
非財務情報開示の拡充	■ SEC登録企業による気候関連開示の義務化（令和6年3月最終化。現在執行停止中） ■ EU域内大会社へのサステナビリティ情報の作成・開示が開始（令和6会計年度から）。その他の企業への適用延期決定、更なる負担軽減策を提案（オムニバス法案、令和7年2月公表）等	■ 令和5年3月31日以降に終了する事業年度の有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄新設 等
サステナビリティ開示基準の検討	■ ISSBがS1基準及びS2基準を最終化（令和5年6月）	■ SSBJが適用基準、一般開示基準及び気候基準を公表（令和7年3月5日） ■ サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループで導入に向けた具体的な検討を実施
サステナビリティ情報の保証に係る動向	■ IAASBがサステナビリティ保証業務の一般的要求事項（ISSA5000）を公表（令和6年11月） ■ IESBAが改訂倫理規程を公表（令和7年1月） ■ EU域内「大会社」への限定的保証の導入開始（令和6会計年度から）。それ以外の企業への適用延期決定と、将来の合理的保証への移行中止を提案（オムニバス法案） ■ 米国では、段階的な限定的保証と合理的保証への移行の規定が現在執行停止中	■ サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ及びサステナビリティ情報の保証に関する専門グループで、保証制度導入に向けた検討を実施

7. 監査をめぐる環境変化への対応

サステナビリティの開示及び保証の動向

大手監査法人の対応状況

- 監査法人自体あるいはグループ法人がサステナビリティ情報に関するアドバイザリー業務を行っているほか、サステナビリティ情報審査協会の認定審査機関としてサステナビリティ情報の任意の保証業務を行っている
- サステナビリティ情報に係る保証業務の推進に向けた部署を設置し、監査関係部門と非財務情報に関する専門家の業務の連携を促進するとともに、監査部門の職員をサステナビリティ情報の保証に関わらせることにより実務経験を積ませている
- グローバルネットワークと連携して保証業務の手続の体系を開発するとともに、品質管理のための規程を策定し、審査その他の品質管理体制を整備している。グローバルネットワークでは令和6年11月に最終化されたISSA5000を踏まえた保証業務の手続の見直しも進められており、グローバルネットワークから情報共有を受けている法人もみられる。また、保証業務の効率化・標準化のためにグローバルネットワークで開発されたツールの利用を開始した法人もみられる
- サステナビリティ保証業務の人材育成も、国内では相対的に充実しており、学習・実務を通じた体系的な研修プログラムを整備し、監査実施者に対して必須研修としていところもある。中には、サステナビリティ開示・保証認定者制度を設ける法人もみられる。

Ⅱ．監査事務所検査結果事例集 ～令和 6 事務年度検査結果概要～

監査事務所検査結果事例集の構成

冒頭メッセージ

I. 業務管理態勢（根本原因の究明）

II. 品質管理態勢

1. 業務改善への取組
2. 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等
3. 職業倫理及び独立性
4. 監査契約の新規の締結及び更新
5. 採用、教育・訓練、評価及び選任
6. 監査調書
7. 監査業務に係る審査
8. 品質管理システムのモニタリング
9. 監査役等との連携

構成（続き）

Ⅲ．個別監査業務

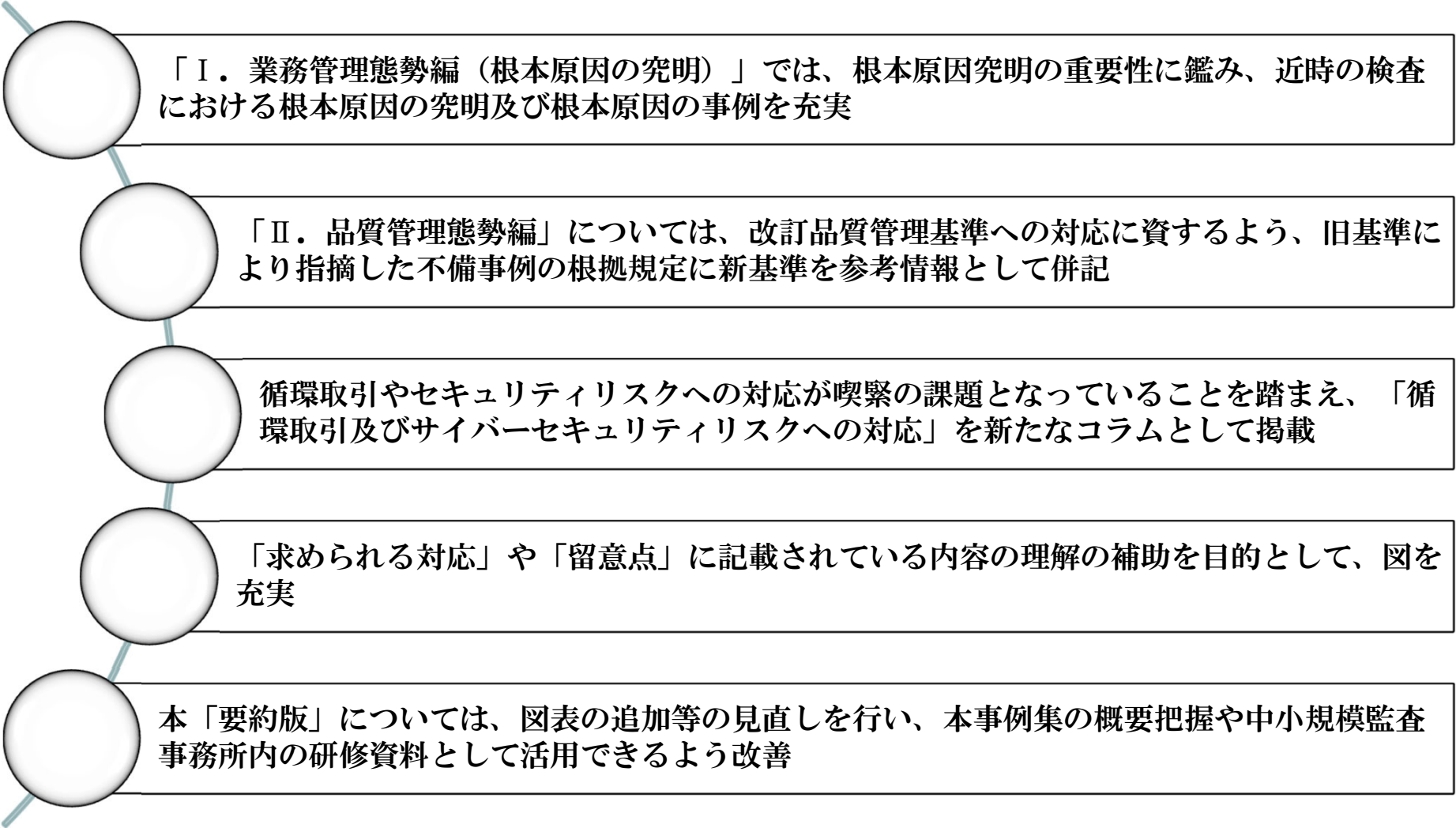
- 1．財務諸表監査における不正
- 2．リスク評価及び評価したリスクへの対応
- 3．監査証拠
- 4．会計上の見積りの監査
- 5．グループ監査
- 6．専門家の業務の利用
- 7．財務報告に係る内部統制の監査
- 8．監査上の主要な検討事項（KAM）

構成（続き）

コラム

- 報酬依存度に係るセーフガード
- 循環取引及びサイバーセキュリティリスクへの対応
- 監査基準報告書600
「グループ監査における特別な考慮事項」
- 財務報告内部統制監査基準報告書第1号
「財務報告に係る内部統制の監査」の改正

本事務年度版の主な特徴



「Ⅰ．業務管理態勢編（根本原因の究明）」では、根本原因究明の重要性に鑑み、近時の検査における根本原因の究明及び根本原因の事例を充実

「Ⅱ．品質管理態勢編」については、改訂品質管理基準への対応に資するよう、旧基準により指摘した不備事例の根拠規定に新基準を参考情報として併記

循環取引やセキュリティリスクへの対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、「循環取引及びサイバーセキュリティリスクへの対応」を新たなコラムとして掲載

「求められる対応」や「留意点」に記載されている内容の理解の補助を目的として、図を充実

本「要約版」については、図表の追加等の見直しを行い、本事例集の概要把握や中小規模監査事務所内の研修資料として活用できるよう改善

冒頭メッセージ

取締役、監査役等、投資者等の皆様へ

取締役、監査役等、投資者等の皆様へ

- 取締役・監査役等と会計監査人との関係については、会社法やコーポレートガバナンス・コード等により、整備が進められている
- 一方で、上場会社では、例えば海外グループ会社における不正会計の問題が依然としてみられている
- 経営者には財務諸表の作成と内部統制を整備・運用する責任があり、その職務執行は取締役会に監督され、監査役等に監査される必要がある
- 被監査会社の株主など市場参加者にとっても、取締役・監査役等が適切に会計監査人を評価・選任し、適正な会計監査の確保を通じ、企業の適正な財務情報が継続的に開示されることは重要
- 本事例集を、会計監査人の適切な評価のために、是非参考にしてください

冒頭メッセージ 監査事務所の皆様へ

監査事務所の皆様へ

1. 会計監査の信頼性確保

- 依然として国内外において不正事案がみられる
- 「KAM」や「その他の記載内容」の監査基準等の改正、品質管理基準の改訂、倫理規則の改正等の取組
- 上場会社の監査においては、大手監査法人から準大手監査法人及び中小規模監査事務所への交代の動きが継続している
- 各監査事務所において、個別監査業務や品質管理のシステムについて実質的な点検が必要
- 不備事項が発見された場合には、その根本的な発生原因を究明した上で、改善に取り組むことが必要

監査事務所の皆様へ

2. 組織的な対応

- 監査事務所の最高経営責任者と品質管理担当責任者はリーダーシップを発揮して品質管理システムの整備運用に取り組むべき
- 監査事務所の社員・職員の主体的な関与による組織的な改善を通じて監査品質を重視する風土を醸成することが重要
- 「監査法人のガバナンス・コード」が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう令和5年3月に改訂

監査事務所の皆様へ

3. 不備の事実の正確な見極めと原因の究明

- 根本原因を適切に究明するためには、不備の直接的な原因を的確に見極めることが前提となる
- 的確に見極めることができていない場合、根本原因を適切に究明できず、対応策もまた不適切なものとなる
- 安易に文書化の問題に矮小化すべきではない
- 必要な監査手続が実施されるためには、座学のみではなく、現場での指揮、監督及び査閲や審査、定期的な検証等を通じて指導していくべきである

監査事務所の皆様へ

4. 規模に応じた問題点への対応

- 監査事務所の規模は大小様々であり、業務管理態勢も異なるため、これらに対応した品質管理態勢となっているか常に点検が必要
- 監査事務所の規模ごとの問題点の特徴
 - 大手監査法人
 - 部門間、本部・地方拠点間の連携や末端の監査現場への施策の浸透に依然として問題が残る
 - 準大手監査法人
 - 大手と比べて本部組織が脆弱、品質管理を担う人材が限られる
 - 新規契約の増加に監査実施態勢の構築が追いついていない
 - 海外提携先の活用、国際業務への体制整備が十分でない

監査事務所の皆様へ

4. 規模に応じた問題点への対応

- 監査事務所の規模ごとの問題点の特徴（続き）

- 中小規模監査事務所

- 品質管理業務の重要性の認識不足により主体的な取組に欠ける
- 品質管理態勢の整備のためのリソース不足により、外部検査等の指摘への対処が対症療法的になりやすい
- 新規の引き合いが増える中、業容拡大が先行し、監査リスクを十分に評価せずに監査契約を締結した結果、リスク評価やリスク対応が不十分かつ不適切になる事例あり

I . 業務管理態勢（根本原因の究明）

業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の究明の必要性とは

未発見の
不備の存在

検査等で発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備も併せて改善する必要がある

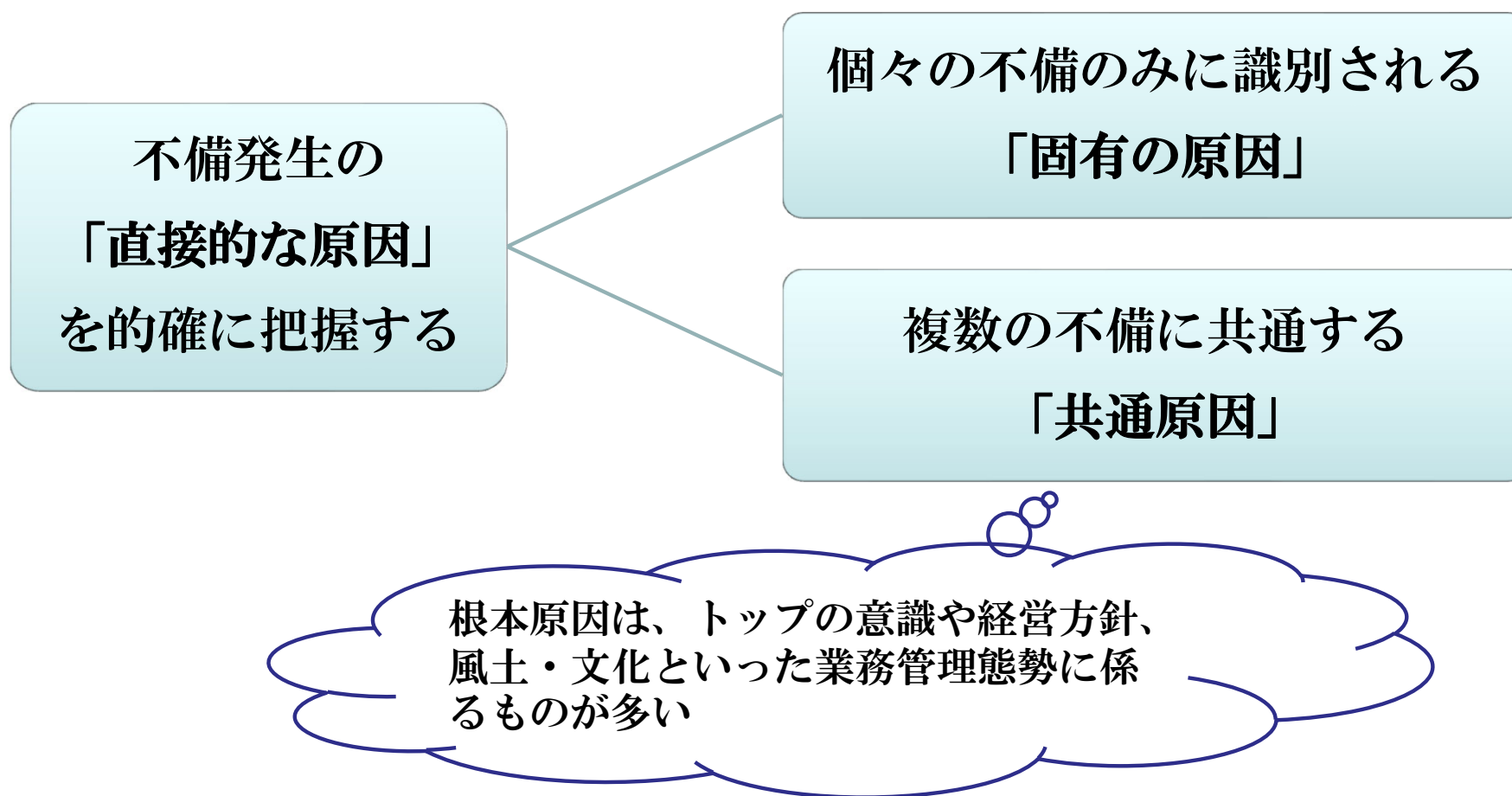
適切な
改善

不備発生の原因を考慮して改善策を実施することで、効果的・効率的な監査業務を妨げずに本質的な改善につなげられる

各監査事務所においては、不備の根本原因の究明の重要性を認識し、本質的な監査の品質の向上に努める必要がある！

業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の究明には・・・



【図1】不備と根本原因の究明



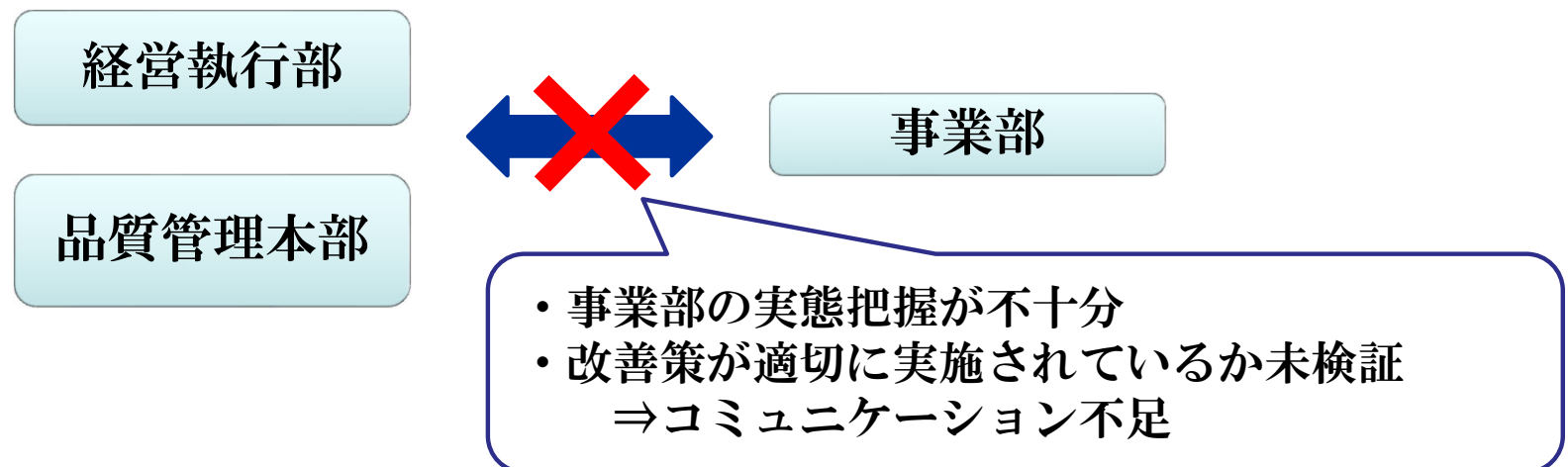
業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の具体例（大手監査法人）

経営執行部は、監査品質改善施策を導入・実施することで、すべての監査チームが十分かつ適切な監査証拠を入手するものと考えていた

経営執行部は、監査品質改善施策について、品質管理本部と監査事業部が緊密に連携しているかを確認する必要性を十分に認識していなかった

経営執行部は、監査品質改善施策の実施状況について、監査事業部に確認する必要性を十分に認識していなかった



業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の具体例（準大手監査法人）

最高経営責任者は、実効的かつ組織的な業務管理態勢の構築に向けた意識が不足している

最高経営責任者は、品質管理態勢の十分性や実効性を検証する意識が不足している

各社員は、会計上の見積りの監査における経営者の主張等を批判的に検討する姿勢が不足している状況を把握していない

最高経営責任者は、改善施策を迅速に進める意識が不足している

最高経営責任者は、地区事務所に対し積極的にサポートを行う意識が不足している

最高経営責任者は、監査の品質の適切な水準の確保に向けたリーダーシップを発揮していない

業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の具体例（準大手監査法人）

品質管理態勢の整備を進めていることが認められるものの、本部機能の強化が十分でない状況がみられる

法人トップの品質管理に係る認識が、業容拡大のスピードに追いついていない

監査業務のかなりの部分を非常勤職員や監査補助職員に依拠している

特定の地区事務所の品質管理に課題がある

事務所の設立経緯や規模により業務管理態勢が相違し、根本原因はそれぞれ異なる

業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の具体例（中小規模監査事務所）

最高経営責任者は、監査品質の改善に向けてのリーダーシップを発揮していない

最高経営責任者は、職員を過度に信頼し、適切な水準の監査の品質が確保されていると思い込んでいる

最高経営責任者は、監査実施者が、監査の基準の趣旨や監査の基準が求めている水準の理解が不足していることを認識していない

最高経営責任者は、組織的な監査実施態勢の構築の必要性を認識していない

最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、職業的専門家としての倫理感が欠けており、法人内において、外部検査等での指摘の回避を最優先事項とし、職業的専門家としての誠実性・信用保持を軽視する風土が形成され、まん延する状況を助長・放置している

業務管理態勢（根本原因の究明）

根本原因の具体例（中小規模監査事務所）

- 組織が比較的小さいため、品質管理などの組織的な対応が難しい
- 品質管理の水準が個人の力量に大きく影響される場合が多い

最高経営責任者による品質向上に向けたリーダーシップの発揮が不足している

法人全体の監査品質の水準を的確に把握できていない

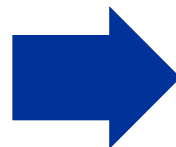
特に合併等により監査事務所の経営環境に重要な変化が生じた場合は、変化に合わせた対応が必要

II. 品質管理態勢

品質管理業務の実施

品質管理態勢の構築

監査事務所の性質及び状況等に
応じた実効的な品質管理態勢の
維持・向上が必要

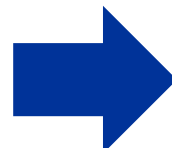


事例集本編においては、
「大手監査法人」と「準大
手監査法人及び中小規模監
査事務所」に区分して不備
事例を掲載

自己の区分以外も参考に！

品質管理態勢と個別監査業務の関係

品質管理システムの整備・
運用状況が、個別監査業務の
品質に大きな影響を与える



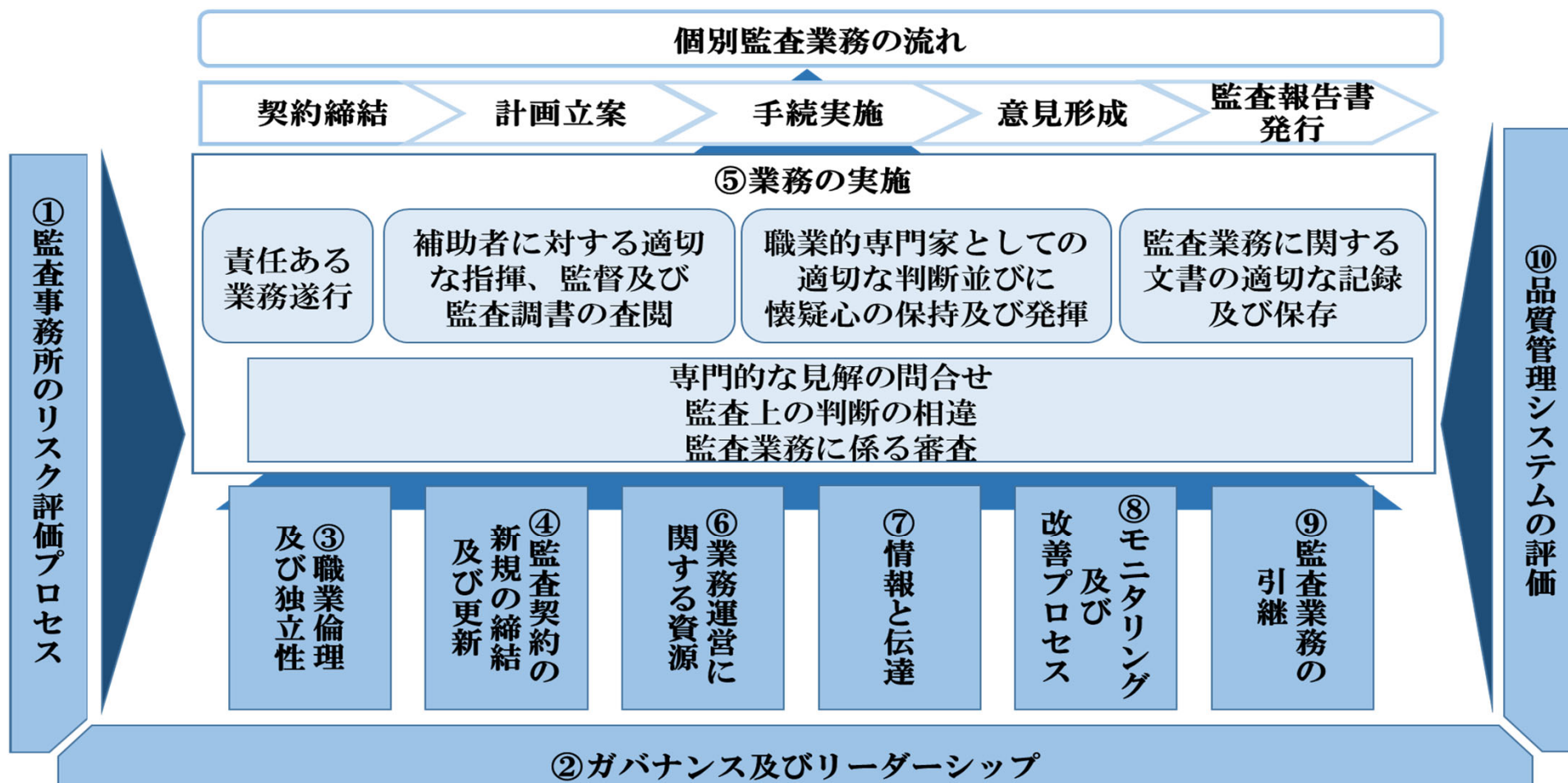
求められる品質管理態勢

「監査に関する品質管理基準」
「品質管理基準報告書」等で規
定されている

次頁を参照！

品質管理業務の実施

品質管理態勢と個別監査業務の関係



品質管理業務の実施

不備の分析（大手監査法人）

総 評

品質管理システムの整備に関する不備は近年ほとんど検出されていないものの、個別監査業務の不備が依然として検出されていることから、品質管理システムの運用面に不備があると考えられる

そのほか・・・

不備の改善のために講じた施策の浸透状況や実効性を十分に検証できていない結果、同一・同様の不備が繰り返し指摘される



品質管理に係る業務改善の取組が不十分であると判断される場合がある

品質管理業務の実施

不備の分析（準大手監査法人及び中小規模監査事務所）

総 評

品質管理システムの整備・運用の両面にわたり、引き続き広範な領域において不備が検出されている

主な原因

- ✓ 最高経営責任者等の品質管理業務についての認識や知識が不足している
- ✓ 不備の原因分析の深度や方法を十分に理解していない
- ✓ 品質管理システムの整備・運用に十分な経営資源を投入していない
- ✓ 研修等で周知すれば社員が適切に対応すると考えその施策の実効性を検証する意識が不足している

特に合併や新規受嘱により規模が拡大している場合は注意！

1. 業務改善への取組 [大手監査法人]

大手監査法人の業務改善の特徴

指摘事項に対する改善の取組が本部における品質管理部門等の主導の下に立案され、研修や通達等により各監査チームに周知され、各監査チームが実際の監査手続を見直すことが多い

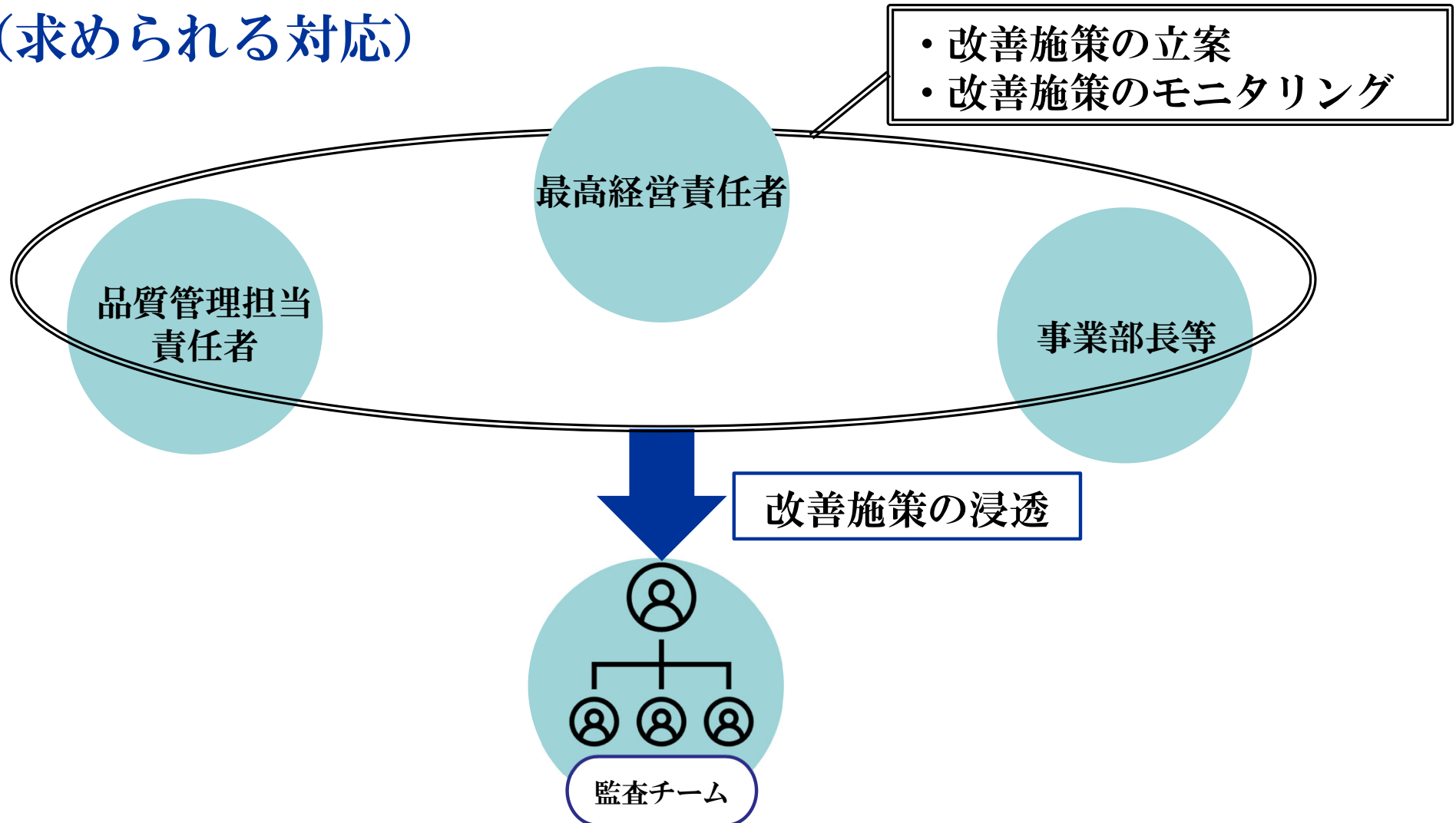
改善の取組をより浸透させるため、品質管理態勢を本部だけでなく、より監査の現場に近い事業部も含めて構築する傾向もみられる

主な不備内容

- ✓ 本部と事業部の連携が十分でない
- ✓ 本部及び事業部の組織的サポートが不足している
- ✓ 人材が固定している事業部及び地区事務所において、業務改善の取組が浸透していない

1. 業務改善への取組 [大手監査法人]

(求められる対応)



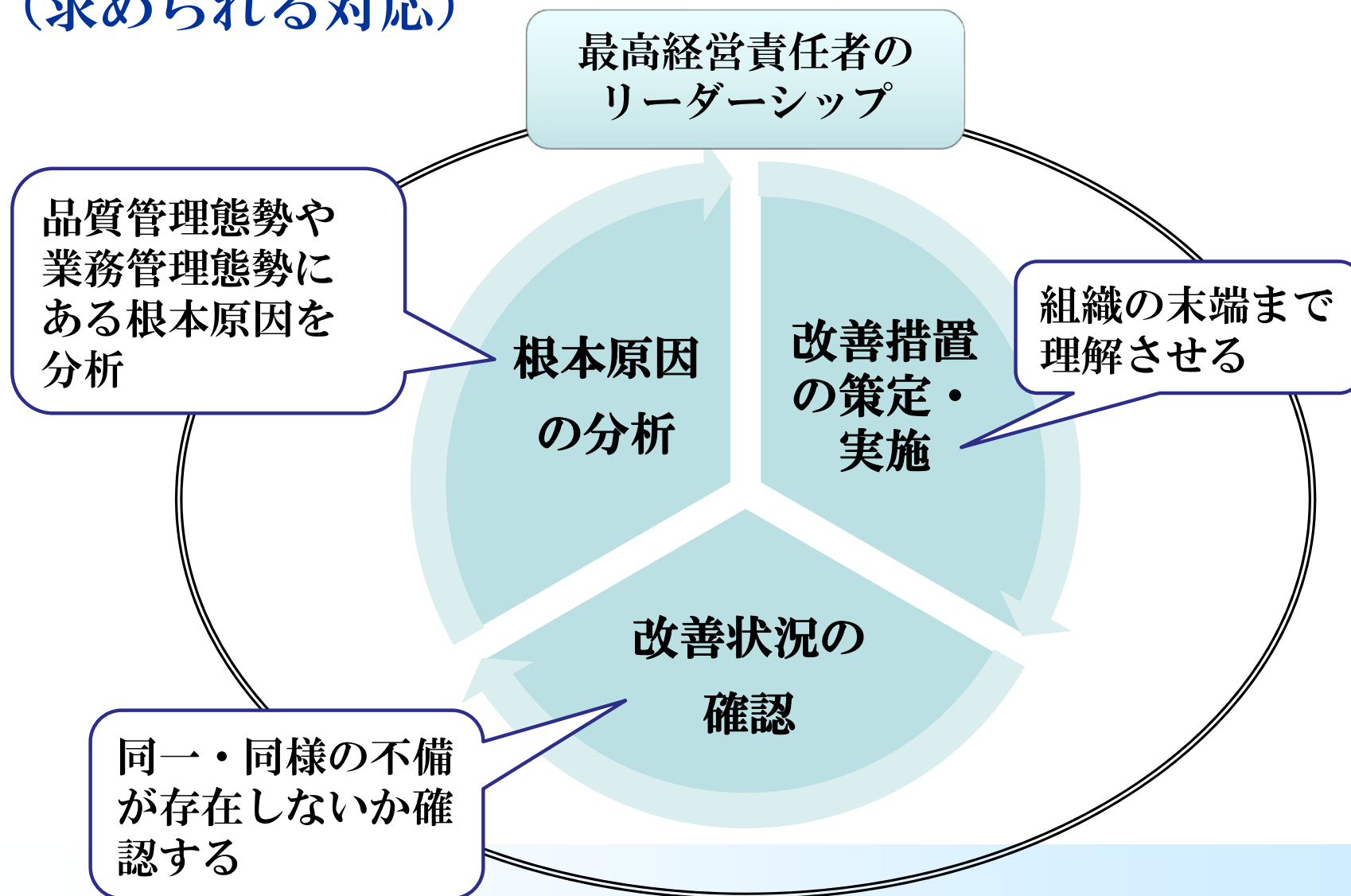
1. 業務改善への取組 〔準大手監査法人及び中小規模監査事務所〕

主な不備内容

- ✓ 根本原因の分析を実施していない
- ✓ 品質管理部門の人員不足により、改善対応が不十分
- ✓ 様式に沿って監査調書を形式的に作成するにとどまり、監査への意識の改善が不十分
- ✓ 指摘の原因や改善施策について非常勤を含む職員への伝達が不十分
- ✓ 被合併監査事務所における審査会検査の不備の改善状況を未評価
- ✓ 不備への対応状況の確認が形式的

1. 業務改善への取組 〔準大手監査法人及び中小規模監査事務所〕

(求められる対応)



2. 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等

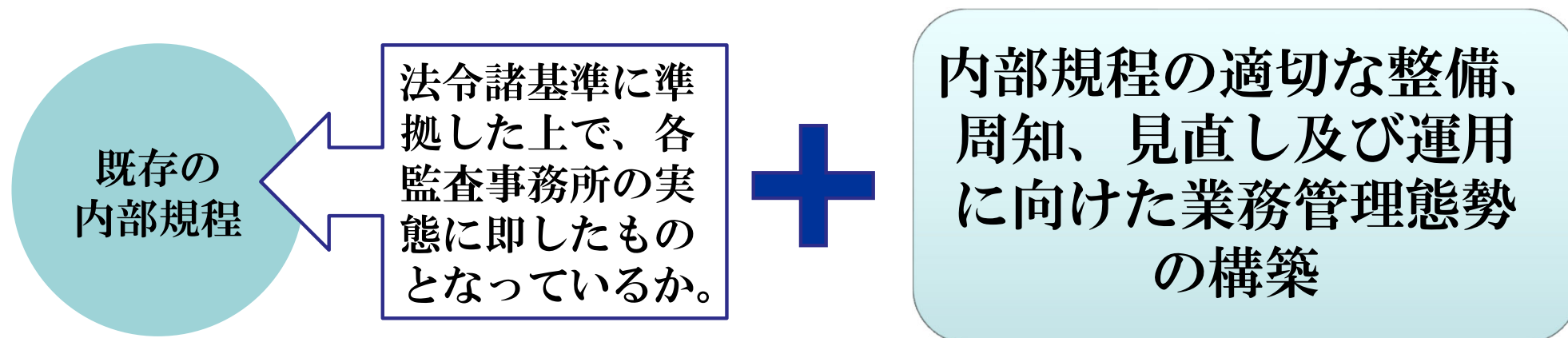
内部規程の整備・運用

主な不備内容	主な発生原因
事務所の性質等の変化に応じた内部規程の見直しを実施していない	✓ 適用される法令諸基準の理解が不十分 ✓ 日本公認会計士協会が提供する雛形をそのまま採用
社員会を適切に運営する態勢が整っていない	
内部規程の周知が不十分	
内部規程に沿った業務運用がなされていない	

2. 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等

内部規程の整備・運用

(求められる対応)



2. 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等

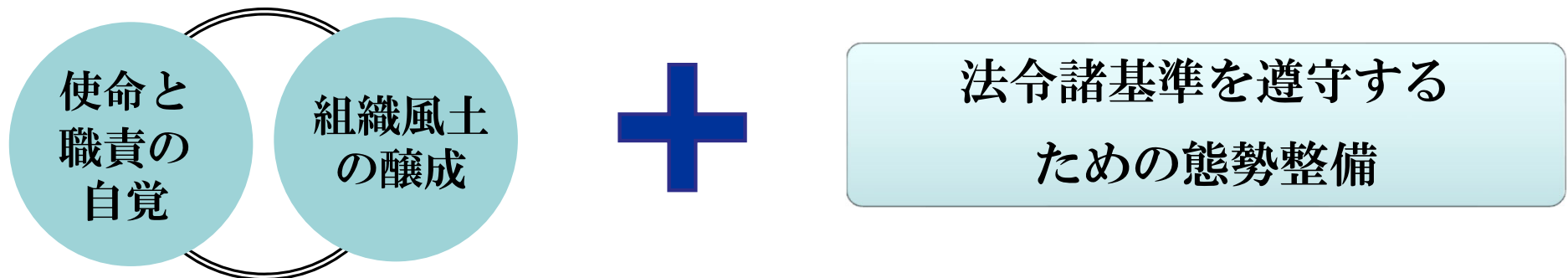
法令諸基準の遵守

主な不備内容	主な発生原因
社員の競業禁止違反を看過している	✓ 法令諸基準を十分に理解していない ✓ 法令遵守状況の確認の担当者や業務フローが未整備である
監査業務の主要な担当者のローテーション違反を看過している	
調書改ざん等の不適切な検査対応	
社員の利益相反取引について必要な承認を受けていない	

2. 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等

法令諸基準の遵守

(求められる対応)



2. 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等

情報管理

主な不備内容	主な発生原因
セキュリティ責任者及び担当者を任命していない	✓ 情報管理責任者の情報管理の重要性理解が不十分である ✓ 監査実施者の規程遵守を過信し、運用状況の把握のための措置を実施していない
セキュリティ・ポリシーの策定や点検が形式的	
社内規程に違反し、監査業務のデータが個人PCに残っている	

(求められる対応)

情報漏えいは、監査事務所の運営に重大な影響をもたらす可能性がある

情報機器の利用等の実態に即した適切な情報管理体制の整備・運用を行う必要がある

IT化の進展に合わせて強化！

2. 内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等

インサイダー取引防止

主な不備内容	主な発生原因
継続的なインサイダー取引防止措置を講じていない	✓ 責任者が実施すべきインサイダー取引防止措置を網羅的に把握していない ✓ 事務所の構成員が適切に遵守していると思い込んでいる

(求められる対応)

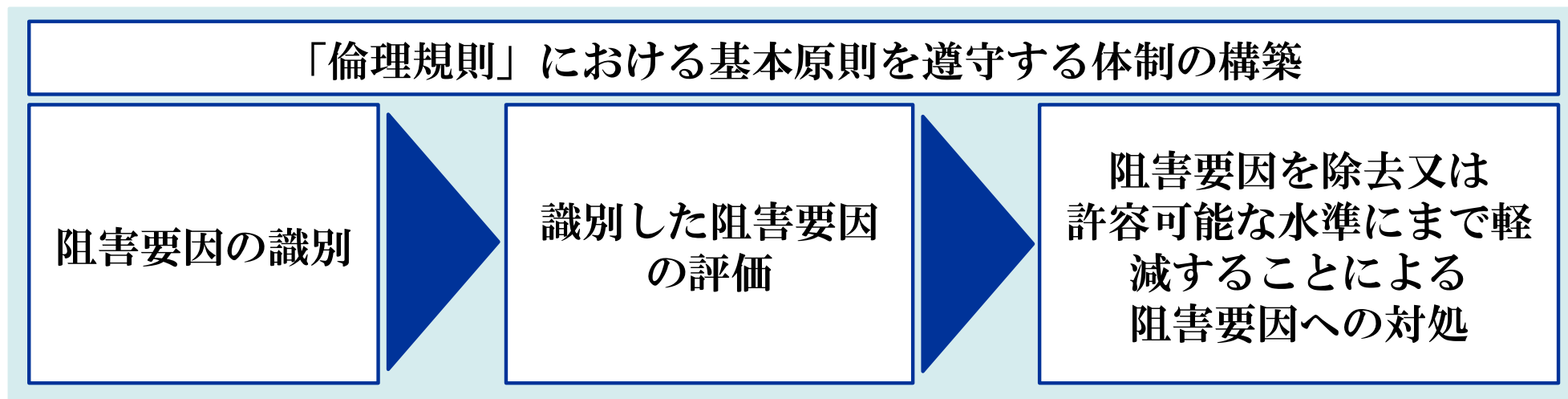
適切なインサイダー取引防止規程を整備し、継続的にインサイダー取引防止措置を実施する

3. 職業倫理及び独立性

主な不備内容	主な発生原因
審査員等の独立性を確認していない	✓ 独立性の確認の実施手順、実施時期、実施担当者を具体的に定めていない ✓ 独立性の確認を形式的に行い問題はないと安易に結論付ける ✓ 独立性に関する法令等の改正に未対応である
業務開始前など適時に独立性を確認していない	
独立性の規制対象会社一覧が網羅的ではない	
監査補助者としての関与について、独立性の阻害要因として検討していない	
ネットワークが存在するかの判断を誤っている	
グループ法人による非監査業務の受嘱にあたり、独立性を検討していない	
報酬依存度を適切に検討していない	

3. 職業倫理及び独立性

(求められる対応)



4. 監査契約の新規の締結及び更新

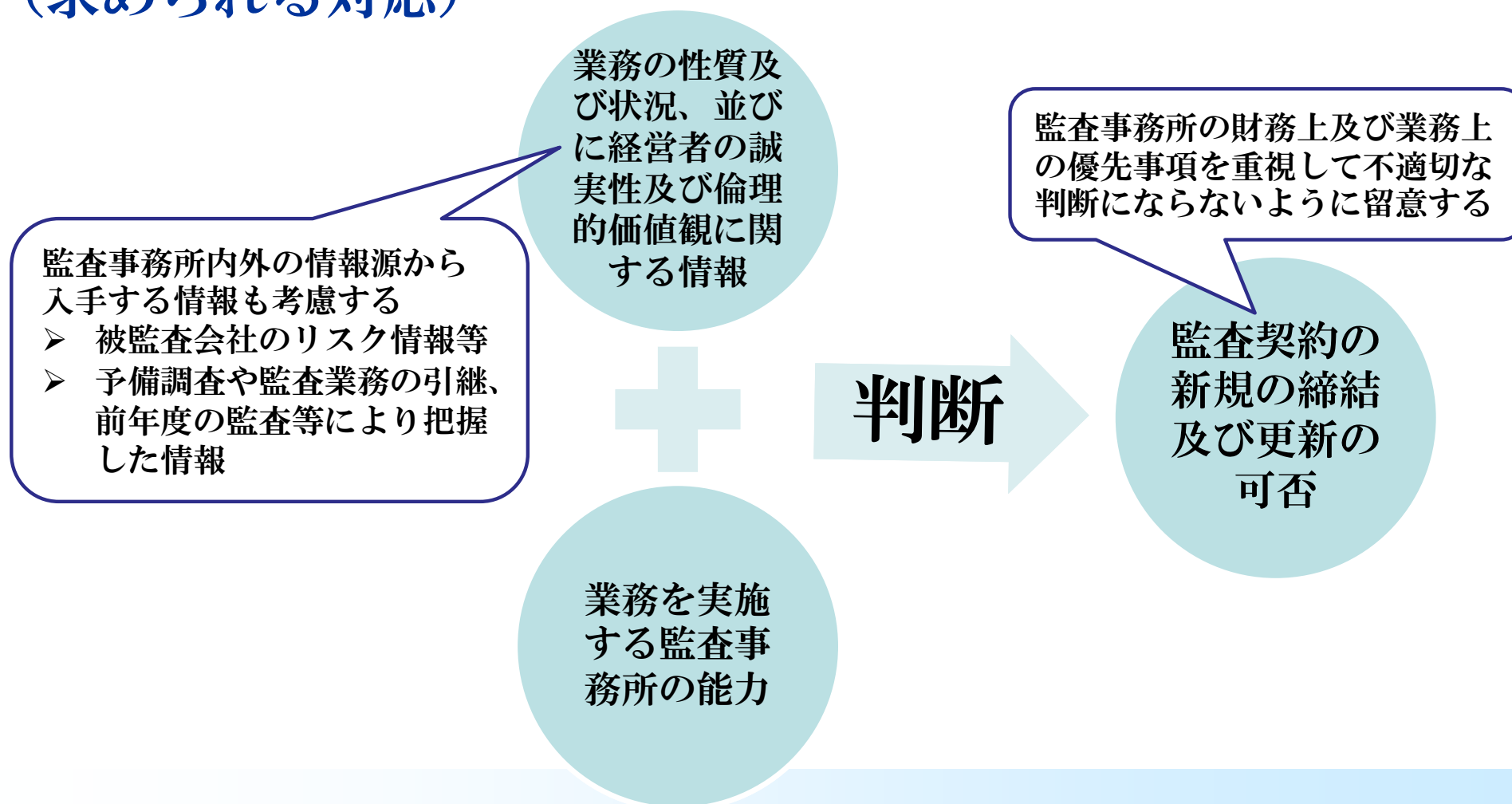
監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクの評価

主な不備内容	主な発生原因
被監査会社の誠実性を十分に評価していない	✓ リスク評価より契約の締結を優先している
契約リスクを形式的にしか評価していない	✓ 把握した事実に基づく契約リスクの評価を行うための、監査責任者の経験が不足している
必要な監査資源を十分に検討していない	✓ 前任監査人から入手した情報等を基に、監査事務所としてのリスク評価を行うことの重要性を理解していない
受嘱検討時に把握していた不適切な取引を踏まえたリスク評価が行われていない	

4. 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクの評価

(求められる対応)



4. 監査契約の新規の締結及び更新

監査業務の引継

主な不備内容	主な発生原因
前任監査人への質問が実施されていない	✓ 監査契約の早期締結を優先させている
前任監査人が監査人予定者に対して経営者の誠実性に関する自己の認識を正しく伝達していない	✓ 監査チームが監査業務の引継に関する規程等を遵守し適切に運用すると思い込んでいた

4. 監査契約の新規の締結及び更新

監査業務の引継 (求められる対応)

例えば、
・ 経営者の誠実性
・ 重要な意見相違
・ 不正に関する事項

監査事務所間の
引継

前任監査人は、監査上の重要な事項を伝達する

リスク評価

監査契約の締結に伴うリスクを評価する

監査業務の
計画・実施

監査契約の締結プロセスで
得られた情報を考慮する

例えば、
・ 企業の規模、複雑性及び性質
・ 企業の報告日程
・ 企業グループの支配関係

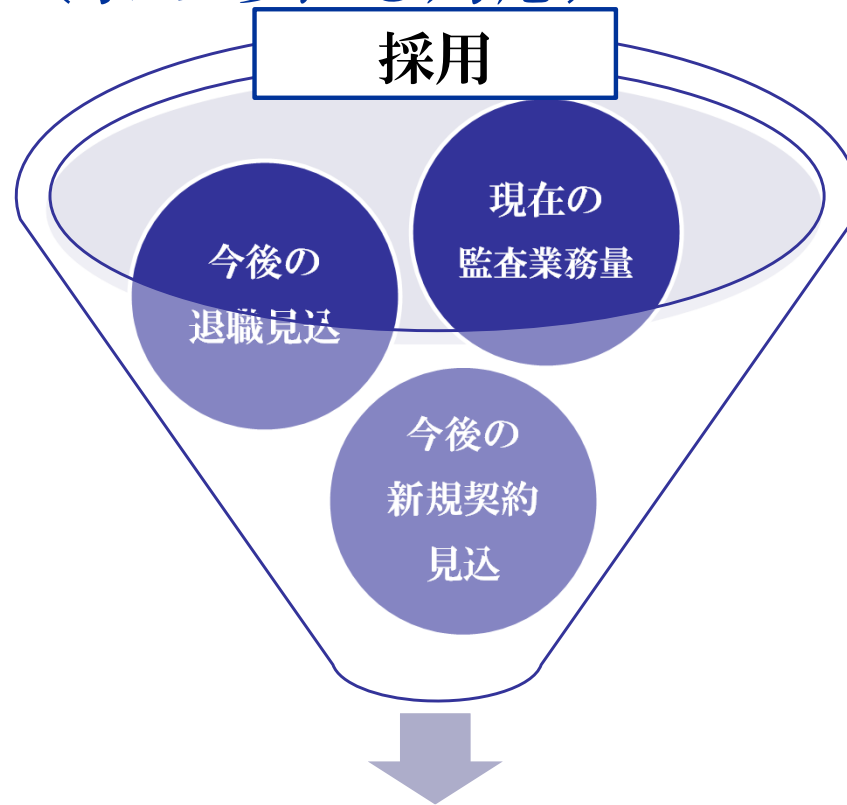
5. 採用、教育・訓練、評価及び選任

採用、教育・訓練

主な不備内容	主な発生原因
品質を重視した最適な採用を行っていない	✓ 監査業務に係る知識等の習得を監査の現場に全面的に委ねている ✓ 必須研修を受講したことを確認する必要性を認識していない ✓ 監査事務所として適切な教育・訓練体制を構築する意識が不足している
不正に関する教育・訓練の機会を提供していない	
外部検査の指摘事項を踏まえた研修を企画・立案できていない	
大手監査法人出身の非常勤職員に対して、研修・訓練を行っていない	
必須研修の未受講者への対応がとられていない	

5. 採用、教育・訓練、評価及び選任

採用、教育・訓練 (求められる対応)



適切な必要採用数を見積もることが必要である

教育・訓練

理解不足の
監査領域の把握

非常勤や無資格の
監査実施者を含む

各監査実施者の知識、能力
及び経験に十分に配慮する

研修内容を策定

研修を実施

受講状況のフォローなど
受講を促す措置を実施する

監査調書の査閲等を通じて
浸透を図る！

監査現場に
活用していく

5. 採用、教育・訓練、評価及び選任

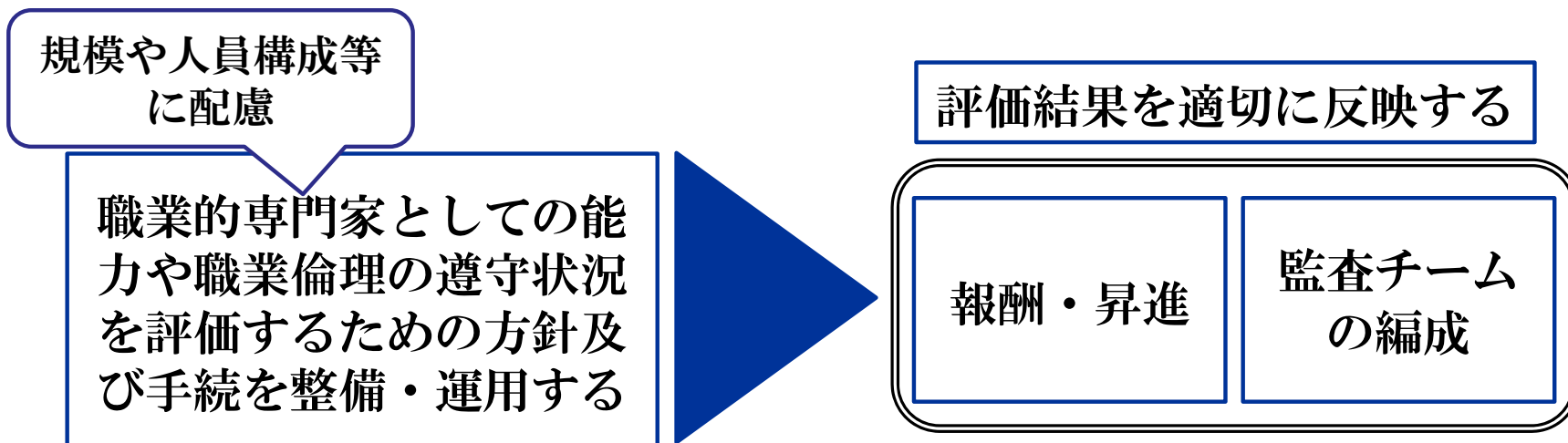
評価、報酬及び昇進

主な不備内容	主な発生原因
監査補助者の評価について、社員会で討議や承認を行っていない	✓ 監査実施者の評価及び報酬の決定に関し、最高経営責任者の主観に基づき社員等の報酬を決定している ✓ 社員等の監査業務の品質に大きな差がないと考えている ✓ 少人数の組織のため、社員間の評価に差を付けないことが重要と考えている
監査補助者が能力を高め維持することについて正当に評価する仕組みがない	
社員評価において具体的な評価基準がない	
社員評価において監査の品質に関連する評価項目がない	
社員報酬の決定に際し、監査品質等に関する評価が反映されていない	
非常勤職員の評価が行われていない	

5. 採用、教育・訓練、評価及び選任

評価、報酬及び昇進

(求められる対応)



5. 採用、教育・訓練、評価及び選任

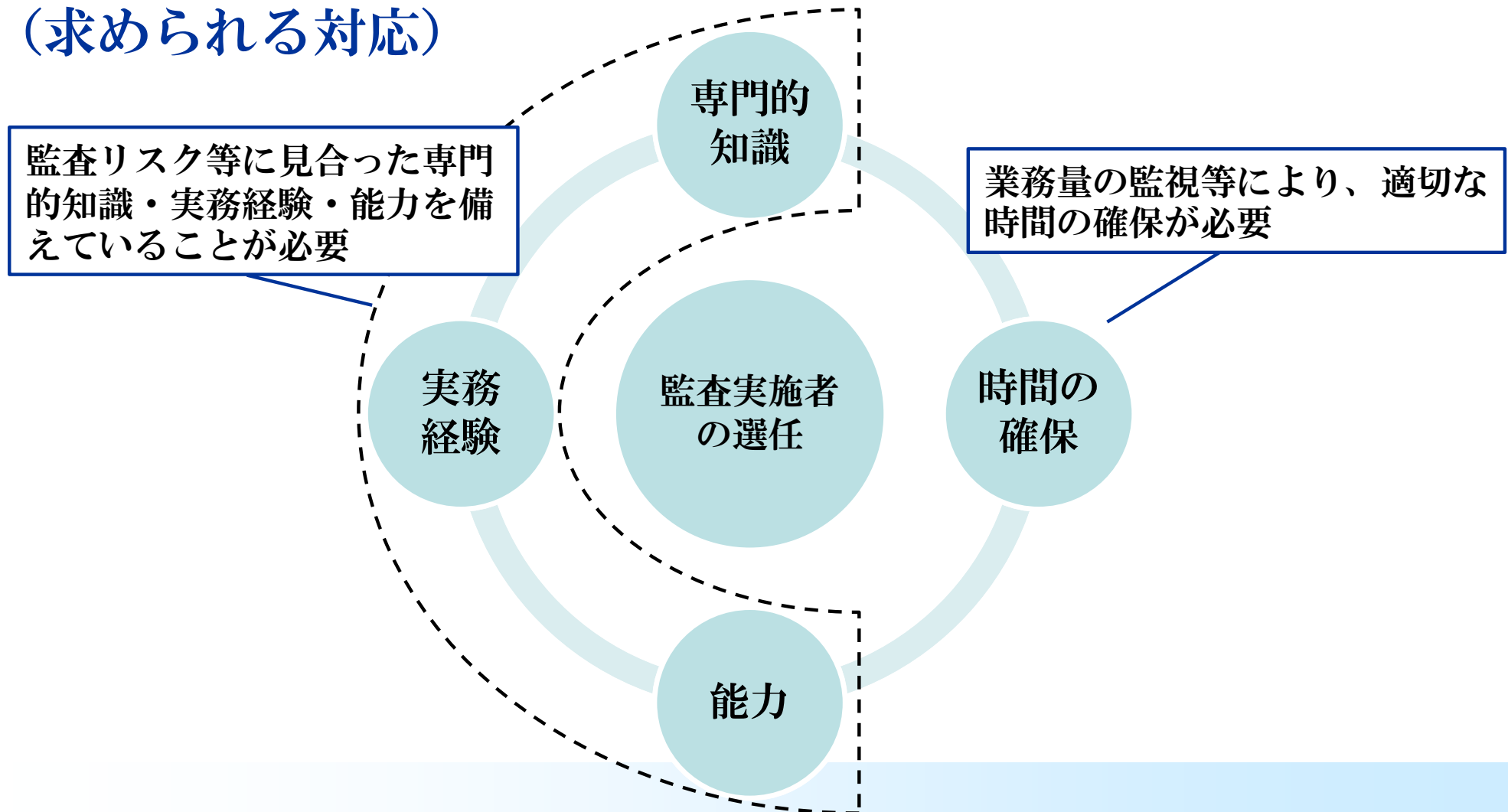
選任

主な不備内容	主な発生原因
業務執行社員が十分な時間を確保できているかの監視を適切に行っていない	✓ 被監査会社の実態に即した適切なリスク評価ができていない ✓ 所属する監査部門を優先して監査責任者を選任している ✓ 新規の監査業務の獲得を優先させている ✓ 監査責任者等のスキルやキャパシティを把握していない
監査リスクに応じた業務執行社員の見直しを行っていない	
地域事務所のチーム編成に関し、本部モニタリングが不十分	
ITの専門家を適切に選任していない	
専門的な見解の問合わせ先を適切に設定していない	

5. 採用、教育・訓練、評価及び選任

選任

(求められる対応)



6. 監査調書

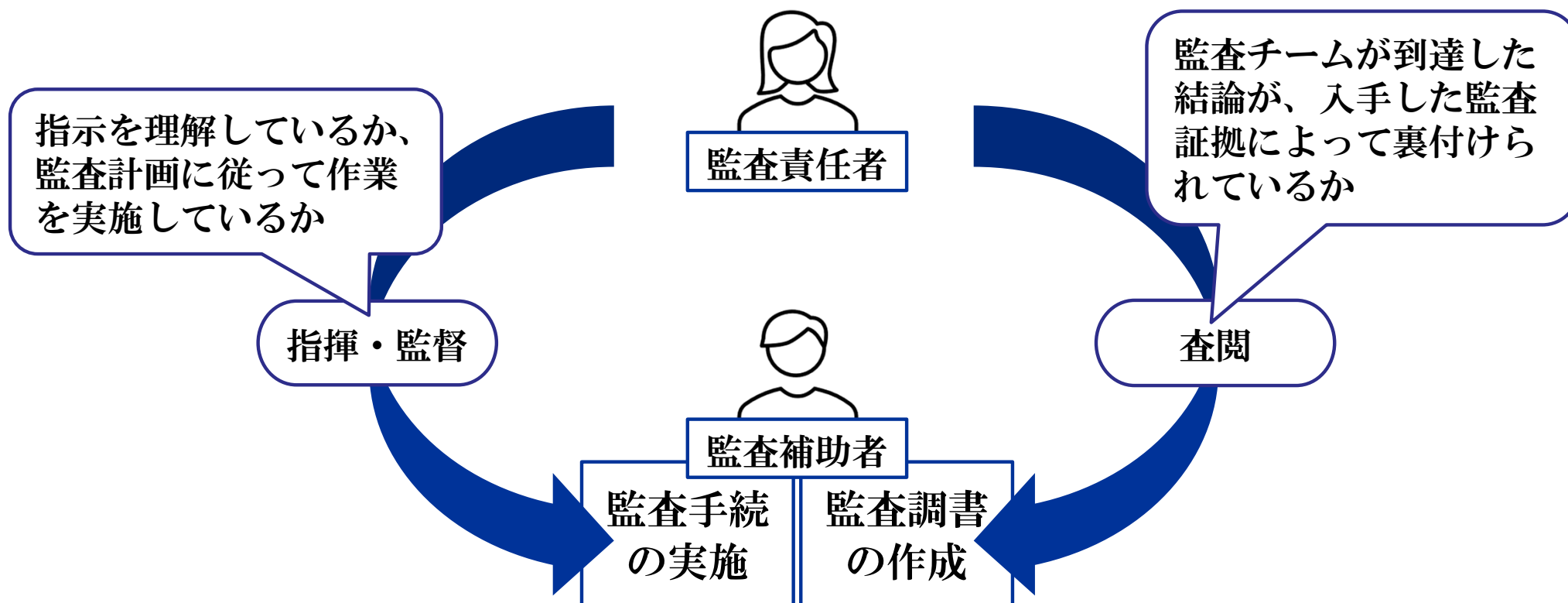
監査調書の作成及び上位者による監督・査閲

主な不備内容	主な発生原因
業務執行社員は監査補助者に対して適切な指揮及び監督を行っていない	✓ 査閲を行う業務執行社員を過度に信頼している
大手監査法人出身の監査補助者や他の社員の調書への批判的な姿勢が不足	✓ 監査調書の役割の重要性について十分に認識していない
リスクの高い領域に対して深度ある査閲を実施していない	✓ 監査手続の実施を監査補助者任せとしている
	✓ 口頭による説明等で十分と考えてしまい、監査調書を査閲していない

6. 監査調書

監査調書の作成及び上位者による監督・査閲

(求められる対応)



6. 監査調書

監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

主な不備内容	主な発生原因
監査調書の一部を監査ファイルに保管していない	✓ 監査報告書日後に監査調書を新たに作成し又は修正することへの罪悪感がない ✓ 監査調書の管理に対する意識が不足している
調書整理期限後に行った監査調書の修正について修正等の具体的理由等を文書化していない	
電子監査調書に記載される作成日や査閲日を事後的に変更している	
外部検査等での不備の指摘を免れるため組織的に監査調書を改ざんしている	
監査報告書日後に監査調書を新たに作成し又は修正している	

6. 監査調書

監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

(求められる対応)

監査調書の保存と維持に関する
適切な品質目標を設定する

適切な措置を講じる

- ☐ 基礎となるデータの安全な保管
- ☐ 完全性
- ☐ アクセス可能性又は復元可能性
- ☐ 関連する技術の管理
- ☐ ITアプリケーションの活用

例えば...

監査ファイルの最終的な整理を監査報告書日
後の適切な期限内に確実に完了させる

事後的な監査調書の作成又は修正を防止する

網羅的に監査調書を保存する

電子監査調書システムの適切な整備・運用を
図る

7. 監査業務に係る審査

主な不備内容	主な発生原因
審査担当社員の適格性を検討していない	✓ 審査担当者の確保・育成が不十分
重要な問題が生じている場合に、社内規程に定められた社員会による審査を要請していない	✓ 審査担当者が審査に十分な時間をかけていない
業務執行社員との討議や監査調書の査閲を十分に実施していない	✓ 外部検査等で指摘された事項に注意を払っていない
審査が完了しておらず監査意見が表明できないことを、被監査会社に伝達していない	✓ 監査チームへの批判的な姿勢が欠けている
	✓ 監査チームと審査担当者の中でリスク認識等が共有されていない

7. 監査業務に係る審査

(求められる対応)

審査担当者の適格性

適性と能力（十分な時間を含む）
及び適切な権限を有すること

独立性と客観性を含む
職業倫理規定に準拠すること

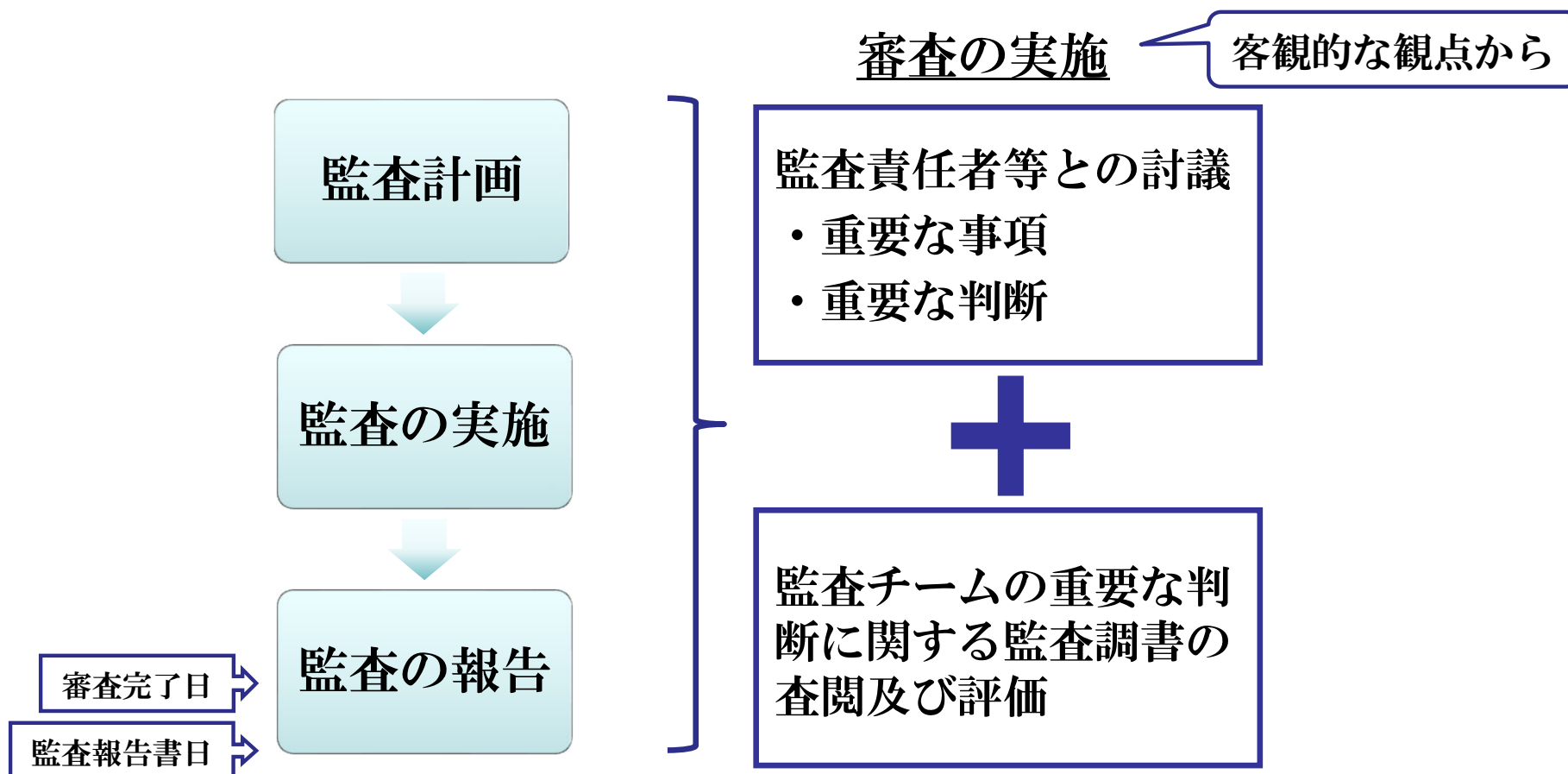
法令に適格性に関する追加的な要求
事項がある場合、それに準拠すること

左記の要件を
全て満たす者を
審査担当者を選任

(出典) 協会の公表資料より審査会作成

7. 監査業務に係る審査

(求められる対応)



(出典) 協会の公表資料より審査会作成

8. 品質管理システムのモニタリング

主な不備内容	主な発生原因
特定の監査責任者が定期的な検証の対象となっていない	✓ 品質管理システムのモニタリングの重要性を十分に理解しておらず、検証に十分な時間や人員を投入していない
モニタリング活動が形式的	
品質管理担当責任者がモニタリング活動を指揮、監督していない	
品質管理システムのモニタリングを最高経営責任者 1 名で実施する体制となっている	
定期的な検証において監査調書の査閲が行われていない	
定期的な検証において個別監査業務の不備が適切に発見できていない	
ホットラインの情報が品質管理担当責任者等に適切に伝達されていない	

8. 品質管理システムのモニタリング

(求められる対応)

目的

品質管理システムに係る問題点を自ら発見・把握し、自主的に是正措置を講じること

個別監査業務の選定・ 検証項目の特定

- ・ 被監査会社の規模・業種等
- ・ 監査責任者の在任期間と経験
- ・ 過去の定期的な検証の結果
- ・ 審査会検査の結果
- ・ 品質管理レビューの結果などを踏まえる

適格性を有する 実施担当者の選任

- ・ モニタリング活動を効果的に行うための十分な時間を含む適性・適切な能力・客観性を有することが必要である
- ・ 外部担当者を選任する場合も、監視機能が発揮されていることを確認する

実効性を担保する モニタリング態勢の構築

- ・ 是正措置の適切性を確認する態勢を構築する
- ・ 定期的な検証の実施履歴を適切に管理する
- ・ 内部通報制度、外部通報制度を設ける

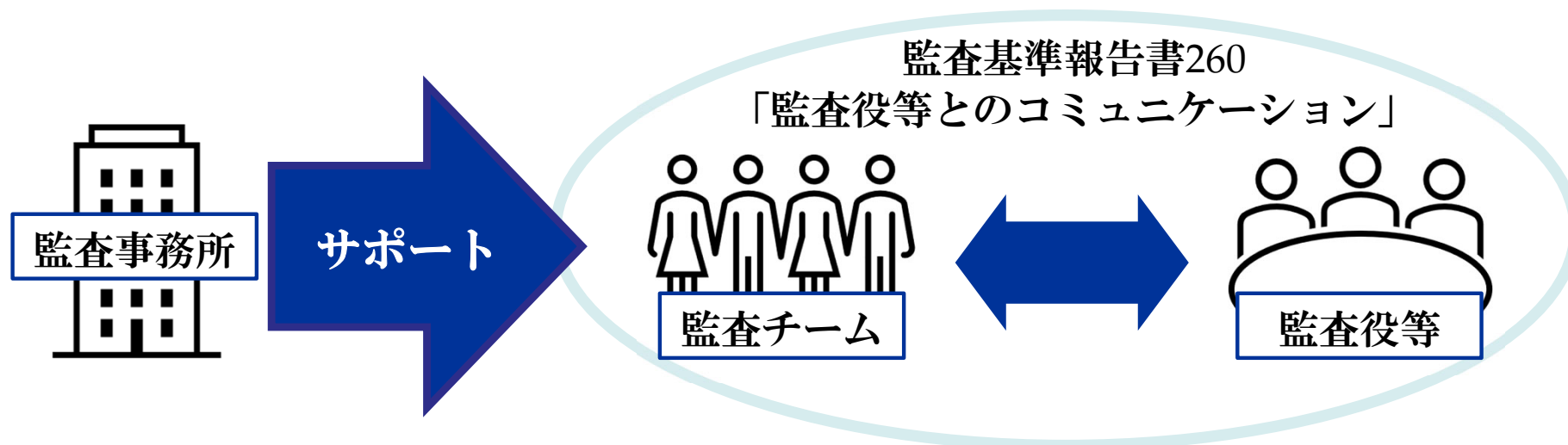
9. 監査役等との連携

主な不備内容	主な発生原因
監基報で要求される事項を監査役等に伝達していない	✓ 監査役等とコミュニケーションを行うべき項目に対する理解が不足している
受領した品質管理レビュー実施結果通知書の内容を監査役等へ伝達していない	

9. 監査役等との連携

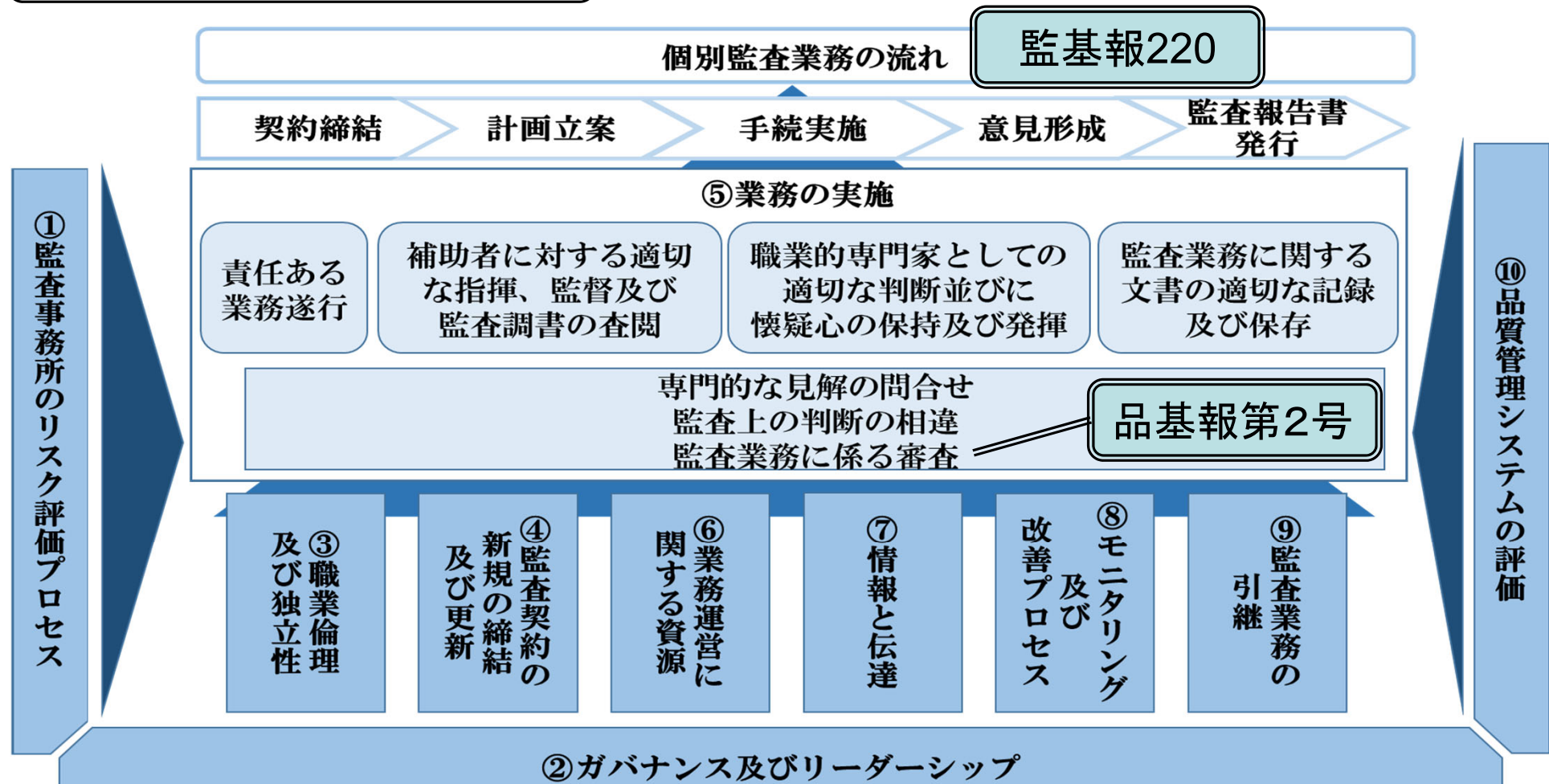
(求められる対応)

- 会計監査人は監査役等に対し、監査計画の策定から監査手続の実施、監査意見形成の各段階における監査の実施状況やその過程において識別した重要な状況についての情報共有を通じて監査の実効性の向上を図る必要がある
- 監査事務所は、監査チームと監査役等の有効なコミュニケーションの実施に向けて、監査チームをサポートする

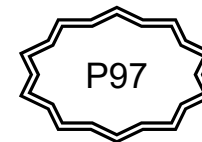


品質管理業務の実施

品質管理基準、品基報第1号



III. 個別監査業務



監査業務の実施（概要）

個別監査業務における不備事例は監査の基準にて要求されている事項が、何らかの形で不足している場合に検出され、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで広範な領域にわたってみられる

不備の原因には様々な内容があるが、近時の検査において比較的多くみられる原因には以下が挙げられる

- リスク対応手続の監査リスクへの適合性及び監査証拠の十分性・適切性の検討が不十分
- 監査人として発揮すべき職業的懐疑心の欠如
- 現行の監査の基準が要求する手続の水準に対する理解不足

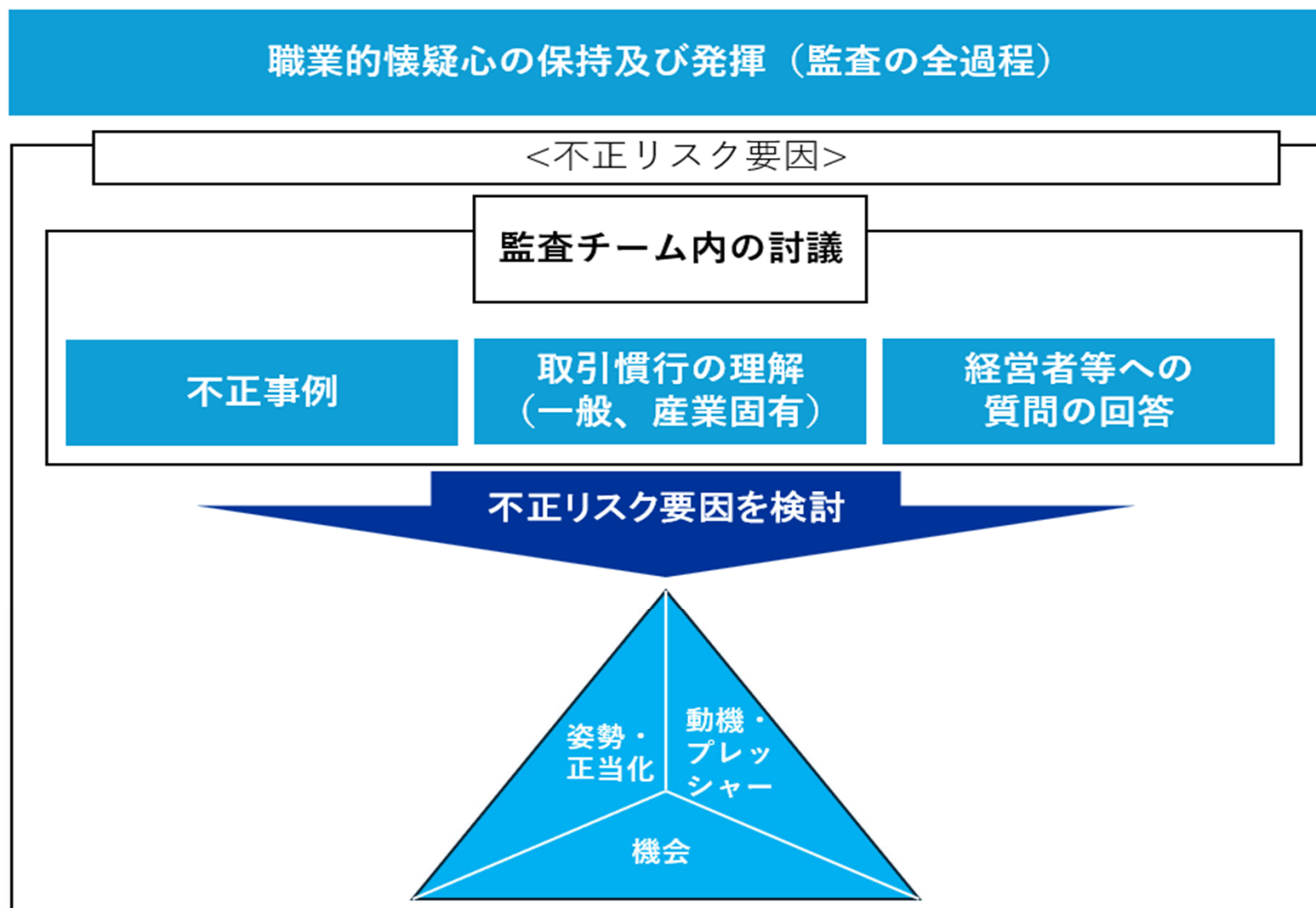
監査チームの主張が監査調書によって客観的に立証されない限り、監査手続が実施されていない場合と同様に取り扱われることについても十分留意が必要である

1. 財務諸表監査における不正

項目	主な不備内容
不正リスクの識別と評価	✓ 不正の手口に関する検討が不十分 ✓ 収益認識に不正リスクを識別しないことの反証が不十分 ✓ 不正リスク要因（動機・プレッシャー等）の検討が不十分 ✓ 入手した情報が不正リスクを示しているかの検討が不十分
評価した不正リスクへの対応	✓ より適合性が高く、より証明力が強い監査証拠の未入手 ✓ 不正リスクシナリオと実証手続のミスマッチ ✓ 通例でない取引等に関する不正の可能性の検討が不十分
経営者による内部統制を無効化するリスクへの対応	✓ 仕訳入力に係るプロセスの理解を踏まえた不正リスクシナリオの検討未実施
疑義の検討	✓ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別している状況において、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在しているかどうかの検討未実施

1. 財務諸表監査における不正

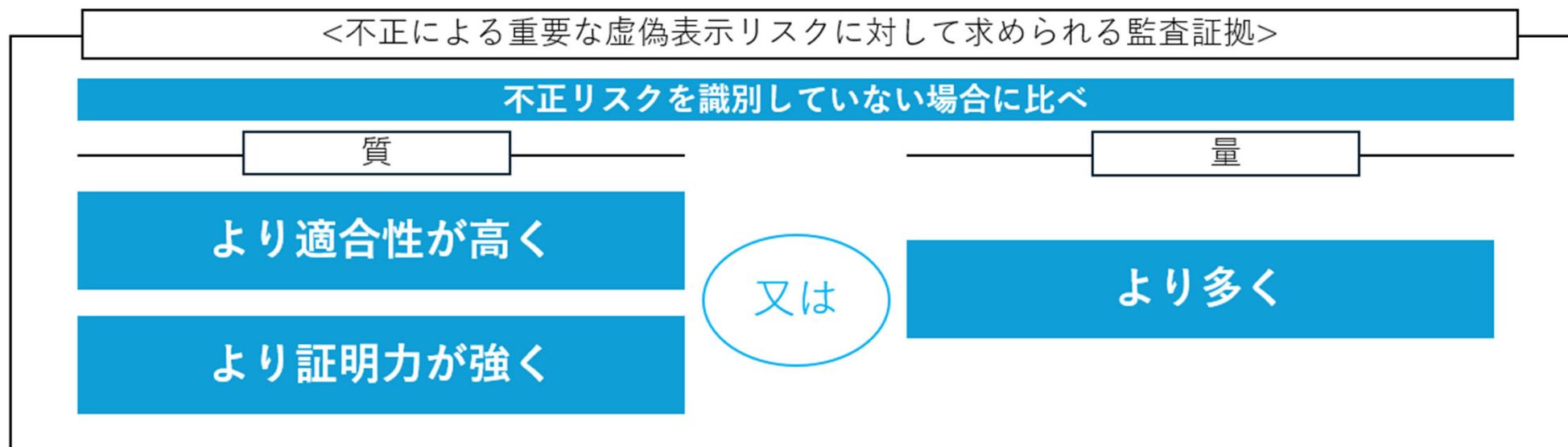
(求められる対応 1 / 2)



1. 財務諸表監査における不正

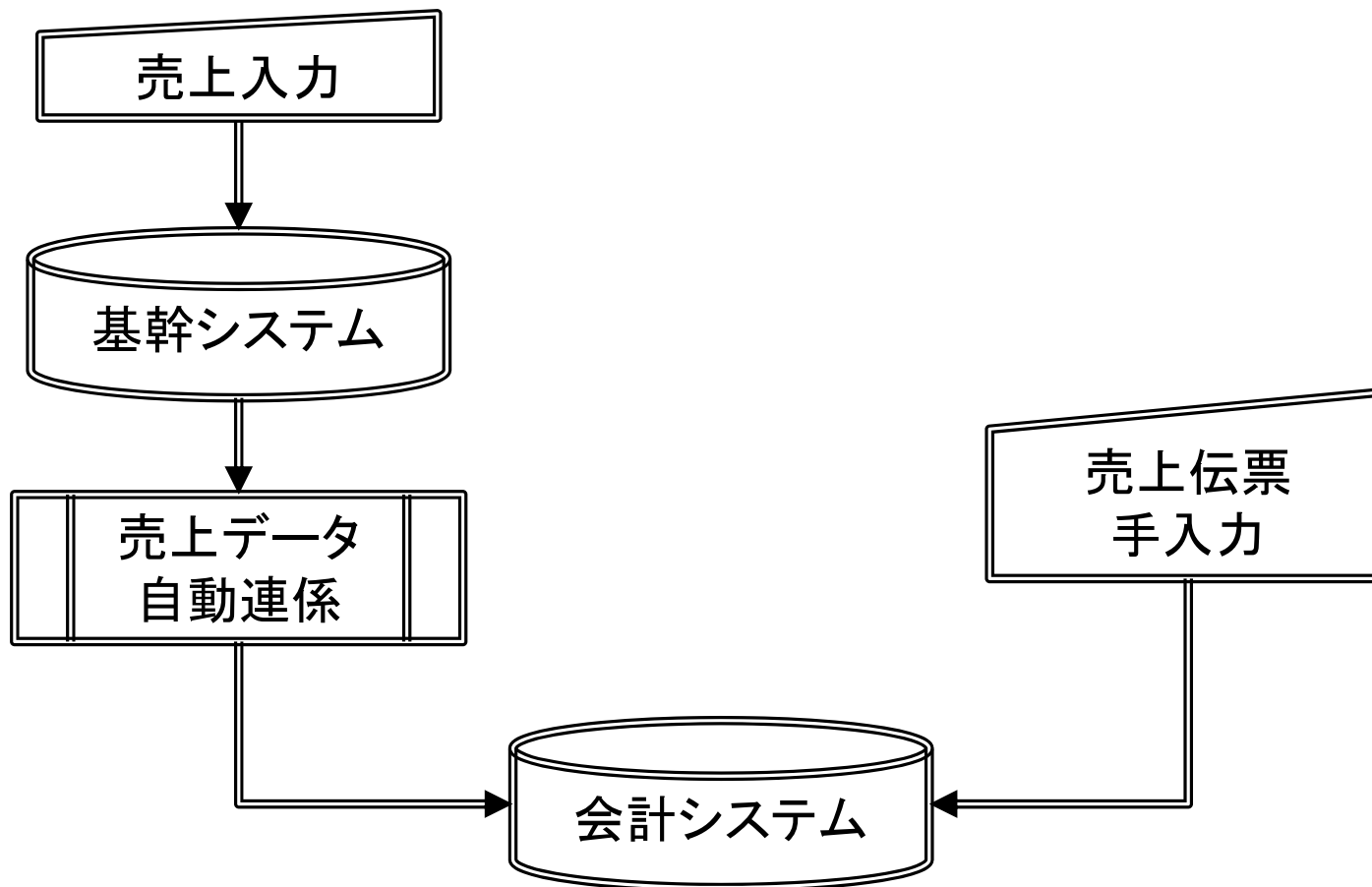
(求められる対応 2 / 2)

- 収益認識について、不正による重要な虚偽表示が財務諸表のどこでどのように生じる可能性があるのかを十分に検討する
- 不正リスクについては、不正リスクを識別していないアサーションに比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手する



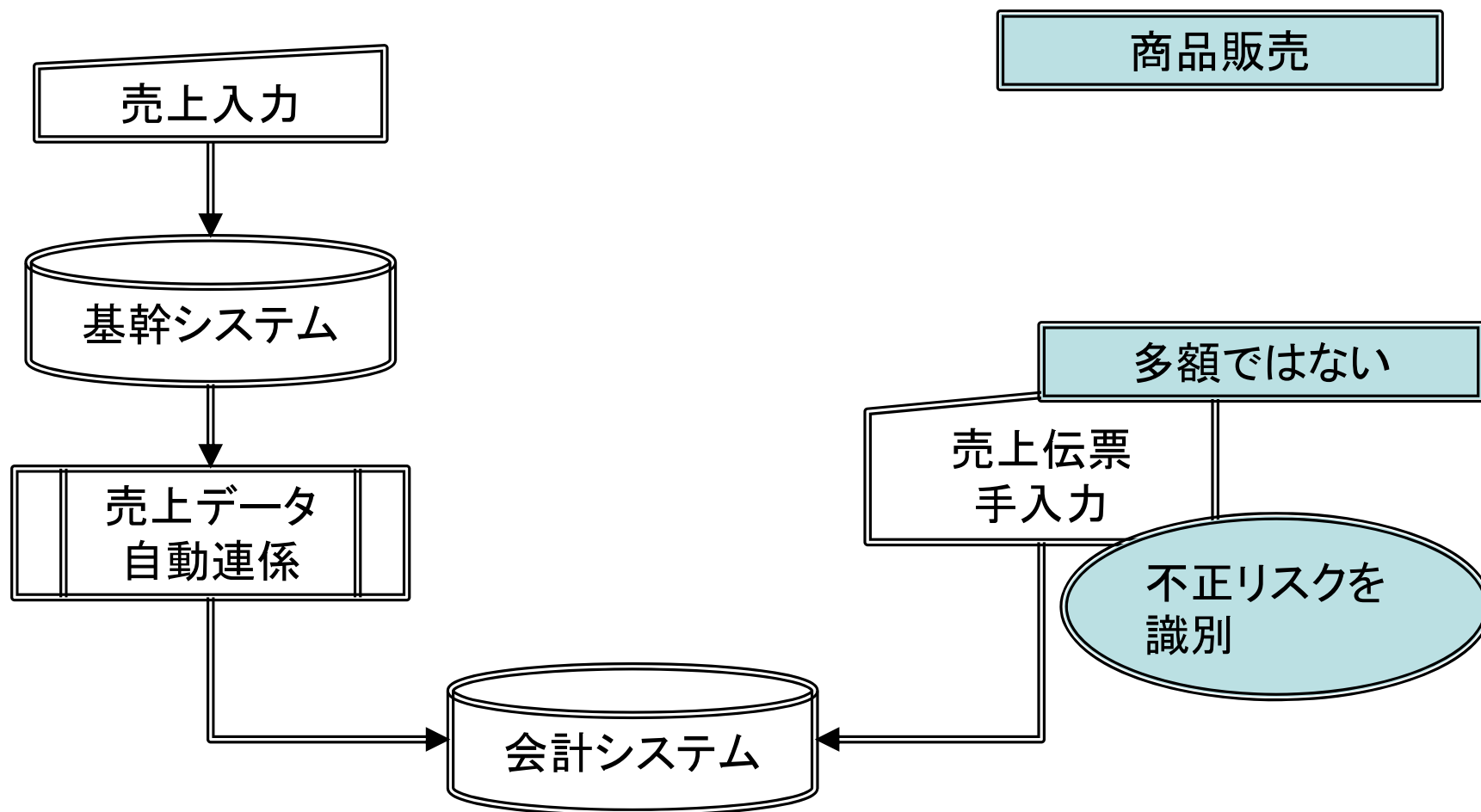
1. 財務諸表監査における不正（事例）

P108



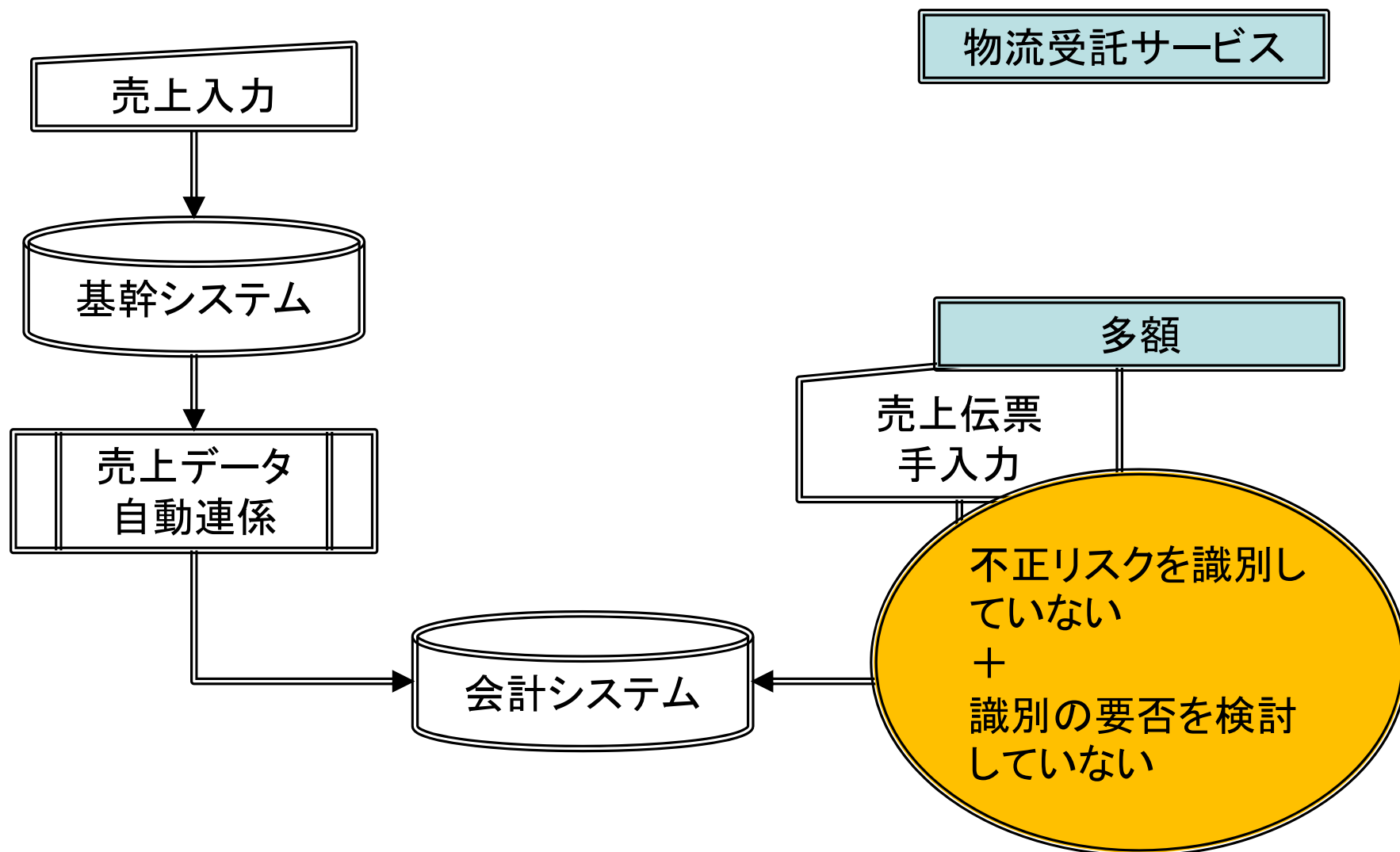
1. 財務諸表監査における不正（事例）

P108



1. 財務諸表監査における不正（事例）

P108



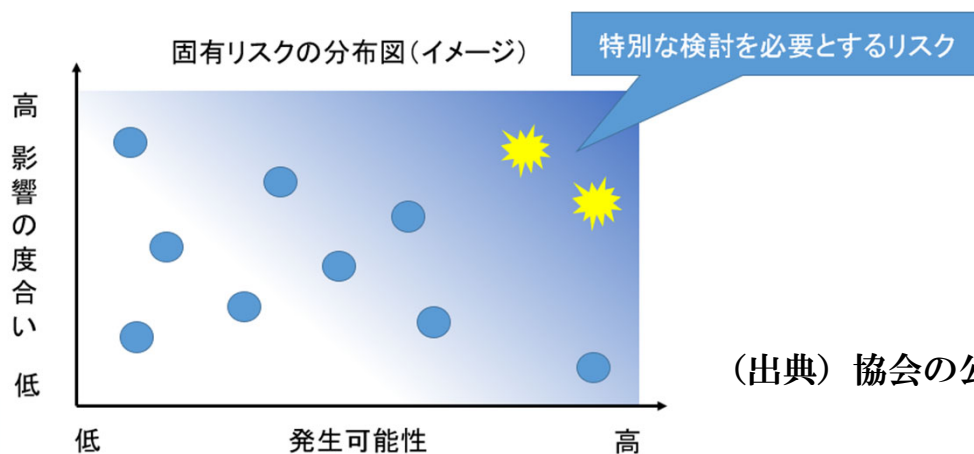
2. リスク評価及び評価したリスクへの対応

項目	主な不備内容
監査計画	✓ 企業及び企業環境の変化を踏まえた監査計画の修正の要否に関する検討未実施
企業及び企業環境の理解	✓ 重要な勘定残高等に関する情報処理活動を理解していない ✓ 被監査会社の会計方針を理解していない ✓ 特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制を理解していない
評価したリスクに対応する監査人の手続	✓ 重要な虚偽表示リスクに対応する実証手続の未実施 ✓ 財務諸表の表示及び注記事項の妥当性に関する検討が不十分
監査の過程で識別した虚偽表示の評価	✓ 識別した虚偽表示について、①内部統制監査への影響の検討、②経営者確認書への記載、③監査役等への報告、の未実施

2. リスク評価及び評価したリスクへの対応

(求められる対応)

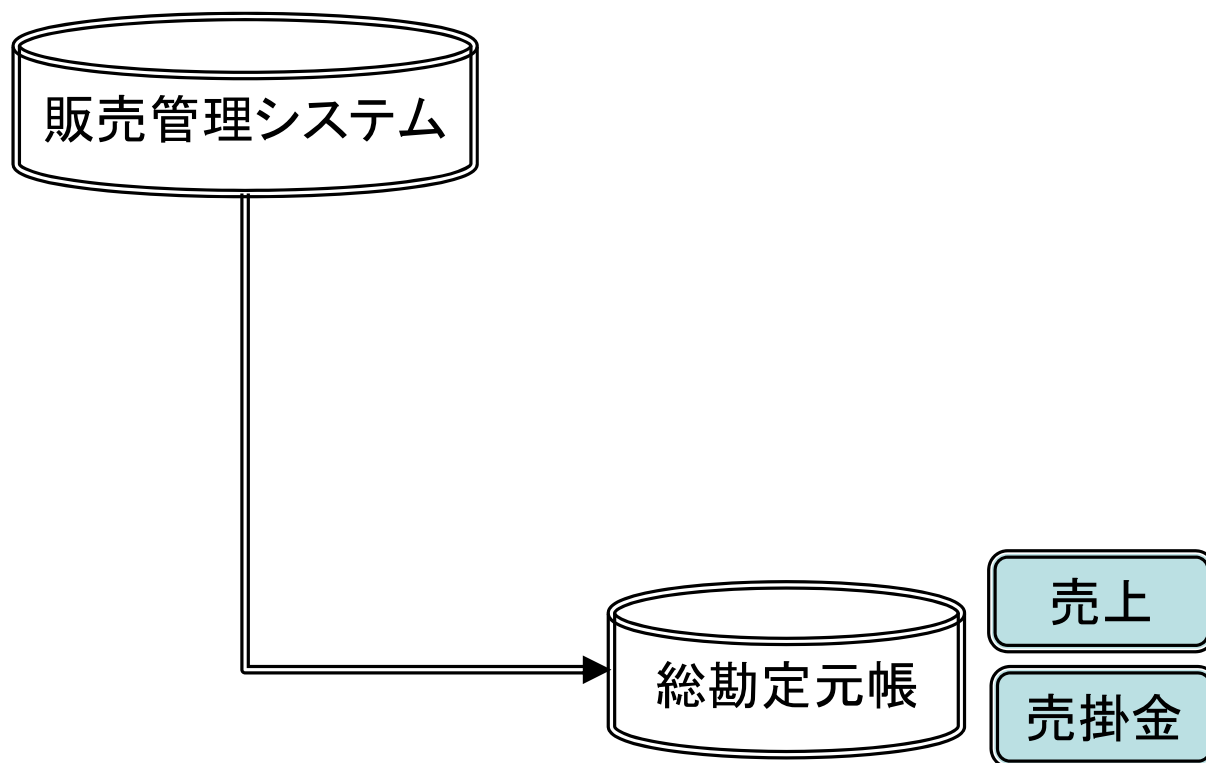
- 企業及び企業環境の十分な理解とそれを通じたリスク評価を実施するとともに、本事例集や協会が発行する監査提言集等を参考にするなどして、慎重にリスクの識別と評価を行う
- 評価したリスクに対応して十分かつ適切な監査証拠を入手できる手続となっているかという観点から、リスク対応手続の種類・実施時期・実施範囲を検討する
- 監査基準報告書315の改正に対応し、固有リスク要因（複雑性、主観性、変化、不確実性など）を適切に考慮して固有リスクを評価する



2. リスク評価及び評価したリスクへの対応（事例）

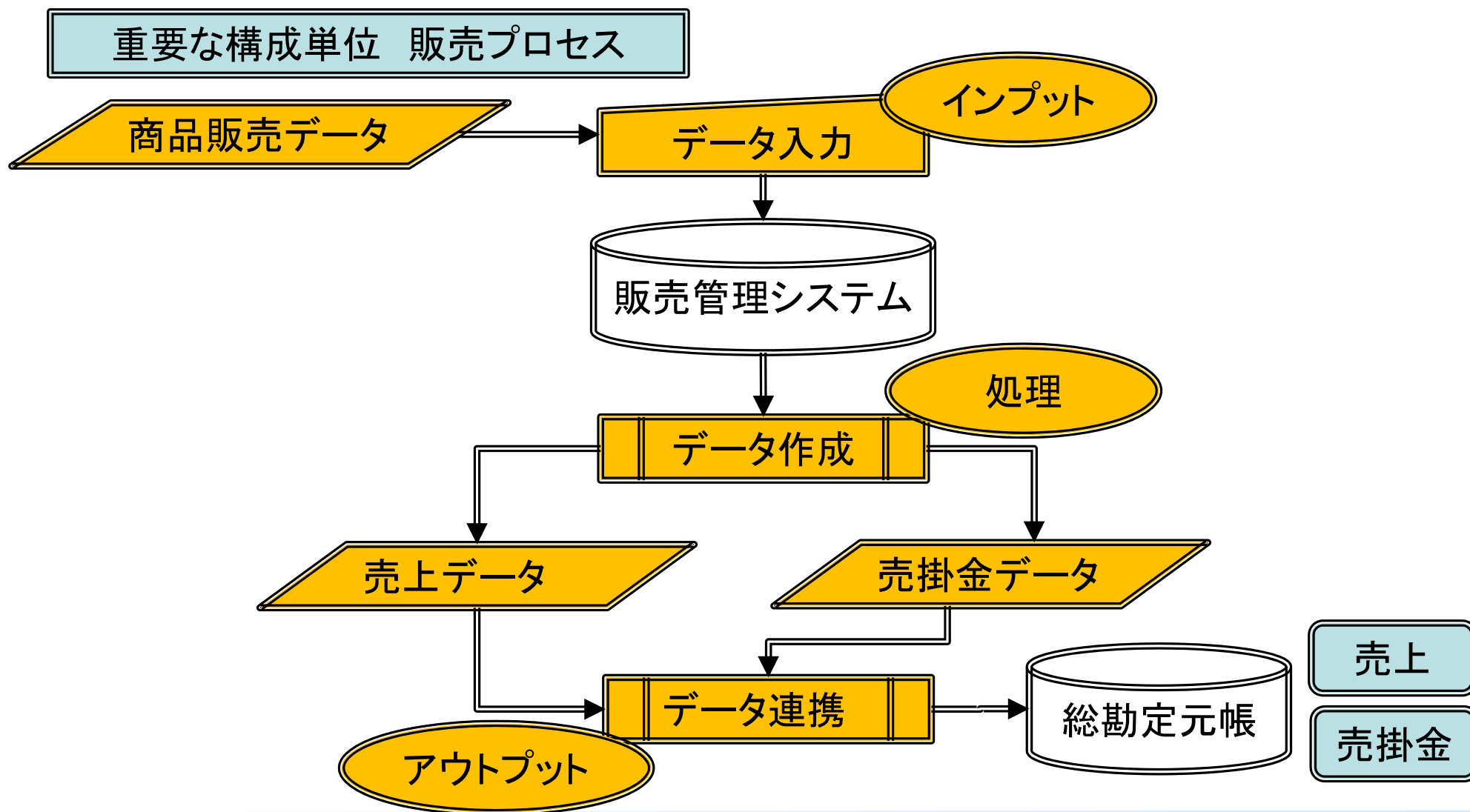
P125

重要な構成単位 販売プロセス



2. リスク評価及び評価したリスクへの対応（事例）

P125



3. 監査証拠

(1/2)

項目	主な不備内容
共通事項	✓ 二重目的テストとして実施した手続が詳細テストとして不十分（サンプル数、母集団など） ✓ 実地棚卸に係る内部統制の適切性に関する検討が不十分 ✓ 経営者の利用する専門家の適性・能力・客観性及び業務の評価が不十分 ✓ 被監査会社が作成した情報の信頼性に関する検討未実施 ✓ 立会基準日～期末日の残余期間に係る実証手続の未実施
確認手続	✓ 確認差異の内容に関する検討が不十分
分析の実証手続	✓ 推定に使用するデータの信頼性に関する検討未実施 ✓ 計上された金額と推定値との差異に関する被監査会社の回答を裏付ける監査証拠の未入手

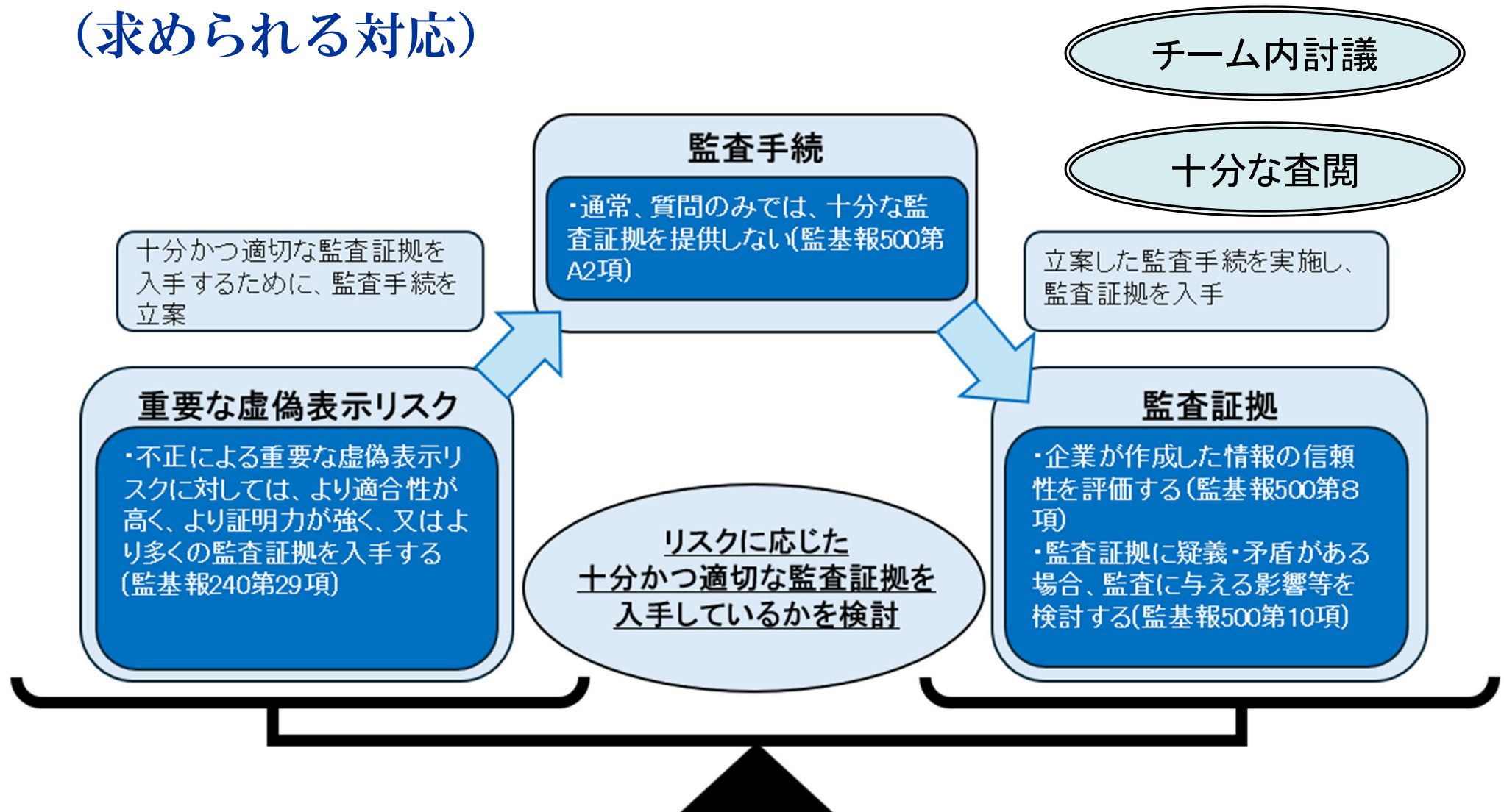
3. 監査証拠

(2 / 2)

項目	主な不備内容
監査サンプリング	✓ 母集団の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で抽出していない ✓ 母集団の特性に関する検討未実施
特定項目抽出による試査	✓ 残余部分に対する実証手続の要否に関する検討未実施
関連当事者	✓ 被監査会社の質問書への役員による回答の有無及び内容について、追加的な監査手続の要否の検討未実施 ✓ 識別した通例でない取引の特殊性（関連当事者取引に該当）や合理性に関する検討が不十分
継続企業の前提	✓ 経営者の対応策に関する検討が不十分（検討未実施、口頭での回答のみ、など）
後発事象	✓ 連結子会社の全株式の売却を重要な後発事象として注記しないことの適切性の検討未実施

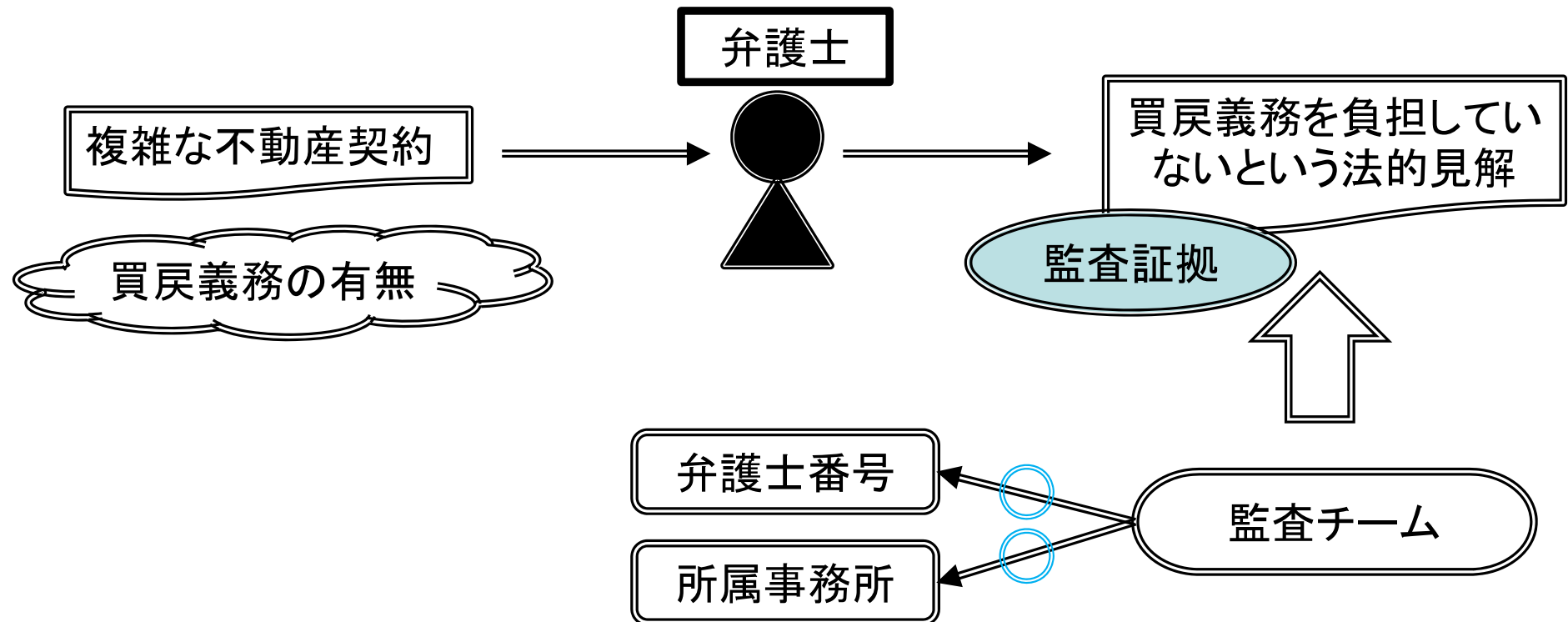
3. 監査証拠

(求められる対応)



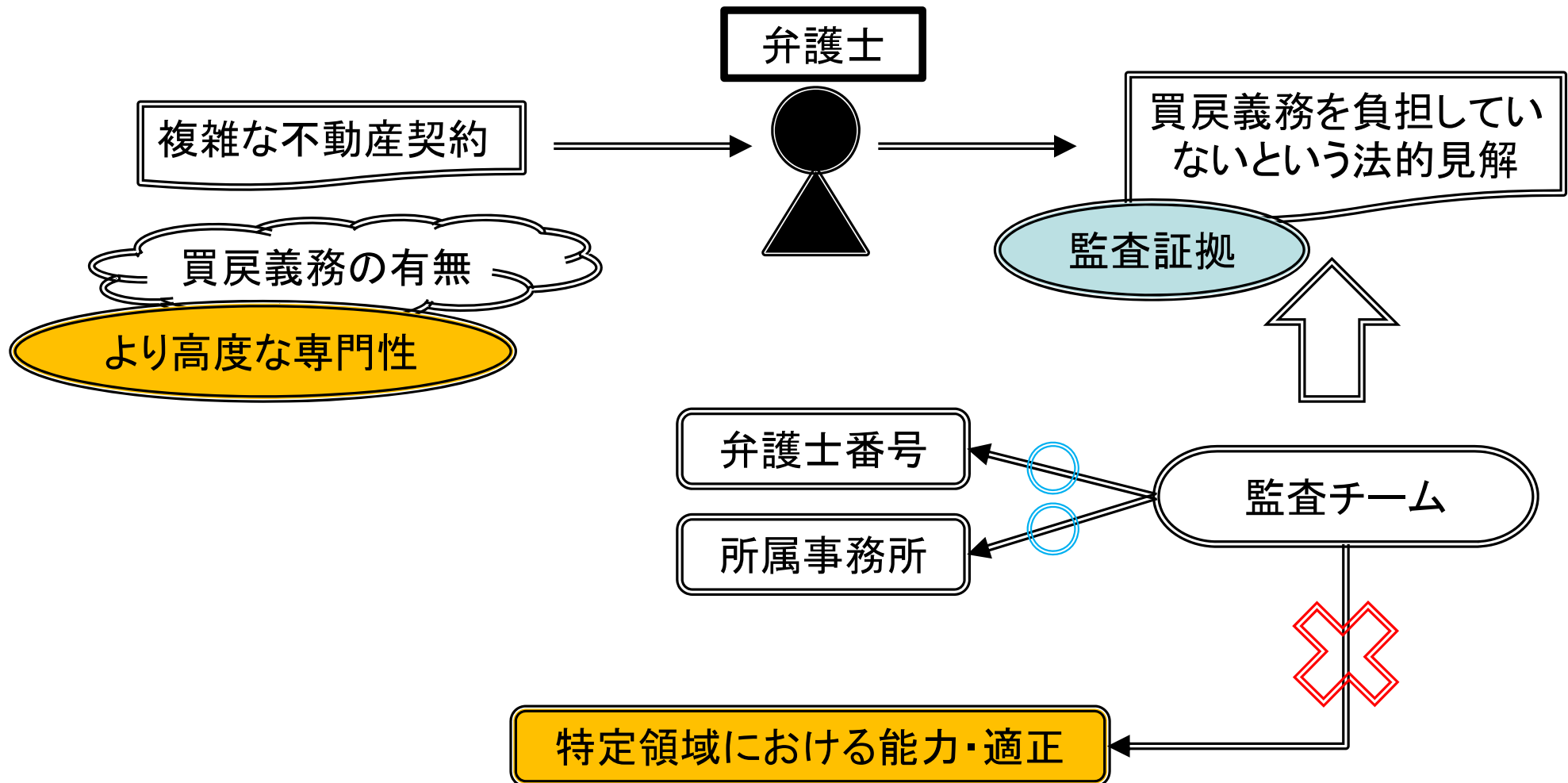
3. 監査証拠（事例）

P136



3. 監査証拠（事例）

P136



4. 会計上の見積りの監査

(1 / 3)

項目	主な不備内容
固定資産の減損	
(リスク評価)	✓ 見積りの不確実性の程度の評価未実施 ✓ どの仮定が重要な仮定に該当するかの検討未実施 ✓ 過年度の会計上の見積りの確定額に関する検討未実施
(見積手法)	✓ 資産のグルーピングや本社費の配賦基準を理解していない ✓ 連続赤字の事業に係る翌期予算の合理性に関する検討未実施 ✓ 営業損失が事業計画から著しく下方乖離していないかの検討未実施
(重要な仮定)	✓ 計画後の将来CFが同水準で推移する仮定に関する検討未実施 ✓ 重要な仮定としている販売数量や販売単価等に関する検討未実施 ✓ 翌期以降の経営方針等が将来CFに与える影響の検討未実施 ✓ 不動産鑑定評価について、専門家の業務を利用する必要性に関する検討未実施
(データ)	✓ 資産グループごとの損益情報の信頼性に関する検討未実施

4. 会計上の見積りの監査

(2 / 3)

項目	主な不備内容
のれん	✓ のれんの償却期間の妥当性に関する検討未実施 ✓ 株式取得時の事業計画と実績との比較検討の未実施 ✓ 事業計画における重要な仮定を含む経営者の仮定の検討不十分
繰延税金資産の回収可能性	✓ 重要な仮定及びデータと判断した事業計画の各数値の検討未実施 ✓ 固定資産の減損における将来CFの見積りとの整合性の確認未実施 ✓ 業績悪化先に対する貸付金のスケジューリングの妥当性に関する検討不十分
棚卸資産	✓ 評価方法の適切性に関する検討未実施 ✓ 当期の実績販売数量が見積販売数量を下回ったことが正味売却価額の仮定に与える影響に関する検討未実施 ✓ 売価及び見積追加製造原価に係る見積手法の合理性及び基礎データの正確性に関する検討未実施

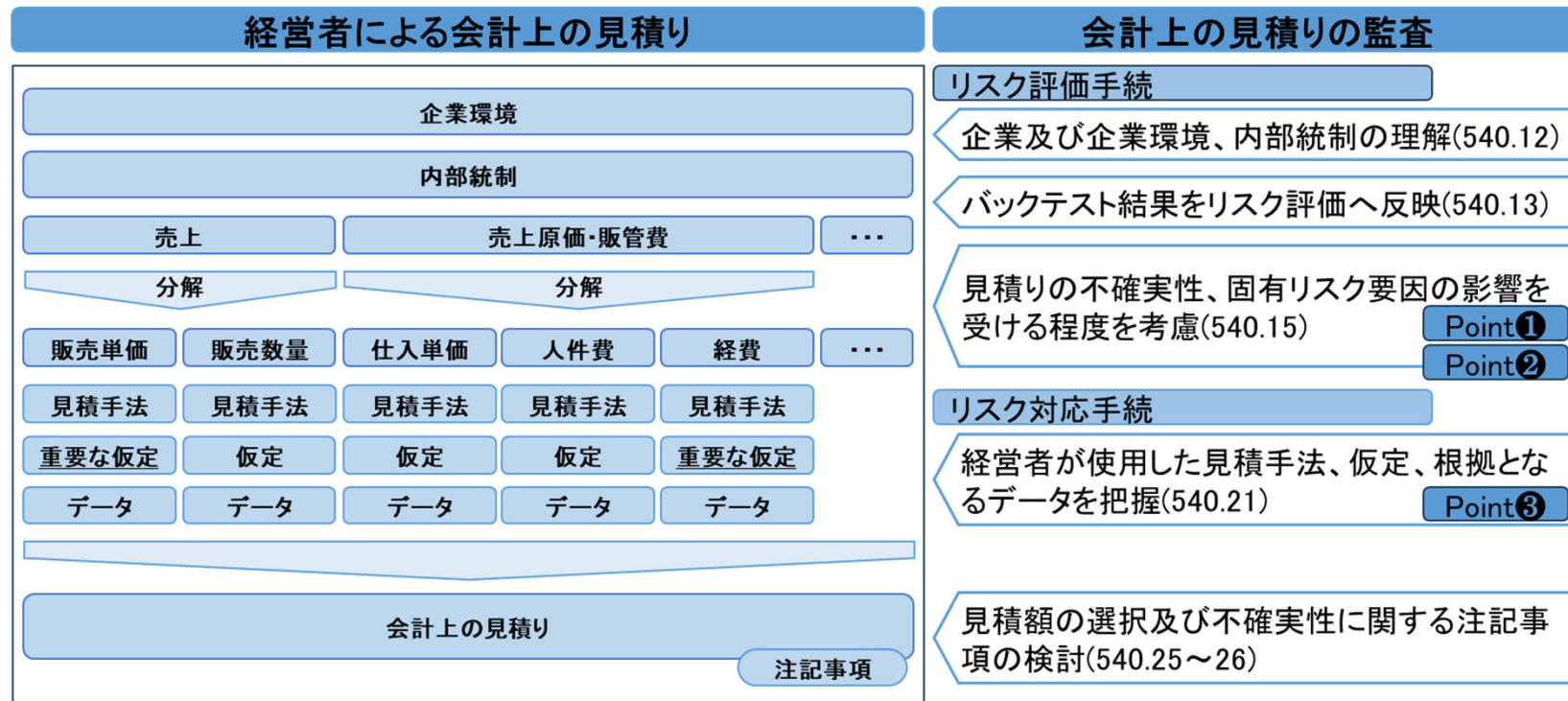
4. 会計上の見積りの監査

(3 / 3)

項目	主な不備内容
債権の評価	✓ 貸倒引当金の見積方法の妥当性に関する検討未実施 ✓ 貸付先の事業計画の合理性に関する検討が不十分
関係会社株式の評価	✓ 株式取得時の事業計画の下方修正が当初見込んでいた超過収益力に及ぼす影響に関する検討が不十分 ✓ 関係会社の事業計画の合理性に関する検討未実施
資産除去債務	✓ 前年度の見積りの確定額や再見積額に関する検討未実施 ✓ 履行時期の見積りが困難であることを理由に資産除去債務を計上していないことの妥当性に関する検討未実施

4. 会計上の見積りの監査

(求められる対応 1 / 2)



Point①

- 見積りの不確実性に影響を受ける程度を適切に評価する

Point②

- 構成要素を適切な単位に分解した上で、経営者が重要な仮定をどのように識別したのかを理解する
- 見積手法が実態に即しているか、基準に準拠しているか検討する

Point③

- 重要な仮定の適切性について、入手した全ての監査証拠を考慮した上で、経営者の仮定の根拠を『定量的に』検討する

4. 会計上の見積りの監査

(求められる対応 2 / 2)

会計上の見積りの
性質の理解



遡及的な検討



重要な虚偽表示リ
スクの評価



リスク対応手続

- ・ 企業及び企業環境・財務報告の枠組み・内部統制システムの理解
- ・ 見積手法・仮定・データ、不確実性の程度、開示の理解

- ・ 過年度の会計上の見積りの確定額、再見積額の検討
- ・ 経営者の見積りプロセスの有効性の評価

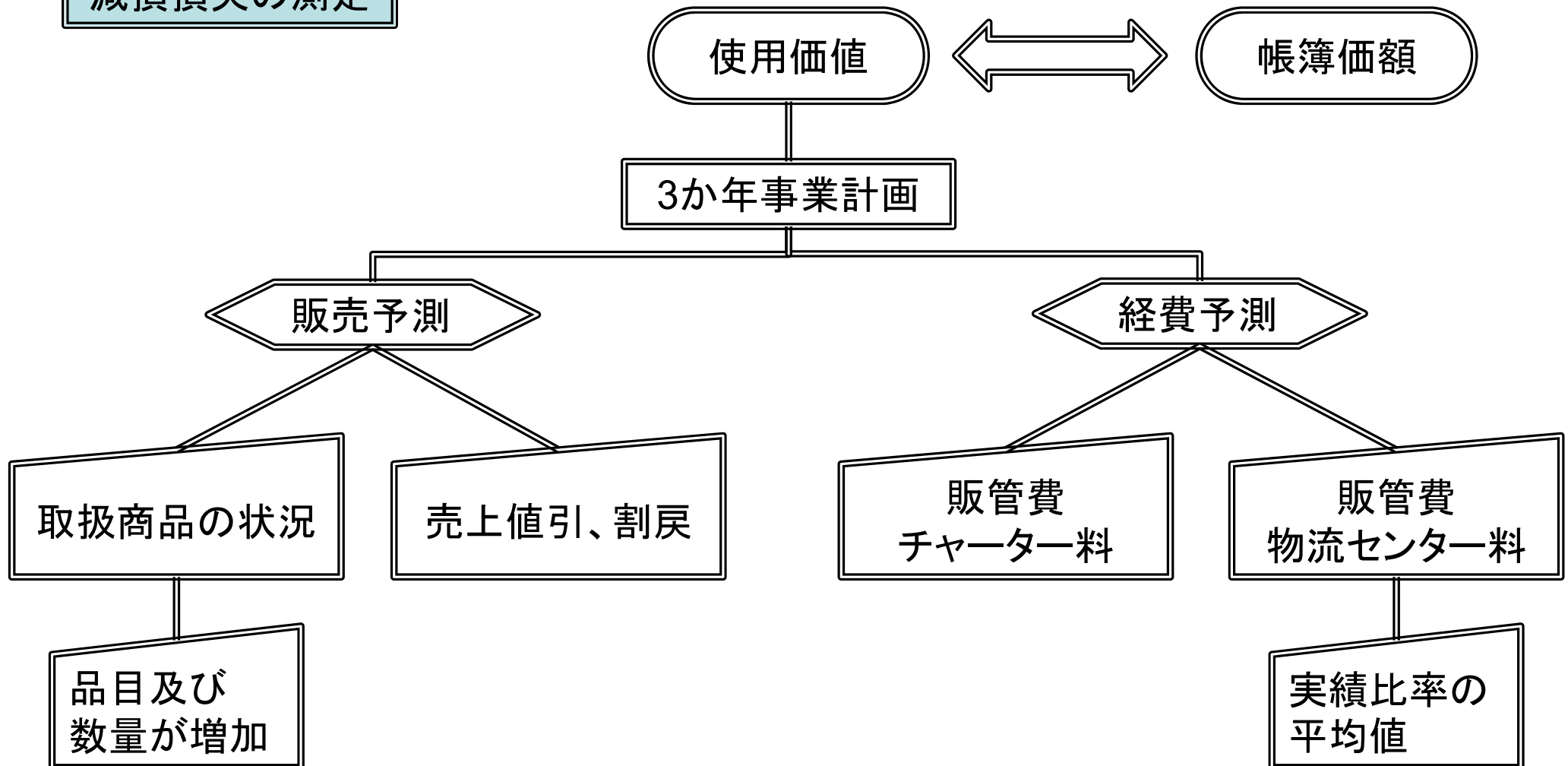
- ・ 見積りの不確実性の影響を検討
- ・ 複雑性、主観性等の固有リスク要因を考慮
- ・ 特別な検討を必要とするリスクであるかを判断

- ・ 見積手法・重要な仮定・データに対して手続を実施
- ・ 注記事項を含む開示の適切性を検討
- ・ 必要に応じて監査人等の見積額を設定
- ・ 入手した監査証拠を批判的に検討

4. 会計上の見積りの監査（事例）

P147

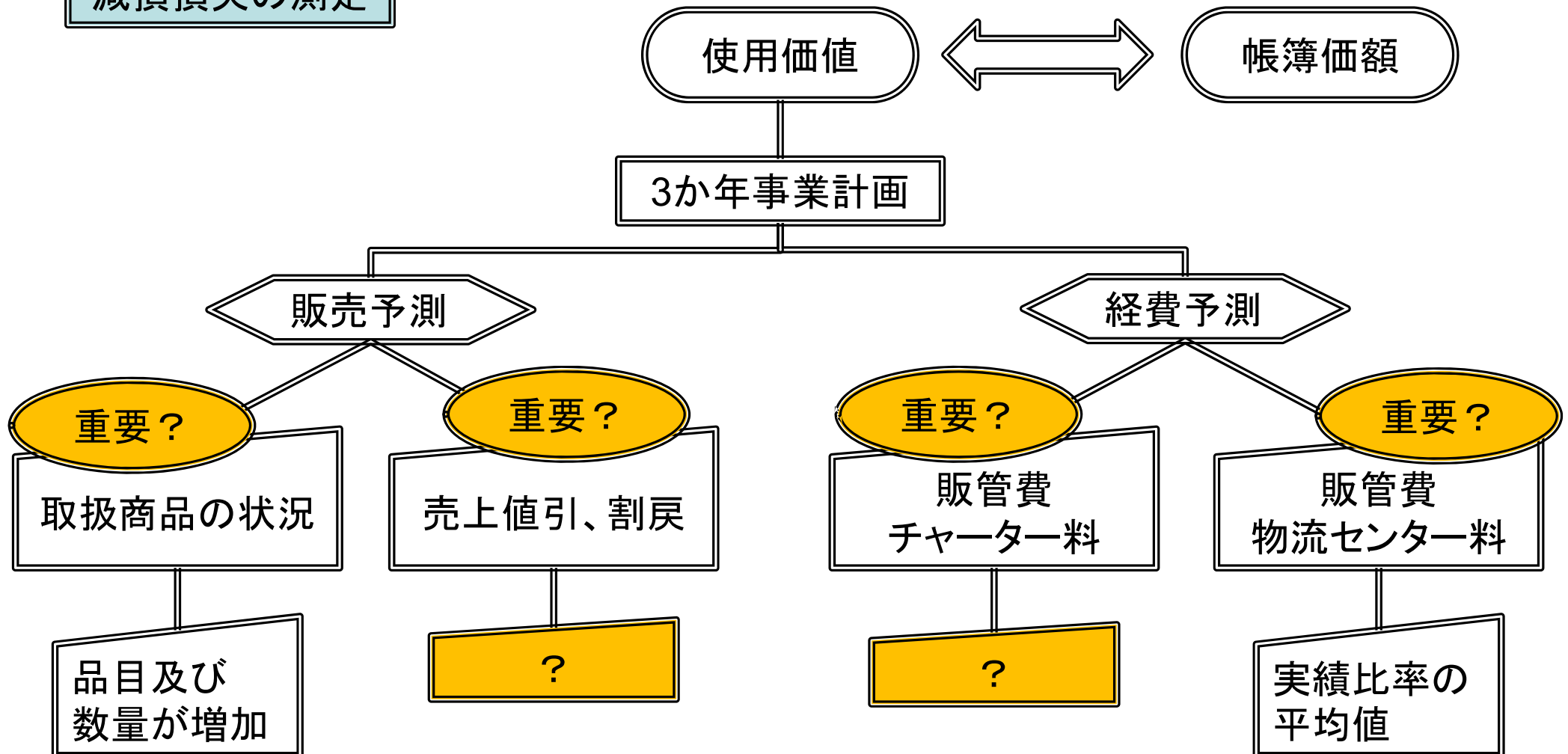
減損損失の測定



4. 会計上の見積りの監査（事例）

P147

減損損失の測定



5. グループ監査

項目	主な不備内容
構成単位の監査人が実施する作業への関与	✓ 構成単位で識別された特別な検討を必要とするリスクをグループ財務諸表においても特別な検討を必要とするリスクとして識別すべきかの討議未実施 ✓ 構成単位の監査人による特別な検討を必要とするリスクへの対応手続の適切性を評価していない
構成単位の監査人とのコミュニケーション	✓ 構成単位の監査人に対して、関連当事者の情報を網羅的に伝達していない ✓ 構成単位で発見された虚偽表示の内部統制への影響及び不正の可能性に関する検討未実施
連結プロセス	✓ 構成単位の財務情報や連結修正仕訳に関する検討が不十分
後発事象	✓ 構成単位における後発事象の有無の検討未実施
監査証拠の評価	✓ 未了である構成単位の監査人の手続に関する追加手続の要否の検討未実施

5. グループ監査

(求められる対応)

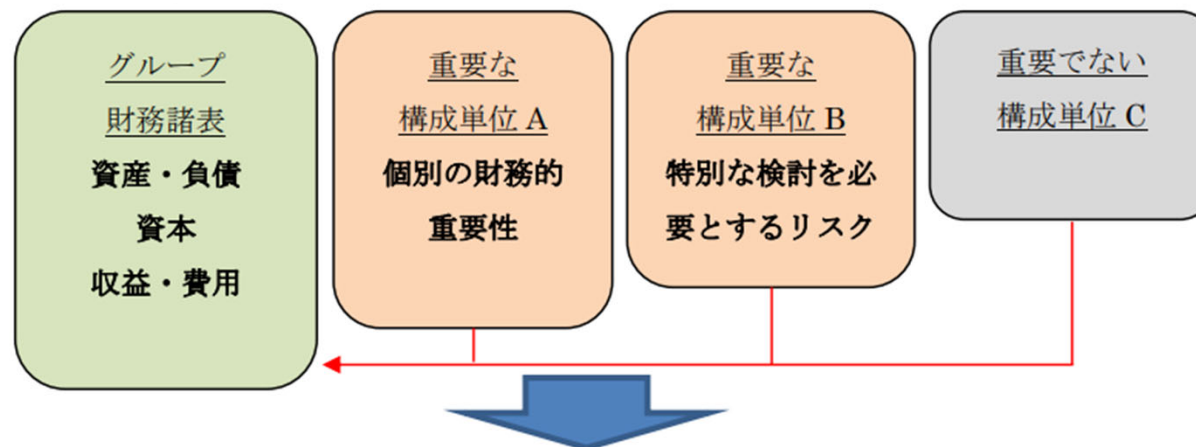
- グループ監査責任者は、構成単位の監査人の作業も含めて、グループ財務諸表の監査意見に責任を有することを認識する
- 構成単位の監査人と十分にコミュニケーションを行い、構成単位の財務情報及び連結プロセスに関する十分かつ適切な監査証拠を入手する
- グループ監査の適切な実施には、特定の国に係る語学能力や会計制度に関する知識等の状況に応じた付帯的能力が求められるため、適切な構成単位の監査人の選任及びグループ監査チームの組成に留意する
- 監査基準報告書600の改正に対応する

5. グループ監査（改正）

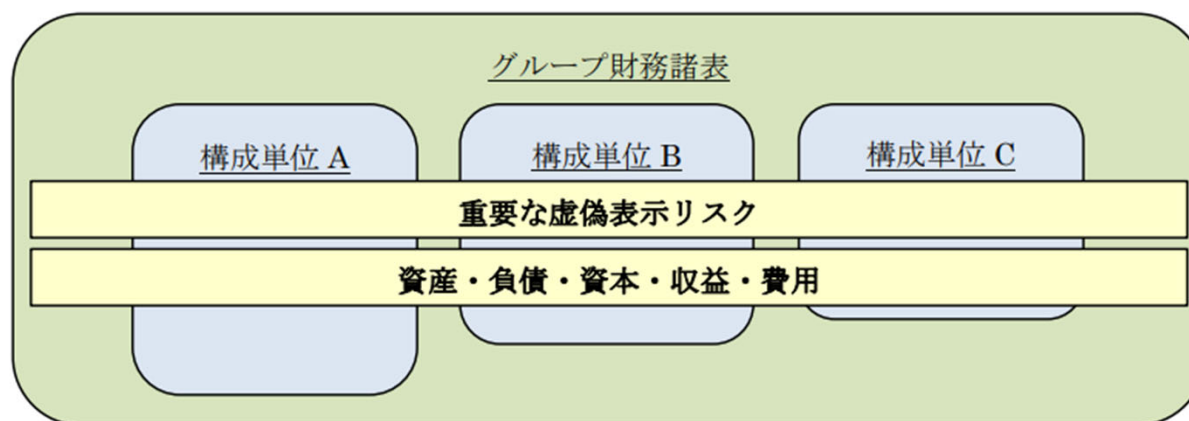
P176

【図 16】グループ監査のアプローチの変化

（改正前）構成単位ごとのアプローチ（タテのアプローチ）



（改正後）グループ財務諸表の勘定科目レベルのアプローチ（ヨコのアプローチ）



（出典）協会の公表資料より審査会が作成

6. 専門家の業務の利用

項目	主な不備内容
利用の判断	✓ 専門家の業務を利用する必要性に関する検討未実施
適性、能力及び客観性の評価	✓ 利用した専門家の適性、能力及び適格性に関する評価未実施
専門家との合意	✓ 監査チームと専門家の間で、利用する業務の範囲や目的等についてのコミュニケーションが不十分

6. 専門家の業務の利用

(求められる対応)

- 監査チームは、表明した監査意見に単独で責任を負い、その責任は専門家の業務を利用したとしても軽減されるものではないことを常に念頭に置き、利用する専門家の業務の評価を行う
- ①専門家を利用する必要性を判断する、②専門家の適性、能力及び客観性を評価する、③専門家の業務が監査目的に照らして適切であるかについて評価する
- 監査チームは、専門家に任せきりにすることなく、利用する業務の目的や範囲について、専門家と十分な協議を行うなどにより、監査目的に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手する

7. 財務報告に係る内部統制の監査

項目	主な不備内容
評価範囲の検討	✓ 特別な検討を必要とするリスクに関連する内部統制を含む重要な業務プロセスが評価範囲外であることの妥当性に関する検討未実施
評価方法	✓ サンプリングの母集団の適切性やサンプル数の十分性に関する検討未実施 ✓ 内部統制の整備状況の評価に当たり、前期からの変更を確認するにとどまっている ✓ IT全般統制・IT業務処理統制を含む内部統制の運用評価手続が不十分
不備の程度の評価	✓ 発見した虚偽表示に関連する内部統制の不備の内容及び財務報告に与える影響に関する検討未実施
内部監査人の作業の利用	✓ 内部監査人のサンプリングに係る母集団及びサンプル抽出方法の妥当性に関する検討未実施

7. 財務報告に係る内部統制の監査

(求められる対応)

- 監査人は、効果的かつ効率的な監査の観点から、財務諸表監査と内部統制監査を一体的に実施することが求められている
- その一方で、監査人には、被監査会社の規模や組織構造等の特徴を踏まえた内部統制の構築に関して指導的機能を発揮することが求められていることにも留意する
- 画一的、形式的に手続を実施するのではなく、必要とされる監査手続の時期・範囲・適切性等について改めて検討する必要がある
- 特に、新規に評価対象としたプロセス、特別な検討を必要とするリスクに関連するプロセス等、リスクが高いと想定される領域に対しては、十分かつ適切な監査証拠が入手できたか、慎重に評価することが求められる
- 財務報告内部統制監査基準報告書第1号の改正に対応する

8. 監査上の主要な検討事項

項目	主な不備内容
KAMの内容及び決定理由に係る記載	✓ 財務諸表における注記事項への参照が不正確
監査上の対応に関する記載	✓ 監査上の対応として記載した監査手続の一部が未実施

8. 監査上の主要な検討事項

(求められる対応)

- 監査人には、KAMの目的を十分に理解した上で、KAMのボイラープレート化・形骸化に繋がらないよう適切な対応が求められる
- KAMの決定の際には、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションが求められる
- 監査報告書に記載される「KAMの内容及び決定理由」には、KAMの対象となっている領域や金額を特定することにより、企業の特定の状況に直接関連付けた記載とすることに留意する
- 監査報告書に記載される「監査上の対応」には、KAMの決定理由に記載した要因に適合する手続等をできる限り具体的に記載する